

特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

平成 21 年度 通常 総会

および

第 6 回 時局 講演会

平成 21 年 3 月 13 日 (金)

朝日生命大手町ビル

特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会

平成 21 年度 通常 総会 日程

平成 21 年 3 月 13 日

朝日生命大手町ビル

第 1 部 平成 21 年通常総会 13 : 00～14 : 30

	ページ
第 1 号議案 平成 20 年度事業報告について	1～ 5
第 2 号議案 平成 20 年度収支決算について	6～13
第 3 号議案 平成 21 年度事業計画(案)について	14～17
第 4 号議案 平成 21 年度事業収支予算(案)について	18～19
第 5 号議案 役員改選について	20～21
第 6 号議案 その他	22
～参考資料～	23～62

第 2 部 第 6 回時局講演会

第 1 講演 15 : 00～16 : 00

「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」

国土交通省総合政策局建設業課

課長補佐 古市 秀徳 様

第 2 講演 16 : 00～16 : 45

「3Rに取り組む先進的事例」

3R 活動推進フォーラム

事務局長 藤本 正 様

第 3 部 懇親会 17 : 30～19 : 00

第1部

特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会

平成21年度通常総会

13:00～14:30

式次第

1. 開会の辞 片岡重治 副理事長
(NPO 法人中四国木材資源リサイクル協会代表理事)

2. 挨拶 彦坂武功 理事長
(関東木材資源リサイクル協会会長)

3. 議長選出

4. 議事

議事録署名人選出

第1号議案 平成20年度事業報告について

第2号議案 平成20年度事業収支決算について

第3号議案 平成21年度事業計画(案)について

第4号議案 平成21年度事業収支予算(案)について

第5号議案 役員改選について

第6号議案 その他

5. 閉会の辞 山口昭彦 理事
(東海木材資源リサイクル協会会長)

第1号議案 平成20年度事業報告について

平成20年度事業報告

自 平成20年 1月 1日

至 平成20年12月31日

平成20年度は、当連合会がNPO法人として発足して以来5年目を迎えたことから、これまでの活動を集大成し更なる発展を期す節目の年となった。

しかし、この年の社会経済情勢は、前年の建築基準法改正の影響を受けて、廃材の絶対量が減少する中で、全国各地に新たな大型バイオマス発電施設が稼働したため、木質チップは、需要に追いつけず大幅な供給不足となった。

特に、燃料チップの急速な需要拡大は、取引価格の上昇にもつながり各地に新規の小規模チップ業者を多数出現させ、結果として既存事業者の廃材確保難と処理費低下による経営不振を招くようになった。

また、上半期の天井知らずの原油高が輸送費の高騰を招き資材の入手や販売先を狭めると共に、下半期のサブプライム問題に端を発した金融危機が社会全体の事業活動に大きな不安をもたらすなど、1年を通じて混迷の年となった。

唯一の好材料は、地球温暖化防止対策が最重要課題とされた7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいて、CO2排出削減の徹底にバイオマス活用の重要性が取り上げられ、我々業界の役割が大いに認められ多くの国民の関心が寄せられたことであった。

このような状況の中で、当連合会としては、業界の安定と発展に資するため、各種の調査や講演会等による情報提供を始め理事会（4回）及び委員会（6回）で必要な対策を検討すると共に、関係省庁幹部との需給問題検討会やユーザー懇談会の開催及び関係4省大臣への要望などを行い課題に取り組んできた。

さらに、本年度は、NPO法人発足5年目の節目の年を記念して11月13日に明治記念館で「全国大会」を開催し、国及び関係団体等から多数のご来賓及び全国各地域から各協会会員の出席を得た。

この全国大会では、第1部で連合会の活動実態を披露すると共に優良企業及び優良社員を表彰し、第2部で基調講演及びシンポジウム（パネルディスカッション）を各界の第一人者のご協力得て開催した。更に、第3部の意見交換会では、町村前官房長官にご来臨いただくと共に、各省庁代表者などからも励ましのご挨拶を頂戴するなど200余名の出席者との交流が実現した。

これら全国大会の詳細については、別紙に記載のとおりであるが、彦坂理事長が平成20年度の3R活動推進功労者として環境大臣賞を受賞された披露セレモニーもこの大会を盛り上げた。また、近畿木材資源リサイクル協会の連合会復帰と九州環境ネットワークの運営協力も全国大会の成功につながった。

その他、未利用木材資源確保対策については、優良事例の調査に着手したがいまだ不十分であるため今後とも委員会提案を基本に重点取り組みをしたい。

平成20年度「連合会の主な活動状況」

1. 情報の収集・伝達に関する事業
① ホームページ等通信手段活用事業 ホームページを活用して、本年度実施した各種の調査結果及び研修・イベント内容並びに国への要望事項等を照会するとともに入手した有益な情報を適時に掲載した。 また、NPO 法人発足5周年を記念した「全国大会」開催内容についても掲載した。
② 機関誌等発行配布事業 会報及び連合会パンフレットを作成し会員及び関係者に配布した。
③ 関係機関の情報収集事業 国・自治体及び関係機関の情報を収集し適時に協会事務局に伝達した。
2. 調査・研究・開発に関する事業
① 木材資源リサイクル調査及び広報活動推進委員会の開催 (6回) 連合会活動に必要な調査及び広報に関する手法等を検討し各種事業を推進した。 特に、本年度は、各種実態調査やユーザー懇談会の進め方のほか、洞爺湖サミットの開催にあわせて木質チップのCO ₂ 排出削減効果の簡易算定手法や全国大会の構想等について検討した。
② 木材資源の需給実態調査事業 木材資源のリサイクル推進に必要な資材確保から製品供給に至る木質チップ等の生産・流通・販買等の実態を把握するため、マテリアルユーザー・サーマルユーザー・流通業・住宅産業及び生産会員を対象に一斉調査を実施し、各業界の需給量・取引価格などの情報を得た。 (8月)
③ 未利用木材資源調査事業 林地残材等の確保対策に資するため、未利用木材資源の取り組み方策について調査等委員会で検討するとともに山梨県及び群馬県の事例を調査した。 (7月) また、各種講演会・研修会等に積極的に参加し国内外の知見を収集した。
④ 木質チップ等品質規格設定調査事業 燃料用チップの需要が増大するにつれて、小規模業者の参入が増え各方面で品質低下が危惧されたが、多くのユーザーが供給不足に対応するためこれまでの品質規格を超えた取引実態にあり連合会独自の規格設定にまでは至らなかった。
3. 研修・イベント開催に関する事業
① 第5回時局講演会の開催 定期総会に合わせて、「リサイクル産業の今後の展望について」と題し経済産業省リサイクル推進課長安藤晴彦氏に、また、「リサイクル産業における林地残材活用の可能性について」と題し(独)森林総合研究所林業工学研究領域チーム長陣川雅樹氏にご講演を頂いた。 (3月)
② 第3回ユーザー懇談会の開催 過去2回の懇談会と同様にマテリアル部会とサーマル部会に区分し、国の担当官出席のもと各ユーザー代表と連合会役員とが業界の実情等について意見交換した。

特に、発電燃料の需要拡大の影響を受けて、両部会とも木質資源の確保対策が中心の共通課題であったため、今後は合同の懇談会を開催することにした。(10月)

③全国大会の開催(第2回)

NPO 法人発足5周年を記念して、関係者の一層の理解と協力を得るため11月13日に明治記念館において別添のとおり全国大会を開催した。

当日は、国及び関係団体等から多数のご来賓及び全国各地域から各協会会員の出席を得た。また、本大会の実施にあたり NEDO から初めて補助金を得た。

4. 協調・合意・連携に関する事業

① 会員協会との協調・合意・連携の強化

連合会と各協会との連携強化のため、必要に応じて各協会の総会・理事会・例会等に参加し事業推進への合意形成を図るとともに毎月の連合会通信等を通じて会員協会の活動を周知した。

② 各種委員会及び協議会等への積極的参加

国及び自治体並びに都道府県産業廃棄物協会などのほか、会員になっている建設副産物リサイクル広報推進会議(事務局:(財)先端建設技術センター)等の各種委員会に積極的に参画し、木材資源のリサイクル推進に係る必要な検討を行った。

③ 連合会運営事業

各種の連合会活動を的確に運営するため、定期的に協会長会議・理事会・総会等を開催し計画的に各種事業を推進した。(2・3・6・9・10・11・12月)

5. 要望・陳情・懇談に関する事業

① 木質チップ等需給問題検討会の開催

現状及び将来の木材資源のリサイクル推進について、関係省庁の担当課長等(3省13名)と連合会役員等(19名)とが主に需給問題をテーマに意見交換を行い、必要な施策の実施を国に要請した。(2月)

② 国及び関係業界等に対する要望・陳情

木材資源のリサイクル推進に係る制度改善及び課題解消に必要な13項目について、関係する4省大臣(環境省・国土交通省・経済産業省・農林水産省)に要望するとともに、関係業界には懇談会等を通じて協力を要請した。(12月)

6. 啓蒙・啓発に関する事業

① 新聞・テレビ等広報媒体の活用

連合会が実施した調査結果及びイベント情報等を新聞・テレビ等の広報媒体を通じて積極的に啓発した。

全国大会開催結果

期日：平成20年11月13日

場所：明治記念館

- I. 記念式典の部 15:00～15:30 (1階：曙・松の間)
1. 全国大会開会宣言 NPO 法人全国木材資源リサイクル協会連合会副理事長 片岡重治
 2. あいさつ NPO 法人全国木材資源リサイクル協会連合会理事長 彦坂武功
 3. 木材資源リサイクルの実態報告 NPO 法人全国木材資源リサイクル協会連合会副理事長 鈴木 隆
 4. 優良企業及び優良社員表彰
- II. 基調講演およびシンポジウムの部 15:40～17:50 (1階：曙・松の間)
1. 基調講演 15:45～16:15
演題：「森林の新しい可能性」
講師：農林水産省林野庁林政部長 針原 寿朗 様
 2. シンポジウム (パネルディスカッション) 16:20～17:50
課題：「循環型社会における木質バイオマスの需給展望について」
コーディネーター：静岡大学農学部教授 鈴木 滋彦 様
パネリスト：
環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室長 上田 康治 様
農林水産省林野庁林政部木材利用課長 岩本 隼人 様
日本繊維板工業会常務理事 涌田 良一 様
日本製紙株式会社原材料本部燃料部長 井澤 佳昭 様
NPO 法人全国木材資源リサイクル協会連合会副理事長 山口 昭彦
- III. 意見交換会の部 18:00～19:30 (2階：蓬莱の間)
1. ご来賓紹介
 2. 環境大臣表彰紹介
 3. 理事長挨拶および謝辞
 4. ご来賓挨拶
前内閣官房長官 衆議院議員 町村 信孝 様
環境省大臣官房長 南川 秀樹 様
農林水産省林野庁森林整備部長 沼田 正俊 様
経済産業省エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長 欠席
国土交通省大臣官房技術参事官 下保 修 様
社団法人全国産業廃棄物連合会副会長 石井 邦夫 様
 5. 乾杯
建設副産物リサイクル広報推進会議会長 三谷 浩 様
 6. 中締め
スリー
3 R 活動推進フォーラム専任理事 八木 美雄 様
 7. 全国大会閉会宣言
NPO 法人全国木材資源リサイクル協会連合会監事 田中 一正

全国大会出席者内訳

来賓出席者

区分	1部	2部	3部	企業数	人数
関係省庁	5	9	15	5	17
都道府県	2	2	1	2	2
市町村	3	3	2	3	3
学識経験者	2	2	2	2	2
関係団体	18	23	12	12	23
関係企業	40	42	34	33	40
一般参加	5	5	5	2	5
機械器具関係会社	3	3	3	1	3
報道関係	4	5	5	4	5
賛助会員	16	21	21	9	21
計	98	115	100	73	121

協会参加人数

北日本木材資源リサイクル協会	16	16	13
関東木材資源リサイクル協会	53	56	55
東海木材資源リサイクル協会	10	10	10
近畿木材資源リサイクル協会	2	2	2
中四国木材資源リサイクル協会	11	11	11
全国木材資源リサイクル協会連合会	3	3	3
計	95	98	94

合計	193	213	194
----	-----	-----	-----

第2号議案 平成20年度事業収支決算について

平成20年度特定非営利活動に係る事業会計収支決算

平成20年1月1日から平成20年12月31日まで

特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

科 目	金 額 (単位：円)		
	当初予算	決算額	差額
I 収入の部			
1 会費・入会金収入	3,750,000	3,210,000	-540,000
入会金収入(賛助会員2社)	100,000	100,000	0
会費収入			0
正会員(5協会)	3,000,000	2,500,000	-500,000
賛助会員	650,000	610,000	-40,000
2 事業収入	0	0	0
3 補助金等収入(見込額)	0	774,280	774,280
4 その他収入	1,500,000	1,515,696	15,696
5 前期繰越	997,551	997,551	0
6 特別収入	0	3,100,000	3,100,000
当期収入合計	6,247,551	9,597,527	3,349,976
II 支出の部			
1 事業費	5,731,041	7,210,060	1,479,019
1)情報の収集・伝達に関する事業	465,000	223,818	-241,182
2)調査・研究・開発に関する事業	570,000	106,499	-463,501
3)研修・イベント開催に関する事業	900,000	3,966,563	3,066,563
4)協調・合意・連携に関する事業	1,300,000	980,383	-319,617
5)要望・陳情・懇談に関する事業	50,000	4,640	-45,360
6)啓蒙・啓発に関する事業	380,000	0	-380,000
小計	3,665,000	5,281,903	1,616,903
7)各事業推進事務費(運営費の80%)	2,066,041	1,928,157	-137,884
2 管理費			0
一般管理費(運営費の20%)	516,510	482,039	-34,471
(運営費内訳)			
(運営費内訳)			
事務局人件費 1,300,000円	1,748,960		
備品費	0		
消耗品費	76,645		
通信運搬費	283,340		
旅費交通費	124,815		
法定福利費	93,719		
手数料	1,995		
雑費	80,722		
計	2,410,196		
当期支出合計	6,247,551	7,692,099	1,444,548
当期収支差額	0	1,905,428	1,905,428
前期繰越収支差額	0	0	
次期繰越収支差額	0	1,905,428	

I 収入の部

会費	正会員(5協会)	2,500,000
	賛助会員(10社)	610,000
入会金	賛助会員2社	100,000
その他収入		1,515,696
特別収入		0
全国大会補助金見込		774,280
全国大会協賛金		2,610,000
全国大会参加費		480,000
全国大会ご祝儀		10,000
前期繰越		997,551
合計		9,597,527

II 支出の部

事業費内訳

事業区分	20年度予算	決算	備考
1 情報の収集・伝達に関する事業	465,000	223,818	
①ホームページ等通信手段活用事業	265,000	140,700	ホームページ管理料
②機関誌等発行配布事業	100,000	40,110	会報
③関係機関の情報収集事業	50,000	43,008	建設リサイクル
④全国木材資源利用マップ作成事業	50,000		
2 調査・研究・開発に関する事業	570,000	106,499	
①調査及び広報活動推進委員会の開催	120,000	78,499	委員会
②木材資源の需給実態調査事業	80,000	14,000	調査切手代
③未利用木材資源調査事業	220,000	0	
④木質チップ等品質規格設定調査事業	50,000	—	
⑤木質チップ等生産会員実態調査事業	100,000	14,000	調査切手代
3 研修・イベント開催に関する事業	900,000	3,966,563	
①時局講演会の開催	50,000	10,000	講師交通費
②シンポジュームの開催	50,000	—	
③ユーザー懇談会の開催	50,000	24,720	お茶代など
④モデル工場等見学研修会の開催	250,000		
⑤全国大会の開催	500,000	3,931,843	明治記念館ほか
4 協調・合意・連携に関する事業	1,300,000	980,383	
①会員協会との協調・合意・連携の強化	120,000	125,990	協会総会出席旅費など
②連合会賛助会員との協同事業等の実施	100,000	63,600	福岡
③国・自治体施策への協力	150,000	55,600	木質チップ検討会
④関係業界団体との連携強化	300,000	260,000	建設副産物リサイクル広報推進会議
⑤各種委員会及び協議会等への積極的参加	30,000	8,000	講演会参加費
⑥連合会運営事業	600,000	467,193	理事会・総会など
5 要望・陳情・懇談に関する事業	50,000	4,640	
①国及び関係業界等に対する要望・陳情	50,000	4,640	
6 啓蒙・啓発に関する事業	380,000	0	
①新聞・テレビ等広報媒体の活用	30,000		
②環境展等への参加	350,000		
計	3,665,000	5,281,903	

管理費内訳

科目	20年度予算	決算
人件費	1,750,000	1,748,960
消耗品費	150,000	76,645
通信運搬費	250,000	283,340
旅費交通費	150,000	124,815
法定福利費	100,000	93,719
手数料	5,000	1,995
備品費	50,000	0
雑費	127,551	80,722
計	2,582,551	2,410,196

平成20年度 事業会計収入内訳

I 事業費関係

1-①

正会員会費	請求額
北日本協会	¥500,000
関東協会	¥500,000
東海協会	¥500,000
近畿協会	¥500,000
中四国協会	¥500,000
計	¥2,500,000

1-②

賛助会員	
賛助会員入会金	¥100,000
日本製紙	¥70,000
荏原製作所	¥70,000
日本繊維板工業会	¥70,000
御池鐵工所	¥70,000
ブラコー	¥70,000
ファーストエスコ	¥70,000
九州環境ネットワーク	¥70,000
住友大阪セメント	¥70,000
富士鋼業	¥30,000
オリックス	¥20,000
計	¥610,000

1-③

その他	
北日本協会	¥500,000
関東協会	¥1,000,000
雑収入	¥2,700
九州環境ネットワークより宿泊代	¥11,000
みずほ銀行 2月	¥636
みずほ銀行 8月	¥1,360
計	¥1,515,696

II 全国大会関係

2-①

全国大会協賛金	
北日本協会	¥500,000
関東協会	¥500,000
東海協会	¥500,000
近畿協会	¥500,000
中四国協会	¥300,000
九州環境ネットワーク	¥100,000
計	¥2,400,000

2-②

賛助会員協賛金	
日本製紙	¥30,000
日本繊維板工業会	¥30,000
御池鐵工所	¥30,000
ブラコー	¥30,000
ファーストエスコ	¥30,000
住友大阪セメント	¥30,000
富士鋼業	¥30,000
計	¥210,000

2-③

全国大会参加費	
北日本協会	57,000
関東協会	360,000
東海協会	27,000
近畿協会	¥3,000
中四国協会	¥33,000
計	¥480,000

2-④

全国大会ご祝儀	
市川環境エンジニアリング	¥10,000

III 合計

1-④

会費請求合計金額	¥3,210,000	
前期繰越額	¥997,551	
その他収入	¥1,515,696	¥5,723,247
全国大会補助金見込	¥774,280	¥778,672
全国大会協賛金	¥2,610,000	
全国大会参加費	¥480,000	
全国大会ご祝儀	¥10,000	¥3,100,000
合計	¥9,597,527	

平成20年度 事業会計支出内訳

(単位：円)

支出分		摘要	未払い支出分		合計
科目小計	内訳		科目小計	内訳	
1,588,560		人件費	160,400		1,748,960
	400,000	事務局長		50,000	
	1,188,560	事務員		110,400	
5,141,203		運営負担費	140,700		5,281,903
	40,110	会報印刷代			
	78,499	委員会			
	28,000	調査切手代			
	258,128	会員協会総会等出席			
	250,000	会費（先端建設技術センター）			
	24,720	ユーザー懇談会			
	55,600	木質チップ検討会			
	315,445	総会・理事会			
	60,210	参加費			
	43,008	書籍等購入			
	10,000	講演会			
	3,931,843	全国大会			
		ホームページ管理		140,700	
	45,640	その他			
76,645		消耗品費			76,645
	76,645	文具代			
283,340		通信運搬費			283,340
	187,805	電話代・通信費			
	51,260	切手・はがき代			
	44,275	発送費			
123,315		旅費交通費	1,500		124,815
	49,110	通勤代		1,500	
	2,760	タクシー代			
	40,000	スイカチャージ			
	31,445	交通費			
93,719		法定福利費			93,719
	93,719	労働保険料			
1,575		手数料	420		1,995
	1,575	振込手数料		420	
80,722		雑費			80,722
	27,220	プリンタ・パソコンソフト			
	53,502	その他お茶代等			
7,389,079		合計	303,020		7,692,099

平成20年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

平成20年1月1日から平成20年12月31日まで

特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会
平成20年12月31日現在

科 目	金 額		(単位：円)
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
普通預金（みずほ銀行平井支店）	787,354		
現 金	60,814		
未収会費（全国大会）	500,000		
未収金	156,000		
未入金（補助金）	774,280		
仮払金	0		
流動資産合計		2,278,448	
2 固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			2,278,448
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
人件費	160,400		
旅費交通費	1,500		
広告宣伝費	140,700		
支払手数料	420		
前受金	70,000		
流動負債合計		373,020	
2 固定負債			
借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			373,020
III 正味財産の部			
正味財産合計			1,905,428
負債及び正味財産合計			2,278,448

平成20年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

平成20年1月1日から平成20年12月31日まで

特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

平成20年12月31日現在

科 目	金 額		(単位：円)
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	848,168		
未収入金	1,430,280		
仮払金	0		
流動資産合計		2,278,448	
2 固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			2,278,448
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
人件費	160,400		
旅費交通費	1,500		
支払手数料	420		
広告宣伝費	140,700		
前受金	70,000		
流動負債合計		373,020	
2 固定負債			
借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			373,020
III 正味財産の部			
正味財産合計			1,905,428
負債及び正味財産合計			2,278,448

2008.11.13

全国大会収支報告書

収入	金額	備考
【協会協賛金】	2,300,000	
北日本協会	500,000	
関東協会	500,000	
東海協会	500,000	
近畿協会	500,000	
中四国協会	300,000	
【賛助会員協賛金】	310,000	
(株)九州環境ネットワーク	100,000	
日本製紙(株)	30,000	
(株)御池鐵工所	30,000	
富士鋼業(株)	30,000	
住友大阪セメント(株)	30,000	
(株)ファーストエスコ	30,000	
(株)ブラコー	30,000	
日本繊維板工業会	30,000	
【出席者参加費】	480,000	
北日本協会	57,000	
関東協会	360,000	
東海協会	27,000	
近畿協会	3,000	
中四国協会	33,000	
【ご祝儀】	10,000	
市川環境エンジニアリング		
【補助金】		
NEDO	774,280	
【運営負担費】		
全国連合会	57,563	
合計	3,931,843	

支出	金額	備考
明治記念館 講演・シンポジウム	812,896	
明治記念館 意見交換会	2,004,815	
明治記念館 実行委員会会議室	41,580	
印刷物 案内状	86,205	
印刷物 パンフレット	217,980	
印刷物 配布資料	192,150	
司会者報酬・講師お礼	170,000	源泉徴収含む
優良企業・社員表彰記念品	130,000	
表彰用紙・筒	3,385	
幹事会(会議室・弁当代など)	46,250	
実行委員会	17,000	
懇親会会費	51,250	幹事会・全国大会2回分
旅費(静岡大学へ2名分)	36,250	
案内状送料	27,600	
雑費	32,440	
文具代	34,637	インクジェット・用紙代など
消耗品	14,089	
交通費	2,870	
振込手数料	2,100	
印紙代	200	
登記証明発行	2,000	
DVDダビング代	6,146	
合計	3,931,843	

特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会

監査報告書

平成20年度事業報告及び収支決算の諸事項について監査
したところ、その内容はいずれも適正なものと認めました。

平成21年3月3日

監事 矢 嶋 明 

監事 田 中 一 正 

第3号議案 平成21年度事業計画（案）について

平成21年度事業計画（案）

自 平成21年 1月 1日

至 平成21年 12月 31日

21世紀は、環境にやさしい持続可能な経済社会システムへの変革の時代と言われ、「エネルギー」と「資源」の抜本的対策が経済社会活動を動かす両輪だと言われている。このことは、国の第2次循環型社会形成推進基本計画（H8.3閣議決定）の中にも示されており、昨年のG8北海道洞爺湖サミットにおいても、エネルギー効率を高めての「低炭素社会の実現」及び資源効率を向上させての「循環型社会の構築」を国家的世界的課題として提唱している。

しかし、最近の世界経済は、昨年のアメリカでのサブプライム問題を契機に、100年に一度とも言われる金融危機に巻き込まれ失速している。

この現象は、日本でも同様で、鉄鋼や自動車などの基幹産業が大幅減産に入るなど、産業活動全体が停滞し消費者マインドを低下させるなど实体经济に大きな影響を及ぼしている。しかも、この経済回復には、相当長期間を要すると予測されている。

エネルギー転換と資源循環の一端を担っている我々業界にとって、このような産業活動の低迷が長期化すれば、廃棄物の大幅な減少によって益々競争が激化し、多くの業者が集約淘汰されて行く恐れがある。

また一方、今後の廃棄物処理業は、資源循環をめざした総合リサイクル業への転換が一層進むと予想され、そのための経営の高度化や透明化が重要と言われていることから、我々業界も未利用木材資源確保対策など必要な対策により一層組織力を強化して取り組んでいく必要がある。

このような状況を踏まえ、NPO 法人発足6年目を迎えた当連合会は、本年度を第2期5カ年の出発年として、これまでの組織運営や事業活動を積極的に見直し、「エネルギー」と「資源」を柱とする経済社会システム変革の時代に即応していく必要がある。

このため、本年度は、更なる業界の安定と発展を目指して、新たに次の活動目標を掲げ別紙のとおり各種事業を推進することとする。

—平成21年度の主な活動目標—

1. 連合会組織を一層強化するため、会員不在県の解消に努めると共に、九州環境ネットワークの正会員化と北海道及び北陸協会の新設に取り組む。
また、会員への経済的メリットを確保するためホットラインを創設する。
2. 連合会活動の支援体制を拡充するため、新たに「認定NPO法人」化を図り、広く税制上で優遇される寄付金の受け入れ態勢を整備する。
3. 自立に向けた活動資金を確保するため、共同購入や共販事業のほか、研修会や講習会等の有料化、損保や旅行斡旋など新たな収益事業に着手する。

平成21年度事業計画（案）

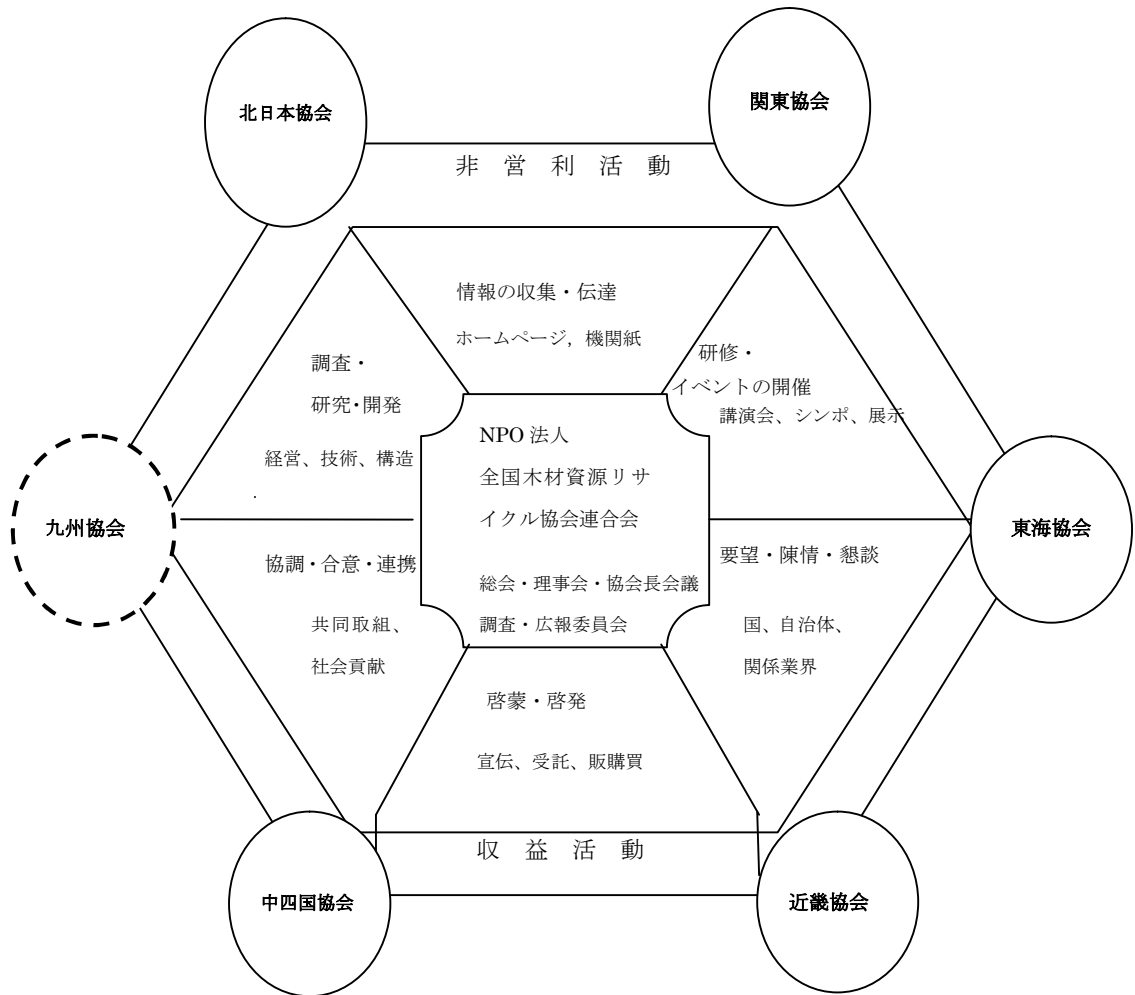
A. 非営利活動関係

1. 情報の収集・伝達に関する事業
① ホームページ等通信手段活用事業 ホームページを活用して必要な情報を随時提供すると共に、調査結果およびイベント内容等を公表する。 また、 新たに 会員直結の有益な情報提供手段（ホットライン）を検討する。
② 機関誌等発行配布事業 会報及びパンフレット・チラシ等を作成し、会員及び関係者に広く配布する。
2. 調査・研究・開発に関する事業
① 木材資源リサイクル調査及び広報活動推進委員会の開催（毎月） 連合会活動に必要な調査及び広報に関する手法等を検討し各種の事業推進に資する。 また、 新たに 「認定NPO法人」化及び組織拡充のあり方等について検討する。
② 木材資源の需給実態調査事業 木材資源のリサイクル推進に必要な資材確保から製品供給に至る木質チップ等の生産・流通・販売に係る市場実態を定期的に調査し的確な情報を会員に伝達する。
③ 未利用木材資源調査事業 原料および燃料用の木質チップ資材を確保するため、国・自治体施策に協力するとともに関係団体と連携し、林地残材等の未利用木材資源対策を促進する。
④ 木質チップ等品質規格設定調査事業 木質チップ等の規格品が取引価格に反映できるよう公認規格の設定調査を実施し国等関係機関に提案する。
3. 研修・イベント開催に関する事業
① 第6回時局講演会の開催 3月の定期総会に合わせて、国土交通省及び3R活動推進フォーラムから講師を招き時局講演会を開催する。
② 第4回シンポジウム等の開催 業界の安定と発展に資するため、各協会の協力を得て木質チップ等の生産・流通・販売に係るシンポジウム等を開催し公開討論する。
③ 第4回ユーザー懇談会の開催 マテリアル及びサーマル業界代表者並びに国の担当者を交え、木質チップ等の需給問題について意見交換し、当面の課題の解消と取引の改善に資する。
④ 第2回視察研修会の開催 木質チップ等の生産・販売に係る優良事例を研修するため、2月に大分県の㈱日田ウッドパワー及び北九州・エコタウン等を視察する。

<p>4. 協調・合意・連携に関する事業</p> <p>① 会員協会との協調・合意・連携の強化 各協会の事業活動に協調するとともに業界発展のために連携を強化する。 また、必要に応じて各協会の総会・理事会・例会等に参加し合意形成に努める。</p> <p>② 第3回賛助会員懇談会の開催 賛助会員と連携を強化し、連合会事業の理解と協力を得るため懇談会を開催する。</p> <p>③ 国・自治体施策への協力 木材資源のリサイクル推進に係る公的事業に対し要請があれば積極的に協力する。</p> <p>④ 関係業界団体との連携強化 木質チップ等の需給対策を強化するため、関係する業界団体と必要な会議を開催し、資材の安定確保と適正な供給体制の確立に努める。</p> <p>⑤ 各種委員会及び協議会等への積極的参加 国及び自治体並びに建設副産物リサイクル広報推進会議（事務局：（財）先端建設技術センター）等の各種委員会に積極的に参画し、木材資源のリサイクル推進に係る必要な検討を行う。</p> <p>⑥ 連合会運営事業 各種の連合会活動を的確に運営するため、定期的に協会長会議・理事会・総会及び事務局会議等を開催し、検討結果を基に適切に各種事業を推進する。</p>
<p>5. 要望・陳情・懇談に関する事業</p> <p>① 国及び関係業界等に対する要望・陳情等 木材資源のリサイクル推進に係る制度改善及び課題解消に必要な事項について定期的に国及び関係機関に要望・陳情するとともに懇談等により理解と協力を求める。</p>
<p>6. 啓蒙・啓発に関する事業</p> <p>① 新聞・テレビ等広報媒体の活用 連合会が実施した調査結果及びイベント情報等を新聞・テレビ等の広報媒体を通じて積極的に啓発する。</p> <p>② 第3回環境展等への参加 5月の環境展及び10月のバイオマス展等に出展し、木材資源リサイクルの取り組みについて啓発し、関係者の理解と協力を求める。</p>

B. 収益活動関係

<p>1. 組織活動運営費確保対策事業</p> <p>各種事業の活動運営資金を確保するため、新たに共同購入や共販事業のほか、研修会や講習会等の有料化、損保や旅行斡旋など実施可能な収益事業に着手する。</p>



連合会活動の基本構造

第4号議案 平成21年度事業収支予算（案）について

平成21年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算(案)

平成21年1月1日から平成21年12月31日まで

特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
I 収入の部		
1 会費・入金収入	3,900,000	
入会金収入(賛助会員2社)	100,000	50,000円X2社=100,000円
会費収入		
正会員(6協会)	3,000,000	500,000円X6協会=3,000,000円
賛助会員	800,000	既会員10社、新規会員2社
2 事業収入	0	
3 補助金等収入	0	
4 その他収入	1,000,000	北日本協会・関東協会
5 前期繰越	1,905,428	
6 その他の事業会計からの繰入	0	
当期収入合計	6,805,428	
II 支出の部		
1 事業費	5,905,342	
1)情報の収集・伝達に関する事業	365,000	} 別紙参照(次頁)
2)調査・研究・開発に関する事業	280,000	
3)研修・イベント開催に関する事業	280,000	
4)協調・合意・連携に関する事業	990,000	
5)要望・陳情・懇談に関する事業	20,000	
6)啓蒙・啓発に関する事業	370,000	
小計	2,305,000	
7)各事業推進事務費(運営費の80%)	3,600,342	
2 管理費		
一般管理費(運営費の20%)	900,086	
(運営費内訳)		
事務局人件費	3,300,000	専務(200) 事務局長(60)・事務員(70)
消耗品費	100,000	コピー用紙他事務用品
通信運搬費	300,000	電話代・郵送代他
旅費交通費	450,000	首都圏連絡交通費
法定福利費	250,000	源泉所得税・労働保険料
手数料	5,000	振込手数料
雑費	95,428	来客用お茶代、打ち合わせ等
計	4,500,428	
当期支出合計	6,805,428	
当期収支差額	0	
前期繰越収支差額	0	
次期繰越収支差額	0	

平成21年度事業費収支予算(案)内訳

I 収入の部

区分		金額	内訳
会費	正会員(6協会)	3,000,000	1協会50万円
	賛助会員(10社)	800,000	既10社70万円 新2社10万
入会金	賛助会員2社	100,000	1社5万円
その他収入		1,000,000	北日本協会・関東協会
前期繰越		1,905,428	
合計		6,805,428	

II 支出の部

事業費内訳

事業区分	決算	21年度予算(案)
1 情報の収集・伝達に関する事業	223,818	365,000
①ホームページ等通信手段活用事業	140,700	265,000
②機関誌等発行配布事業	40,110	50,000
③関係機関の情報収集事業	43,008	50,000
2 調査・研究・開発に関する事業	106,499	280,000
①調査及び広報活動推進委員会の開催	78,499	100,000
②木材資源の需給実態調査事業	28,000	30,000
③未利用木材資源調査事業		150,000
3 研修・イベント開催に関する事業	3,966,563	280,000
①時局講演会の開催	10,000	20,000
②シンポジュームの開催		30,000
③ユーザー懇談会の開催	24,720	30,000
④モデル工場等見学研修会の開催		200,000
⑤全国大会の開催	3,931,843	-
4 協調・合意・連携に関する事業	980,383	990,000
①会員協会との協調・合意・連携の強化	125,990	130,000
②連合会賛助会員との協同事業等の実施	63,600	70,000
③国・自治体施策への協力	55,600	60,000
④関係業界団体との連携強化	260,000	260,000
⑤各種委員会及び協議会等への積極的参加	8,000	20,000
⑥連合会運営事業	467,193	450,000
5 要望・陳情・懇談に関する事業	4,640	20,000
①国及び関係業界等に対する要望・陳情	4,640	20,000
6 啓蒙・啓発に関する事業	0	370,000
①新聞・テレビ等広報媒体の活用		20,000
②環境展等への参加		350,000
計	5,281,903	2,305,000

管理費内訳

科目	決算	21年度予算(案)
人件費	1,748,960	3,300,000
消耗品費	76,645	100,000
通信運搬費	283,340	300,000
旅費交通費	124,815	450,000
法定福利費	93,719	250,000
手数料	1,995	5,000
雑費	80,722	95,428
計	2,410,196	4,500,428

第5号議案 役員改選等について

1.次期役員候補（定款第13条）

協会名	協会役職	氏名	会社名	役職	新役員案
北日本協会	代表理事	鈴木 隆	(株)クリーンシステム	代表取締役	理事
北日本協会	副代表理事	中野 光	遠野興産(株)	代表取締役	理事
関東協会	会長	彦坂 武功	市川燃料チップ(株)	代表取締役	理事
関東協会	副会長	矢嶋 明	住友林業(株)	チップグループ 主席	監事
東海協会	会長	山口 昭彦	フルハシEPO(株)	代表取締役副社長	理事
東海協会	会計監査	石田 謙治	岐阜代用燃料(株)	工場長	理事
近畿協会	会長	鷹野 賢次郎	木材開発(株)	取締役	理事
近畿協会	副会長	船越 登	関西チップ工業(株)	代表取締役	理事
中四国協会	代表理事	片岡 重治	(有)片岡久工務店	代表取締役	理事
中四国協会	監事	田中 一正	(有)まるふく商事	代表取締役	監事
	新	鈴木重芳			専務理事

2.名誉会長及び顧問（定款第21条）

名誉会長 彦坂 武功 （前・特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会理事長）
 顧問 中川 和義 （前・特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会専務理事）

定款の改正(第4章役員関係)

改正内容

- 1.理事の総数を12名以内から16名以内とする
- 2.理事のうち副理事長を2名から8名とし、常務理事を削除する。
- 3.この法人に名誉会長を置く。

現行	改正案
<p>(種別及び定数) 第13条この法人に、次の役員を置く。 (1)理事3名以上12名以内 (2)監事1名以上2名以内</p> <p>2 理事のうち理事長1名を定め、その他 副理事長2名、専務理事、常務理事各1名を置くことができるものとする。</p>	<p>(種別及び定数) 第13条この法人に、次の役員を置く。 (1)理事3名以上16名以内 (2)監事1名以上2名以内</p> <p>2 理事のうち理事長1名を定め、その他 副理事長8名、専務理事1名を置くことができるものとする。</p>
<p>(選任等) 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 理事長及び副理事長、専務理事、<u>常務理事</u>は理事の互選とする。 ～以下省略～</p>	<p>(選任等) 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 理事長及び副理事長、専務理事は理事の互選とする。 ～以下省略～</p>
<p>(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、専務理事は法人内の業務を<u>掌り</u>、<u>常務理事は法人の対外業務を掌る</u>。 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、副理事長、専務理事、<u>常務理事</u>がその職務を代行する。 ～以下省略～</p>	<p>(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、専務理事は法人内<u>外</u>業務を掌る。 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、副理事長、専務理事がその職務を代行する。 ～以下省略～</p>
<p>(顧問) 第21条 この法人に顧問を置くことができる。 2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱することとし、通年にわたりこの法人の第5条に掲げる事業の企画、運営に参画し専門アドバイスをを行うことができる。</p>	<p>(<u>名誉会長及び顧問</u>) 第21条 この法人に<u>名誉会長及び顧問</u>を置くことができる。 2 <u>名誉会長及び顧問</u>は理事会の推薦により理事長が委嘱することとし、通年にわたりこの法人の第5条に掲げる事業の企画、運営に参画し専門アドバイスをを行うことができる。</p>

第6号議案 その他

参 考 資 料	ページ
1. 平成 20 年度総会及び理事会の開催について	24
2. 全国大会概要について	25～32
3. 木材資源リサイクル調査及び広報推進委員会開催状況について	33～34
4. 未利用木材資源の取り組み方策について	35
5. CO ₂ 換算の簡略式の設定について	36～37
6. 平成 20 年度木質バイオマス需要調査結果 (マテリアル・サーマル)	38～42
7. 第 3 回ユーザー懇談会結果について	43
8. 木質チップ等需給問題検討会について	44～45
9 国への要望について (H20.12)	46～47
10. 定款の抜粋について	48～51
11. 認定 NPO 法人について	52～55
12. 収益事業について	56
13. 北海道・北陸実態について	57
14. 平成 21 年度視察研修会出席者について	58
15. 木材チップ燃料需要実態について	59～60
16. その他 連合会新聞掲載記事等広報関係資料	61～63

総会及び理事会の開催について

総会 平成20年3月18日(火) 13時00分～17時00分

朝日生命大手町ビル 17F (住友林業㈱会議室)

第1回理事会

平成20年2月8日(水) 12時～14時30分

朝日生命大手町ビル 17F (住友林業㈱会議室)

議案

- 第1号議案 平成19年度事業報告について
- 第2号議案 平成19年度収支決算について
- 第3号議案 平成20年度事業計画(案)について
- 第4号議案 平成20年度収支予算(案)について
- 第5号議案 連合会設立5周年記念大会開催について
- 第6号議案 第5回時局講演会の開催について
- 第7号議案 その他

第2回理事会

平成20年3月18日(火) 11時30分～12時00分

朝日生命大手町ビル 17F (住友林業㈱会議室)

議案

- 第1号議案 連合会設立5周年記念式典開催について
- 第2号議案 その他

第3回理事会

平成20年6月25日(水) 13時30分～17時00分

岡山コンベンションセンター 201 会議室

議案

- 第1号議案 木質チップ等需給問題に関する今後の対応について
 - (1) 各地域における需給実態とその対応状況について(各協会報告)
 - (2) 木質チップ等生産業界の今後の取組みについて
 - (3) 第3回ユーザー懇談会での検討課題について
 - (4) 国及び関係業界への要望事項等について
 - (5) 平成20年度木質チップ等需給実態調査の実施内容について
 - (6) 未利用木材資源の取組み方策について
 - (7) その他
- 第2号議案 NPO法人全国木材資源リサイクル協会連合会設立5周年記念式典の開催について
 - (1) 実行委員会の設置について
 - (2) 式典構想について
 - (3) その他

第3号議案 その他

第4回理事会

平成20年12月15日 文書理事会(電子メールにて)

議案 国への要望事項の検討について(最終)

「NPO 法人全国木材資源リサイクル協会連合会全国大会」概要

～未利用木材資源の活用を目指して～

1. 開催の趣旨

当連合会は、平成 16 年 3 月 9 日に N P O 法人として認証を受けて以来、平成 20 年 3 月に 5 年目を迎えました。

この間、木材資源のリサイクル環境は大きく変貌し、木質チップの需要は、多数のバイオマス発電施設の新増設により燃料利用が著しく拡大し、廃材等の確保難もあって木質ボード及び紙パルプ用原料への供給に大きな影響を及ぼすとともに関係業界の要請に対応できない状況にあります。

当連合会の活動は、会員による木材資源のリサイクル推進によって地域の環境保全はもとより、資源循環型社会の構築及び地球温暖化問題への対応など、業界を挙げて社会に貢献することによって、組織の健全な発展と会員の経営安定に資することを目的としています。

当連合会では、この目的を達成するための一環として、5 年ごとの節目に広く関係者に活動実態を披露し、更なる理解と協力を仰ぎ、会員の意識の高揚を図るための「全国大会」を開催し、関係業界及び当連合会会員の一層の発展を期することとします。

2. 開催結果

- (1) 開催日時：平成 20 年 11 月 13 日(木) 15：00～19：30
- (2) 開催場所：明治記念館(東京都港区元赤坂 2-2-23 JR 信濃町駅下車 3 分)
- (3) 規 模：出席者 220 名 (来賓 110 名、会員 110 名)
- (4) 大会内容 別紙「全国大会開催結果」のとおり (配布資料は HP に掲載)

全国大会幹事会及び実行委員会について

第1回 幹事会

1. 日 時：平成20年9月9日（火）13：30～17：00（閉会后懇談会予定）
2. 場 所：連合会事務所7階会議室（江戸川区平井）
3. 検討事項
 - （1）5周年記念大会の名称について（5題程度のスローガンを含む）
例：「第2回木質資源リサイクルを考える全国大会」
 - （2）大会の進行計画について
 - ① 第1部の基調講演及び記念シンポジウムのコーディネーター・パネリストの候補並びに両演題について
 - ② 第2部の表彰対象について
 - ③ 大会規模（来賓・招待者・会員等）及び予算について
 - ④ 役割分担について
 - ⑤ その他
 - （3）後援機関の設定について
 - （4）配布資料等について
4. 今後のスケジュールについて

第2回 幹事会

1. 日 時：平成20年11月6日（木）14：00～16：00
2. 場 所：明治記念館 1階 <ききょうの間>
3. 検討事項
 - （1）大会の進行について
 - （2）役割分担について
 - （3）その他

全国大会実行委員会

1. 平成20年10月22日（水）11時～
2. 東京：朝日生命ビル17階会議室
 - （1）全国大会出席状況について
 - ア. 来賓出席状況
 - イ. 会員出席状況
 - ウ. 国会議員関係
 - （2）全国大会実施計画について
 - ア. 全国大会プログラム及び日程スケジュール（役割分担を含む）
 - イ. 優良企業及び優良社員表彰
 - ウ. 全国大会経費概算
 - エ. 全国大会配布資料等
 - （3）その他
 - ア. 今後のスケジュール
 - イ. その他

優良企業及び優良社員表彰

1. 優良企業の部 9社

協会名	候補企業名	所在地	推薦理由
北日本	株式会社 リンコーコーポ レーション	新潟県	<p>北日本地域では最も早く古材のリサイクルを手がけ、現在においても業界のリーダーシップを図っており、数々の中間処理施設の見本となって現在においても活躍されている企業。</p> <p>企業理念、事業規模など、どれを取っても業界内では一流といえる存在。</p> <p>現在は、近隣県のマテリアル系のリサイクルをはじめ、北越製紙新潟工場の木質バイオマス発電向けのストックヤードも同社に提供するなど、新潟県内の木材資源リサイクルの中心的存在を担っている。</p>
関 東	有限会社日環	栃木県	<p>同社は昭和52年会社創設以来、廃棄物のリサイクルに貢献してきたが、平成13年に壬生リサイクルワールドを設置し、会員として最大の16品目の産業廃棄物を受け入れ処理を行っており、24時間操業であるにもかかわらず、場内は常に整然と整理され、管理が行き届いている。</p> <p>また、このたび、処理状況の映像をリアルタイムで排出事業者へ配信するシステムを開発し、コンプライアンスの要請に応えているほか、環境測定データを速やかにホームページ上に掲載するなど、情報公開の徹底に努めている</p>
	市川燃料チップ 株式会社	東京都	<p>同社は、協会発足以来、常に中心的な役割を担って当協会の発展に大きく貢献され、現在の全国組織づくりにおいても指導的役割を果たした。</p> <p>さらに、燃料チップの生産においても、安定的な供給体制を維持し、バイオマス発電等の発足においても、中心的な役割を果たしてきた。</p>
東 海	フルハシEPO 株式会社	愛知県	<p>東海木材資源リサイクル協会及び連合会立上げのメンバーとして活躍、東海協会会長、連合会副理事長としてのリーダーシップを発揮、地域の木材リサイクルの中心企業として業界発展に寄与している。</p>
	有限会社 松井工業	愛知県	<p>愛知県三河地方で永年木材チップを製造販売、東三チップ工業組合副会長として、地域の木材チップ生産の発展に寄与、東海地方としては早くからリサイクルチップから土壌改良用木炭などを製造し業界の発展に寄与している。</p>

	株式会社 中野町チップ	静岡県	静岡県浜松地方において、木材チップの生産に早くから手がけ地域の木材リサイクルの中心企業として活躍、近年は地域の子供たちに生産工場を体験学習の場として提供し、環境教育の発展に寄与している
	岐阜代用燃料 株式会社	岐阜県	連合会理事として活躍、早くからチップダストの有効利用を図り、堆肥母材、土壌改良材としている。また、岐阜県ウッドリサイクル協議会副会長として地域の木材リサイクルの発展に寄与している。
(近畿)	木材開発 株式会社	大阪府	連合会立上げ、近畿協会中心会社また、東海協会でも、近畿地方や全国の状況、いろいろな情報を提供。近年ではサーマルチップ代替の、やしガラ輸入など、業界の危機にいち早く手を打ち、動いて業界の発展に寄与している
中四国	広島炭化工業 有限会社	広島県	着実に事業の拡大と進展を続けている。関連の新有限会社 広島炭化工業は昭和 46 年 7 月に創立され、以来、一般及び産業廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分を主たる業務としながら、規分野事業への開拓にも積極的であり、昭和 58 年からは木材資源リサイクル分野へ中国地区では最も早く進出し、当業界における今日の地位を確立した。また、代表取締役の増長健氏は、特定非営利活動法人中四国木材資源リサイクル協会の創設にも、積極的に係わり、設立後は副理事長の要職に推された。その後は本協会の発展に大きく貢献され会員の信任も厚く、引き続いて今日に至るまで副理事長の要職にある。

2. 優良社員の部 5名

協会名	候補社員・会社名	所在地	推薦理由
関東	横堀 忠 ㈱エコネット 工場長	東京都	<p>同氏は、昭和62年3月、㈱エコネットの前身であるイースター産業㈱に入社以来、20年余にわたり同社工場長として、木材リサイクル一筋に貢献してきた。</p> <p>特に、廃木材のチップ化工程の管理において、選別、異物の除去等、地味であるが重要な仕事のスペシャリストとして安全管理面で、無事故の貫徹に貢献してきた。</p>
	一瀬 省三 木材開発㈱ 東京営業所長	東京都	<p>永年にわたり、協会を支え、常に先を読んで行動されている。今回もヤシガラのバイオマス利用に積極的に取り組み、チップの枯渇対策に対応されている。</p> <p>そうした情報も含め、大いに協会の発展に貢献されている。</p> <p>なお、同氏は現在の会社に入社してからは6年余りであるが、前任の㈱三井ホーム時代から永年にわたり木材資源のリサイクルに取り組んでおり、充分永年の功績を評価することができる。</p>
東海	丸山 芳春 フルハシEPO㈱	愛知県	<p>勤続年数 43年5ヶ月 ご夫婦（丸山タキ様）</p> <p>43年5ヶ月という長い期間誠実に木材チップ製造に関わった。特に荷受として、黎明期から入荷材分別や異物除去の呼びかけなど、目に見えない地道な活動をしてきた。その功績が認められ、愛知県木材チップ協会会長賞、愛知県知事賞、など受賞</p>
	丸山 タキ フルハシEPO㈱	愛知県	<p>勤続年数 21年6ヶ月</p> <p>ご夫婦で20年以上も共に木材チップの製造に関わってきた。チップ製造に関する、生産前の分別異物除去など、永年木材リサイクルチップ品質向上に貢献してきた。その功績が認められ、愛知県木材チップ協会会長賞、愛知県知事賞、など受賞</p>
中四国	坂本貞行 広島炭化工業 有限会社	広島県	<p>昭和63年2月採用と同時に新事業部門である木材リサイクル部門を担当し、以来21年間当該部門の現場を担当し今日に至っている。</p> <p>当人はこの間、無欠勤無遅刻など勤務状態は極めて優秀であり、他の従業員からの信任も厚く、社員の模範となっている。また、日常の業務においても絶えず生産性向上つながる創意工夫を行い、作業機器や作業工程の改善改良等当該部門の業績向上に大きく貢献している。又、作業の労働安全衛生分野においても、率先して職場環境の改善に関しての提言提案を行い、作業効率と安全衛生との両立に中心的な役割を担っている。</p>

全国大会 来賓出席者名簿

	社名		氏名
1	衆議院議員	前内閣官房長官	町村信孝
2	環境省	大臣官房長	南川秀樹
2	環境省	廃棄物リサイクル対策部リサイクル推進室長	上田康治
3	環境省	廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課技術専門官	相田俊一
7	農林水産省	林野庁 林政部長	針原寿朗
9	農林水産省	林野庁林政部 木材利用課課長	岩本隼人
10	農林水産省	大臣官房環境バイオマス政策課課長	西郷正道
11	農林水産省	大臣官房環境バイオマス政策課バイオ燃料係長	倉員俊雄
12	農林水産省	林野庁林政部 木材利用課リサイクル係長	山之内弘幸
13	国土交通省	大臣官房技術参事官	下保 修
14	国土交通省	総合政策局事業総括調整官室建設副産物企画官	野田 勝
15	国土交通省	総合政策局事業総括調整官室調整官	奥田秀樹
16	国土交通省	総合政策局建設業課建設業技術企画官	岡邦彦
17	国土交通省	総合政策局建設業課課長補佐	古市秀徳
18	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	エネルギー対策推進部地域エネルギーグループ主査	濱田昌則
19	東京都庁	都市整備局都市づくり政策部広域政策部建設副産物係長	越沼 環
20	千葉県庁	環境生活部資源循環推進課副技監	渡邊等
21	広島市役所	環境局 広島市企画総務局東京事務所主任	森田雅彦
22	富山市 役所	環境部環境政策課長	幅 一芳
23	船橋市役所	環境部産業廃棄物課主任	近藤敏男
24	静岡大学	農学部森林資源科学科教授	鈴木滋彦
25	(社)日本経済団体連合会廃棄物リサイクル部会委員	日建連環境委員会委員鹿島建設㈱執行役員・環境本部長	塚田高明
26	建設副産物リサイクル広報推進会議	会長	三谷浩
27	(財)先端建設技術センター	企画部常任参与兼企画部長	加納敏行
28	(財)先端建設技術センター	企画部参事	渡邊幸司
29	(社)全国産業廃棄物連合会	副会長	石井邦夫
30	(社)全国産業廃棄物連合会	専務理事	仁井正夫
31	(社)全国産業廃棄物連合会	調査部次長	香川智紀
32	3R活動推進フォーラム	専任理事	八木美雄
33	3R活動推進フォーラム	事務局長	藤本 正
34	3R活動推進フォーラム	上席研究員	岩瀬範泰
35	(財)日本産業廃棄物処理振興センター	事業推進部長	大林重信
36	関東建設廃棄物協同組合	理事長	大野正信
37	(財)産業廃棄物処理事業振興財団	適正処理推進部主任	吉川 賢
38	首都圏廃棄物事業協同組合	理事長	山本 隆
39	(社)セメント協会		細川浩之
40	(社)日本建材・住宅設備産業協会	専務理事	富田育男
41	(社)日本能率協会総合研究所	社会環境研究本部環境研究部部长	松橋宏明
42	(社)全国木材組合連合会	副会長	尾藪春雄
43	(財)日本住宅・木材技術センター	理事長	岸 純夫
44	金沢研解体業	代表	今村照男
45	前田建設工業㈱	CRS環境部シニアマネージャー	菅野文人
46	戸田建設㈱	代表取締役社長	井上 舜三
47	㈱大林組	地球環境室専門士	中山正夫
48	㈱ナカノフドー建設	安全品質環境統轄部部长	黒目敏行
49	西松建設㈱	環境安全部部长	大原 直
50	三井ホーム㈱	技術統括部マネージャー	明翫治栄
51	東急ホーム㈱	環境推進部グループリーダー	黒川康弘
52	日本大昭和板紙	営業管理部主任	鈴木将史
53	王子製紙㈱	取締役常務執行役員	神田憲二
54	東海パルプ㈱	取締役常務執行役員	池谷 修
55	北越製紙㈱	資源原料本部国内資源部長	桑原寛
56	㈱レンゴー	八潮工場工場長	西村 修
57	㈱レンゴー	八潮工場施設部環境課課長	笹原 猛
58	㈱イワクラ	取締役建材事業部長	益子 皎
59	㈱イワクラ	取締役製造部長	岡本泰雄
60	エヌ・アンド・イー㈱	製造部部长	堀 智弘
61	小名浜合板㈱	代表取締役社長	大村 博
62	太平工業㈱	営業部長	後藤 卓
63	太平工業㈱	営業部マネージャー	矢野裕之
64	日本ノボパン工業㈱	環境室長	福井清治
65	ホクシン㈱	購買部長	古谷正美

66	高萩大建工業(株)	工場長	中谷 隆
67	東京ボード工業(株)	課長	奈良成敏
68	電気化学工業(株)	セメント特混事業部事業企画部資源リサイクル室長	毛呂進一
69	吾妻電力(株)	代表取締役	森 一晃
70	住友共同電力(株)	東京事務所所長	村上 弘
71	(株)バイオパワー勝田	代表取締役	西沢房雄
72	前田道路(株)	技術課長	守安弘周
73	(株)イオリナ	常務取締役	榎本伯一
74	三井造船(株)	常務取締役	仲内昭彦
75	三井造船(株)	事業開発本部部长	加藤泰彦
76	三井造船(株)	営業総括本部バイオプロジェクト推進チームチーム長	高松幸司
77	(株)友志開発興業	取締役	久保田敏明
78	高俊興業(株)	常務取締役	高橋 潤
79	高俊興業(株)	資源化推進室室長	熊澤正世
80	(株)フルハシ環境総合研究所		加藤千博
81	新エネルギー供給(株)	管理部長	長谷目正利
82	昭和電工(株)	購買室	宮本敬士
83	(株)サンタキザワ	代表取締役	福原 功
84	(株)東亜オイル興業所	代表取締役	碩 孝光
85	(株)東亜オイル興業所	環境マネジメント事業部課長	安池慎一郎
86	旭化成ホームズ(株)	営業本部技術部主査	中嶋敏郎
87	富士電機E&C		桜井正博
88	伊藤忠商事(株)	環境省環境カウンセラー	本仮屋明憲
89	伊藤忠商事(株)	環境省環境カウンセラー	堀 正
90	ひまわり新エネルギー		小池宗史
91	ひまわり新エネルギー		小池岳史
92	日立建機(株)	東日本事業部直轄営業部長	二階堂
93	日立建機(株)	東関東支店支店長	永野祐治
94	日立建機(株)	営業本部	大嶋
95	(株)日報アイ・ビー	循環経済新聞編集部長	富見田陽一
96	(株)日報アイ・ビー	記者	小林徹也
97	日刊木材新聞社	記者	林貴和子
98	化学工業日報社	営業企画推進室マネージャー	渡辺貴
99	化学工業日報社	営業企画推進室記者	青柳優
100	毎日新聞社	化学環境部記者	山本建
賛助会員			
101	日本繊維板工業会	顧問	姫野富行
102	日本繊維板工業会	常務理事	涌田良一
103	日本繊維板工業会	業務部長	奈良善幸
104	(株)九州環境ネットワーク	専務理事	伊藤禎之
105	(株)九州環境ネットワーク	木材部会長	河野秀彦
106	(株)荏原製作所	理事	林 直樹
107	(株)荏原製作所		青山英明
108	(株)ファーストエスコ	グリーンエネルギー事業部副部長	滝沢誠
109	日本製紙(株)	原材料本部燃料部部長	井澤佳昭
110	日本製紙(株)	原材料本部燃料部課長	今村次郎
111	日本製紙(株)	原材料本部燃料部 部長代理	青山英一
112	日本製紙(株)	原材料本部燃料部担当課長	赤堀和夫
113	日本製紙(株)	原材料本部燃料部主任	福島友則
114	富士鋼業(株)	代表取締役社長	石澤誠也
115	富士鋼業(株)	取締役支店長	片岡 忠
116	住友大阪セメント(株)	環境部リサイクルビジネスグループ開発営業グループリーダー	中塚 誠
117	住友大阪セメント(株)	環境部新規事業グループリーダー	星野 春彦
118	(株)御池鐵工所	関東営業所専務取締役	小林秀匡
119	(株)御池鐵工所	営業部	二本森孝次
120	(株)オリックス	環境エネルギー部主任	園田公彦
121	(株)オリックス	環境エネルギー部	山田真里恵
122	(株)オリックス	環境エネルギー部	木寺 靖

全国大会出席者名簿

協会名 北日本木材資源リサイクル協会

	会社名	氏名
1	いわき大王製紙(株)	赤松 茂孝
2	いわき大王製紙(株)	鈴木 克己
3	仙台環境開発(株)	櫻井 慶
4	(有)ルーブ	田嶋 孝安
5	(株)リンコーコーポレーション	高井 正己
6	(有)県南チップ	宇佐美 洋一
7	小名浜合板(株)	白谷 博
8	小名浜合板(株)	今村 弘文
9	(株)原田商店	原田 新一郎
10	キャタピラー東北(株)	吉田 健一郎
11	キャタピラー東北(株)	庄子 正人

	会社名	氏名
12	(株)北越フォレスト	石田 裕之
13	会津大建工業(株)	藤井 拓夫
14	東北ホモボード工業(株)	羽賀 貴雄
15	(有)五十嵐建材	五十嵐 将哲
16	(株)クリーンシステム	鈴木 隆
17	(株)クリーンシステム	近藤 憲二
18	(株)クリーンシステム	伊藤 孝典
19	(株)クリーンシステム	土田 敬子
20	(株)クリーンシステム	斎藤 幸子
21	(株)クリーンシステム	鈴木 瑞穂
22	(株)クリーンシステム	金澤 忠治

協会名 関東木材資源リサイクル協会

	会社名	氏名
1	(株)クワバラ・パンぷキン	桑原 一男
2	(株)クワバラ・パンぷキン	桑原 幹夫
3	(株)エコネット	小原 拓也
4	(株)エコネット	小原 力男
5	品川開発(株)	神田 勉
6	品川開発(株)	藤田 朗徳
7	東武環境センター(株)	中脇 周一
8	東武環境センター(株)	松下 成孝
9	東武環境センター(株)	中平 弘之
10	東武環境センター(株)	岩崎 健二
11	東武環境センター(株)	中脇 美恵子
12	東武環境センター(株)	林 久身江
13	(株)タケエイ	三本 守
14	(株)タケエイ	田中 徳彦
15	(株)タケエイ	松岡 悠
16	(株)タケエイ	大川 泰子
17	(株)タケエイ	斉藤 奈保
16	(株)オーク建設	竹内 茂紀
17	日本製紙木材(株)	近藤 輝雄
18	日本製紙木材(株)	稲葉 芳和
19	日本製紙木材(株)	井原 将
20	日本製紙木材(株)	北嶋 優樹
21	日本製紙木材(株)	山本 照彦
22	(株)共同土木	岡林 靖幸
23	(株)共同土木	久米 直志
24	(株)共同土木	本多 洋一
25	(有)日環	手塚 研二
26	亀井産業(株)	亀井 寿之
27	亀井産業(株)	蜂須 隆一
28	青南建設(株)	志賀 隆蔵
29	青南建設(株)	築地 裕介
30	萬世リサイクルシステムズ(株)	藤枝 慎治

	会社名	氏名
31	萬世リサイクルシステムズ(株)	石黒 宏樹
32	萬世リサイクルシステムズ(株)	桑野 俊
33	萬世リサイクルシステムズ(株)	小西 岳史
34	萬世リサイクルシステムズ(株)	幕田 賢治
35	萬世リサイクルシステムズ(株)	福武 由佳
36	フルハシEPO(株)	天野 幹也
37	フルハシEPO(株)	今別府 啓一
38	西華産業(株)	川部 元祥
39	木材開発(株)	一瀬 省三
40	木材開発(株)	遠藤 和弘
41	木材開発(株)	富岡 誠司
42	石坂産業(株)	畝本 典子
43	石坂産業(株)	喜田 明彦
44	富士リバース(株)	小黒 重次
45	王子木材緑化(株)	伊原 哲夫
46	住友林業(株)	矢嶋 明
47	住友林業(株)	中平 有次
48	住友林業(株)	八田 堅嗣
49	住友林業(株)	新井 玲子
50	ウッドチップサービス(株)	石井 栄
51	市川燃料チップ(株)	彦坂 武功
52	市川燃料チップ(株)	小野 光邦
53	市川燃料チップ(株)	小野 すみえ
54	市川燃料チップ(株)	小野 和枝
55	市川燃料チップ(株)	小野 一朗
56	(株)チップ興業	彦坂 裕一
57	(株)チップ興業	濱本 浩
58	(株)チップ興業	松井 潔
59	(株)チップ興業	森 敦
60	(株)チップ興業	豊嶋 隆
61	(株)チップ興業	豊谷 すみ
62	(株)チップ興業	荒井 由紀子

協会名 東海木材資源リサイクル協会

	会社名	氏名
1	フルハシEPO(株)	山口 昭彦
2	フルハシEPO(株)	服部 義彦
3	フルハシEPO(株)	眞山 隆
4	フルハシEPO(株)	丸山 芳春
5	フルハシEPO(株)	丸山 タキ
6	名古屋港木材倉庫(株)	戸田 克彦

	会社名	氏名
7	岐阜代用燃料(株)	石田 謙治
8	(有)松井工業	松井 忠博
9	(株)中野町チップ	安間 佑治
10	三河代用燃料(有)	野村 和宏
11	(株)小林三之助商店	吉田 尚
12	(株)ウッドミック	高島 太加夫

協会名 近畿木材資源リサイクル協会

	会社名	氏名
1	木材開発(株)	三砂和浩

協会名 中四国木材資源リサイクル協会

	会社名	氏名
1	(有)片岡久工務店	片岡 重治
2	広島炭化工業(有)	増長 健
3	(有)小寺建材	小寺 智也
4	(有)モトヒロ	元廣 千里
5	(有)まるふく商事	田中 一正
6	(有)まるふく商事	園山 健一

	会社名	氏名
7	(株)アオキ建設	石田 司
8	山陰丸和林業(株)	北岡 幸一
9	山陰丸和林業(株)	筑後 辰夫
10	(有)赤碓清掃	岡崎 博紀
11	中四国木材資源リサイクル協会	西田 醇

木材資源リサイクル調査及び広報活動推進委員会の開催状況について

第 20 回

1. 日時:平成 20 年 2 月 14 日(木) 10 時00 分～
2. 場所:連合会事務所7階会議室
3. 議題
 - (1)平成 20 年度の連合会活動について
 - (2)その他

第 21 回

1. 日時:平成 20 年 4 月7日(月) 13 時 30 分～15 時 30 分
2. 場所:連合会事務所7階会議室
3. 議題
 - (1)20 年度事業推進方策について
 - (2)CO2 換算手法について(継続)
 - (3)5 周年記念大会(式典)構想について
 - (4)その他

第 22 回

1. 日時:平成 20 年 5 月 16 日(金) 10 時 00 分～12 時 00 分
2. 場所:連合会事務所7階会議室
3. 議題
 - (1)木質チップ供給に係るCO2 排出削減効果の算定方式について(最終検討)
 - (2)第 3 回ユーザー懇談会の運営について
 - (3)平成 20 年度木質チップ等需給実態の調査手法について
 - (4)連合会法人化5周年記念式典構想について(第2回)
 - (5)その他(報告事項等)
 - ア.平成20年度連合会事業主担当(事務局)について
 - イ.洞爺湖サミット関連展示の動向について
 - ウ.その他

第 23 回

1. 日時:平成 20 年 6 月 11 日(水) 10 時 00 分～12 時 00 分
2. 場所:連合会事務所7階会議室
3. 議題
 - (1)平成 20 年度木質チップ等需給実態調査の手法について-各委員担当案の検討-
 - (2)NPO 法人設立5周年記念式典構想について(第 3 回)-第 1 回実行委員会(6/25)提出案の検討-
 - (3)その他

第 24 回

1. 日時:平成 20 年 7 月 14 日(月) 13 時 30 分～15 時 30 分
2. 場所:連合会事務所7階会議室
3. 議題
 - (1)平成 20 年度木質チップ等需給実態調査について(最終検討)
 - (2)NPO 法人設立5周年記念式典構想について
 - (3)未利用資源調査のあり方について
 - (4)その他

第 25 回

1. 日時:平成 20 年 9 月 22 日(月) 13 時 30 分～17 時 00 分
2. 場所:連合会事務所7階会議室
3. 議題 全国大会の運営について
 - (1)招待状・返信用はがき及び同封チラシの文面について
 - (2)招待者名簿について
 - (3)表彰状及び記念賞品について
 - (4)パンフレット及び大会 PR の内容について
 - (5)大会運営及びシンポジウム企画について
 - (6)その他

以上

計 6 回

未利用木材資源の取り組み方策について

(木材資源リサイクル調査及び広報推進委員会：担当委員提案)

1. 調査目的

木質バイオマスボイラーの増設により既存チップの供給不足を補うため、新たな未利用資源の掘り起こしと有効利用の方法を検討し実行することを目的とする

2. 調査内容

- (ア) 未利用バイオマス資源の種類調査（剪定枝、生木等）
- (イ) 未利用バイオマス資源の発生場所調査（森林、道路等）
- (ウ) 未利用バイオマス資源の賦存量調査
- (エ) その他のバイオマス資源に準ずる資源の調査（稲、麦わら、農作物等）
- (オ) 再資源化の際に足かせとなる問題点の調査（経費、許認可、売価等）
- (カ) その他

3. 調査に入る前の検討事項

- (ア) バイオマス資源発生場所の所轄団体との折衝ならびに意見交換の実施
- (イ) 木質バイオマス需要家との意見交換ならびに要望等の聴取
- (ウ) 関係市町村との協議（現状では一般廃棄物扱いとなるため）

4. 今後の協会としての方向性の議論（国への要望書の作成と提出）

- (ア) 一般廃棄物扱いから循環資源への規制緩和提言
- (イ) 新バイオマスチップの定義ならびに最低限の品質設定および管理値の設定（愛知県条例等）
- (ウ) 新バイオマスチップの使用方法とその普及啓蒙活動

以上

最新調査実績

連合会を構成する全国 5 協会会員 147 社の第 1 回入出荷量実績調査結果がまとまりました。

調査結果では、全国の木材資源リサイクル量の 80%を占めていることがわかりました。

■ 連合会会員入出荷量実績(平成 16 年 7 月～平成 17 年 6 月)

[【ダウンロード】](#) PDF ファイル(7.5KB)

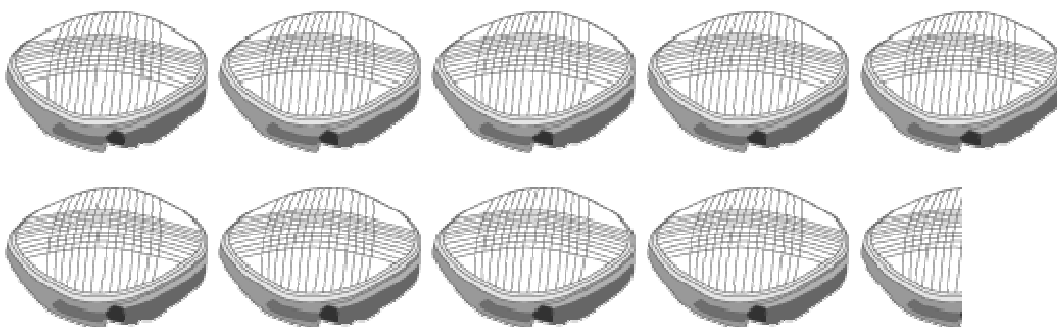
リサイクル量 全国総計: **約 235 万t** (2003 年年間取扱量実績より)



内訳 ●北日本:25 万t, ●関東:70 万t, ●東海:50 万t, ●近畿:50 万t, ●中四国:25 万t, ●九州:15 万t

[▲このページの TOP へ](#)

235 万tを東京ドームで換算すると: **約 9.5 杯分**



※東京ドーム容積:約 124 万立方メートル(東京ドーム公式ホームページより)

※チップ体積換算:比重 0.2 とする

CO2に換算すると: 約 340 万t

木材を簡易的に化学式で表すと $C_{50}H_6O_{43}$

↓

乾燥重量に換算…木材重量 × (100 - 含水率※(%)) ……②

↓

炭素含有率を換算…C含有量 / 上記化学式単位当たり分子量 ……③

↓

二酸化炭素重量に変換する ……④

※平均含水率 15%で換算

☆計算

②の計算

$$235 \text{ 万 t} \times (100\% - 15\%) = 199.75 \text{ 万 t}$$

③の計算

$$199.75 \text{ 万 t} \times 12 \times 50 \div (12 \times 50 + 1 \times 6 + 16 \times 43) = 92.6 \text{ 万トン C}$$

※12はCの原子量、1はHの原子量、16はOの原子量

④の計算

$$92.6 \text{ 万トン} \times 44 / 12 = 339.5 \text{ 万トン CO}_2 \approx 340 \text{ 万トン CO}_2$$

※44はCO₂の分子量、12はCの原子量

CO₂量換算の簡略式

$$\text{リサイクル量 t} \times 1.45 \text{CO}_2 = \text{CO}_2 \text{ 換算量}$$

$$\text{全国} 235 \text{ 万 t} \times 1.45 \text{CO}_2 = 340 \text{ 万 tCO}_2$$

A 重油に換算すると: 約 145 万kl

※炭素換算計数: 0.64

平成20年度木質バイオマス(マテリアル利用)の需要調査 ～結果～

53工場に発送し、23工場より回答あり

	ボード	製紙	合計
回答	13	3	16
利用なし	1	6	7
計	14	9	23

A 基礎数量について

	対象	①木質チップ実勢使用料	②廃材チップ実勢使用料	廃材利用率②/①%
ボード会社	13	495,630	427,321	86%
製紙会社	3	1,702,600	94,800	6%
	16	2,198,230	522,121	24%

ボード会社平均廃材チップ実勢使用料

32,871 t/年

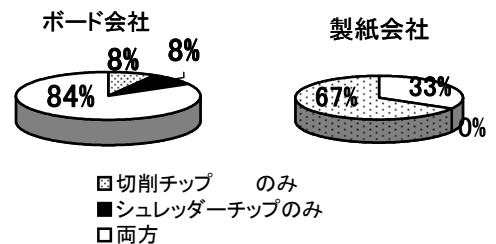
製紙会社平均廃材チップ実勢使用料

31,600 t/年

B 廃材チップの品質基準について

使用可能な形状について

	切削チップのみ	シュレッダーチップのみ	両方	計
ボード会社	1	1	10	12
製紙会社	1	0	2	3



材料について (複数回答あり)

	ボード会社	製紙会社
柱	3	1
パレット	8	1
建設廃材	6	2
端材	2	0
梱包材	3	1
林地残材	3	0

～その他の回答～

剪定枝
生丸太

切削チップの規格サイズについて

	ボード会社	製紙会社
～30mm	2	1
～50mm	5	2
～80mm	1	0
～100mm	1	0
100mm以上	2	0

シュレッダーチップの規格サイズについて

	ボード会社	製紙会社
～30mm	1	1
～50mm	3	1
～80mm	2	0
～100mm	1	0
100mm以上	3	0

切削チップのダスト混入許容量

	ボード会社	製紙会社
なし	3	1
～5%	5	1
～10%	5	0
～15%	0	0

シュレッダーチップのダスト混入許容量

	ボード会社	製紙会社
なし	4	0
～5%	5	0
～10%	2	0
～15%	0	1

切削チップの含水率制限

	ボード会社	製紙会社
なし	8	2
～25%	2	1
～50%	2	0
～50%以上	1	0

シュレッダーチップの含水率制限

	ボード会社	製紙会社
なし	7	1
～25%	1	0
～50%	2	0
～50%以上	1	0

C 廃材チップの購入手段 (複数回答あり)

	チップ工場と直接取引	商社取引	その他(自社等)
ボード会社	12	9	1
製紙会社	2	2	0

D 廃材チップの購入価格

切削チップ単価(H19調査) 単位:トン

	ボード会社	製紙会社
~1500円	1	0
~2000円	0	0
~3000円	1	0
~3500円	0	0
~4000円	2	0
5000円以上	1	0

H19年平均単価 3660円 (回答なし)
(5社平均)

H20切削チップ単価 単位:トン

	ボード会社	製紙会社
~1500円	0	0
~2000円	1	0
~3000円	1	0
~3500円	1	0
~4000円	0	0
~5000円	0	0
~10000円	3	0
10000以上	3	2
平均単価	10222円 (9社平均)	14000円 (2社平均)

H19シュレッダーチップ単価(H19調査) 単位:トン

	ボード会社	製紙会社
~1000円	0	0
~1500円	1	0
~2000円	1	0
~2500円	0	0
~3000円	1	0
~3500円	1	0
~4000円	2	0
5000円以上	2	0

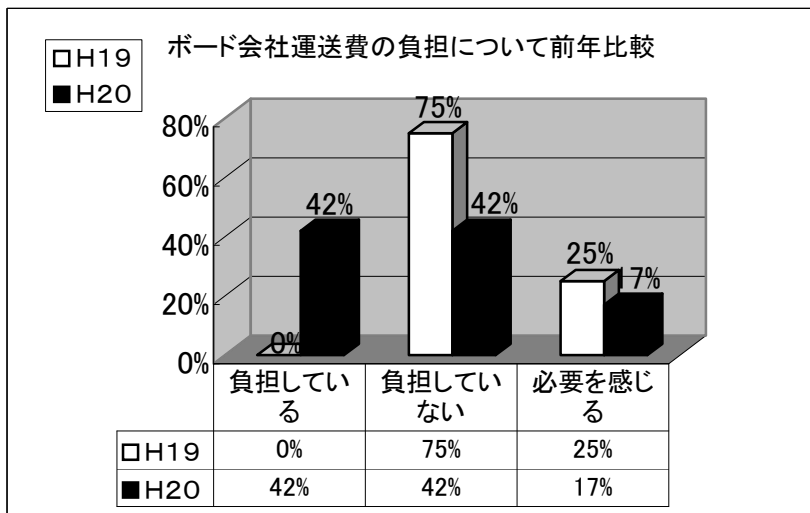
平均単価 4422円 (回答なし)
(8社平均)

H20シュレッダーチップ単価 単位:トン

	ボード会社	製紙会社
~1500円	0	0
~2000円	1	0
~3000円	1	0
~3500円	1	0
~4000円	0	0
~5000円	0	0
~10000円	3	0
10000以上	3	0
平均単価	7833円 (9社平均)	- (回答なし)

	着値	引取り値段
ボード会社	12	1
製紙会社	2	-

運送費負担の必要性について

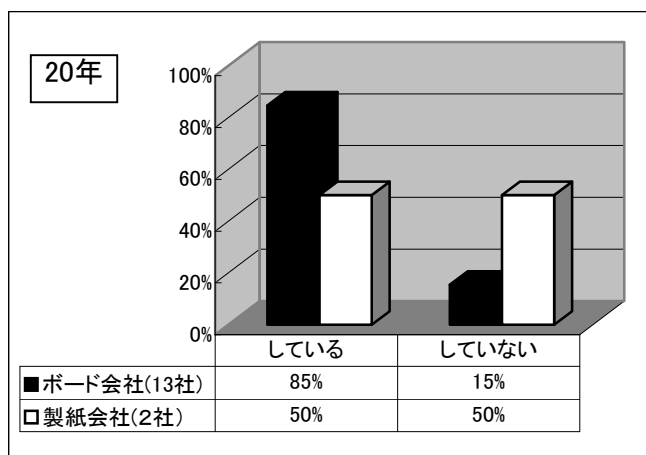
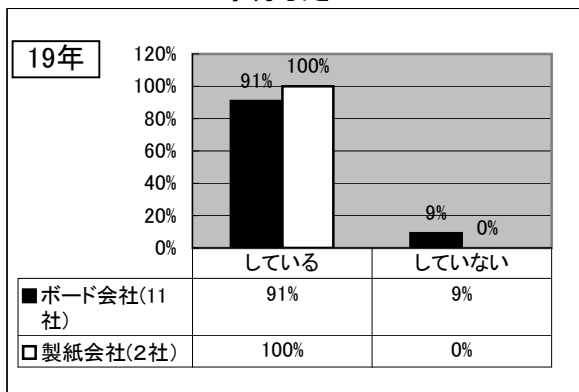


	負担している	負担していない	必要を感じる
ボード会社(12社)	5	5	2
製紙会社(2社)	2	0	0

	負担している	負担していない	必要を感じる
ボード会社(12社)	42%	42%	17%
製紙会社(2社)	100%	0%	0%

~H19~調査製紙会社(1社)=負担を検討している

水分引きについて



E 運搬手段について

Aチップ工場に委託 B商社に委託 C運送業者に直接委託 D自社運搬をしている
E自社運搬を予定している Fその他(特定業者等) (複数回答あり)

	A	B	C	D	E	F
ボード会社	10	8	8	1	2	0
製紙会社	3	1	0	0	0	0

F 廃材チップの受入について

受入方法

(複数回答あり)

A製品ダンパー Bダンプトラック Cトラックの側面を開け横押しにて荷降ろし Dその他(トレーラー・手降ろし)

	A	B	C	D
ボード会社	1	10	11	5
製紙会社	1	3	0	1

受入時間

トラックプールの規模

	24時間	その他*
ボード会社	4	9
製紙会社	0	3

	~5台	~10台	25台以上
ボード会社	6	3	2
製紙会社	0	1	1

* 8~16時間

ストックヤードの規模 m²→t= ×0.4で計算

	~1000t	~5000t	~10000t	10000t以上
ボード会社	1	7	2	2
製紙会社	0	1	2	1

当連合会及び木質チップ生産者に対する意見等

長年建築解体材(木質)を原料として、有効利用を推進してきた当社としては、近年木質バイオマスリサイクルの名の元で、発電用燃料とする(CO2削減の名目での大量消費)風潮に対し、今後の木材資源枯渇に大きな不安を抱いている。

貴連合会として、是非、マテリアルリサイクルへの重要性を木質チップ生産者各位に周知して頂き、併せて、先般お話を有った、木質チップの向け先別種別化を推進し、限りある木質資源の有効活用に、ご努力ご協力をお願いしたい。

未利用の廃材(燃やされているもの)も多くあります。どうしたら集荷できるか真剣に取り組むべき。又林地残材の有効活用も検討すべき。

最近では需要が多くなり、価格で知らないうちに他社へ移ることが見受けられ、長い付き合いが出来るように仕組みを構築してもらいたい

マテリアル優先としてもらい、品質の低化を抑えて欲しい

マテリアルリサイクルを推奨していただきたい

木質ボード用原料としての質が良好であれば、相応の価格で購入できると考えるので、最初から燃料用としてのチップ化をするのではなく、手をかけてまず原料用としてのチップ化と品質確保をする事を先行して欲しい。

廃材チップのカスケード利用企業を対象に税制面の優遇

チップ不足になれば大手企業に流れる場合が多く、小さな企業に入りは極端に悪くなる、かといって生産をやめるわけにはいかないのとお互いにチップ価格の高騰に繋がり悪循環になっている現状である。

各社が各ユーザーとの取引関係もあると思いますが、各地域における地産地消に取組み協力、強調し、業として適正な型を維持すべきです。

まずは原料として利用し、原料にならない低質材を燃料として利用する事を全体で考えてほしい。

メーカー側でも禁忌品混入対策について努力するが、生産者側でも混入を減らす工夫をしてもらえればありがたい。

平成20年度バイオマス燃料の需要調査～結果～

107工場に発送41工場より回答あり

	売電	製紙	セメント	合計
回答	21	11	5	37
利用なし	2	1	1	4
	23	12	6	41

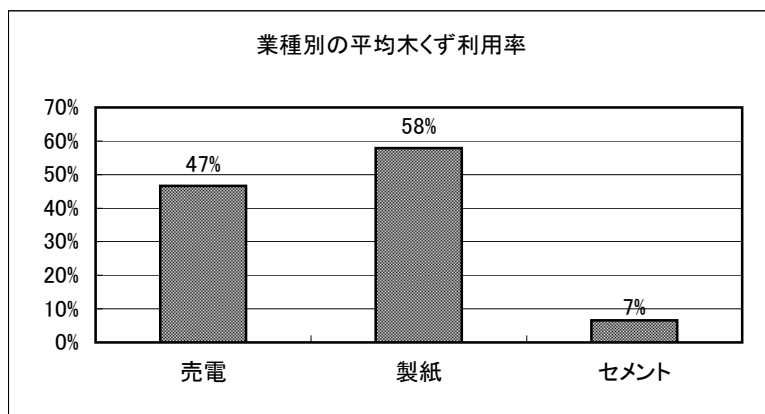
A.基礎数量について

バイオマス燃料等の実勢使用状況(t/年)

	木質チップ	1社平均	RPF	廃プラ	廃タイヤ	その他石炭等	合計
売電19社	841,278	44,278	24,930	1,500	10,000	928,000	1,805,708
製紙10社	1,039,683	103,968	136,067	12,000	86,000	521,000	1,794,750
セメント4社	88,000	22,000	-	12,000	11,000	1,220,000	1,331,000
計	1,968,961		160,997	25,500	107,000	2,669,000	4,931,458

木質チップの専焼・混焼について

	専焼	混焼
売電	13	6
製紙	0	10
セメント	1	3
計	14	19



B.品質基準について

希望サイズについて	数
～25mm	3
～35mm	0
～50mm	20
～65mm	3
～100mm	7
～200mm	3
～300mm	0

ダスト混入許容量	数
あり	9
なし	26

割合	数
1%	1
7%	1
20%	1
50%	1

含水率制限	数
あり*	30
なし	5

含水率	数
～20%	4
～25%	12
～30%	6
～35%	1
～40%	2
～50%	2
50%以上	0

生木の受入	数
あり	20
なし	11

含水率	数
10%以下	4
25%	1
30%	0
40%	0
50%	10

C.購入手段について

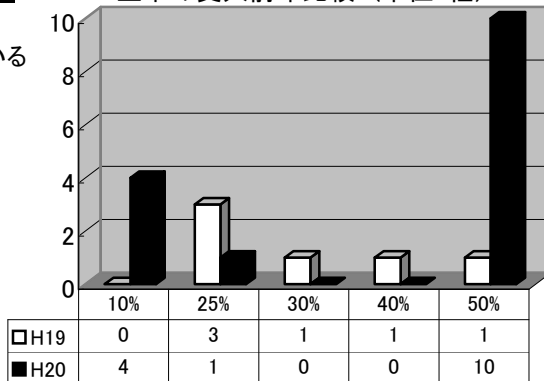
- A チップ工場と直接取引
- B 商社取引
- C チップ工場を運営し自社調達
- D 自社のチップ工場新設を検討している
- E その他(系列会社等)

	A	B	C	D	E
製紙	13	12	1	0	0
セメント	10	9	0	0	1
売電	3	1	1	0	0

D.購入価格について(記載のみ)

	逆有償	500円	1000円	2000円	計(社)
売電	0	(0)	2	(2)	3
製紙	0	(0)	0	(0)	0
セメント	1	(2)	0	(0)	0
					(3)
					0
					(0)
					0
					(0)
					1

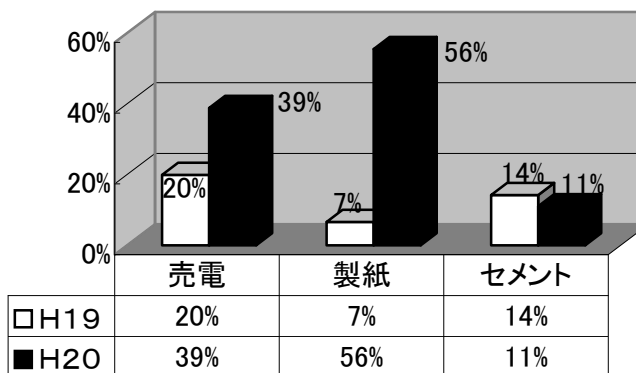
生木の受入前年比較 (単位:社)



輸送費の負担について

	売電	製紙	セメント	計(社)
H19	3	1	1	5
H20	7	10	2	19

運送費負担の前年比較



水分引きについて

	している	していない
売電	3	9
製紙	3	11
セメント	1	4
計	7	24

E. 運搬手段について

- A. チップ工場に委託 B. 商社に委託 C. 運送業者に直接委託 (複数回答あり)
 D. 貴社にて自社運搬をしている。E. 貴社にて自社運搬を予定している。F. その他(系列会社等)

	A	B	C	D	E	F
売電	12	3	4	0	1	0
製紙	8	12	1	0	0	2
セメント	6	4	2	0	0	0

F. 受入について

ストックヤードの有無

	あり	なし
売電	12	3
製紙	7	4
セメント	7	0

連合会及び木質チップ生産者に対する意見等

量の確保が困難になると品質が非常に粗悪になってくる。値段が高くなりさらに品質の低下は使用者側には大きな負担となっている。
木質バイオマス資源の有効利用をより一層進めてもらいたい。燃料のみに限らず多方面の利用拡大に努めてほしい。
チップ生産者の情報が必要
サーマルよりもマテリアルリサイクル優先すべき
異物混入のないチップの供給をお願いしたい。
異物(建廃は ビニール、タイム、金属類、生木は 大物の石、土砂等)の混入が目立つ。安価で安定した品質のチップの供給を願う。
安定供給をお願いします。
1. 安定供給へ向けた営業活動の強化 2. 品質の維持

第3回全国木材資源リサイクル協会連合会ユーザー懇談会

平成20年10月22日に、「最近の木質バイオマスの需給動向について」をテーマとして、自由に意見交換をし、今後の木材資源のリサイクル推進につなげることを目的として木材資源のリサイクルにかかるユーザー懇談会を開催いたしました。

1. **日 時**：平成20年10月22日(水)
2. **会 場**：朝日生命ビル17階会議室(東京)
3. **出席者**：マテリアル関係(ボード会社代表5社・製紙会社1社及び連合会役員ほか)
サーマル関係(製紙会社2社・セメント会社1社・売電会社2社及び〃)
来 賓(国土交通省建設業課・経済産業省リサイクル推進課・
農林水産省林野庁経営課・同 木材産業課・同 木材利用課)
(連合会)
全国木材資源リサイクル協会連合会理事長 彦坂 武功
北日本木材資源リサイクル協会代表理事 鈴木 隆
東海木材資源リサイクル協会会長 山口 昭彦
近畿木材資源リサイクル協会代表 谷 正剛
中四国木材資源リサイクル協会会長 片岡 重治
九州環境ネットワーク木材部会長 河野 秀彦
ほか各地域協会代表、事務局、委員等11名

4. 会議の概要

主催者代表およびユーザー代表の開会挨拶に引き続き、出席者の紹介及び資料説明の後、自由討論を行った。

—講評—

今年は、第3回目のユーザー懇談会であるが、木質バイオマス需給は、年々厳しくなる傾向にあり供給側も需要側も益々深刻な状況になっている。

この主な原因は、木質チップ生産用の廃材が建設業の停滞によって大幅に減少している中で、国庫補助による木質バイオマス発電施設が急増し、燃料用チップの需要が急速に拡大したことによるもので、現象として、燃料用チップ価格は上昇したが、廃材処理費は下落し品質悪化を招くとともに、マテリアル需要に大きな影響を及ぼす結果となっている。

そこで、今回のユーザー懇談会には、関係省庁にも出席を要請し、3省庁から担当者5人の出席を得て開催した。

会議の内容から、供給側の現状は、すでに在庫がゼロ状態にあり、需要側も工場の稼働率が低下し輸入チップや木材以外のバイオマス燃料に活路を求めようとしており、このまま推移すると供給側も需要側も共倒れの危機性がある。

会議の中では国の助言も頂いたが、今後の関係業界の経営安定と循環型社会の健全な発展のためには、官民挙げての間伐材や林地残材など未利用資源の活用対策が急務であり、関係者が共存共栄していくための仕組み作りが最重要課題で、1日も早く具体的な取り組みに着手する必要がある。

最後に、当ユーザー懇談会は、これまでマテリアル部会とサーマル部会に分けて開催してきたが、次回からは、両部会が共通の土俵での意見交換が必要である。(文責：中川)

特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
木質チップ等需給問題検討会(仮称)

平成 20 年 2 月 8 日 15 時 00～17 時 00
朝日生命大手町ビル 17 階住友林業会議室

次 第

1. 理事長挨拶
2. 自由討論

< 参考資料 >

	ページ
1. 最近の木質チップ需給動向	1
2. 平成 19 年度の主な活動状況	2
3. 国への要望 (H19.12)	3~6
4. 木質資源 (廃木材) の種類とリサイクルの現況	7
5. 木材チップ燃料需要実態	8.9
6. 平成 19 年度木質チップ需給調査結果概要	10~12
7. 連合会掲載新聞記事	13

木質チップ等需給問題検討会(仮称)座席表 (H20.2.8)

(敬称略)

経済産業省 新エネルギー対策課 高橋圭多 農林水産省 バイオマス専門官 遠藤 浩由 農林水産省 木材利用課長 岩本 隼人 農林水産省 木材利用課長補佐 山口 輝文 農林水産省木材産業 課担当係長 小林貞成 地球環境局地球温暖 化対策課調整官 室石 泰弘:欠 地球環境局地球温暖 化対策課長補佐 足立 晃一:欠 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 下村善嗣 環境省 産業廃棄物課長補佐 斉藤忠俊	農林水産省環境バイ オマス政策課調査官 吉野 示右	農林水産省 バイオマス推進室長 下村 聡	経済産業省 リサイクル推進課長 安藤 晴彦	経済産業省 新エネルギー対策課長 渡邊 重信	経済産業省 新エネルギー対策課長補佐 上田 仁	経済産業省 新エネルギー対策課係長 松田 吉正	賛助会員 繊維板工業会常務 涌田良一 賛助会員 日本製紙(株) 部長 井澤佳昭 関東協会 亀井寿之 中四国協会 筑後辰夫 北日本協会 荒川洋二 関東協会 矢嶋 明 東海協会 石田信正 中四国協会 田中一正
							
	連合会・専務 中川和義	北日本協会長 鈴木 隆	連合会理事長 関東協会長 彦坂武功	東海協会長 山口昭彦	中四国協会長 片岡重治	九州ネットワーク代表 河野秀彦	

事務局

連合会 権津まゆ美	北日本協会 伊藤孝典	関東協会 小林美幸	東海協会 眞山 隆	中四国協会 岡崎博紀
--------------	---------------	--------------	--------------	---------------

要望書

近年、地球温暖化防止対策の一環として、木質バイオマス発電施設の設置が相次ぎ、木質チップの燃料需要が急拡大しています。

このため、これまでの製紙やボード原料用需要に大きな影響を与えるとともに、建設業の低迷などによる解体資材不足も重なって、木質チップの需要に対する供給が果たせない状況にあります。

この状況の中で、当連合会会員は、総力をあげて未利用資源の確保に努めておりますが、これら資源リサイクルをより一層推進するためには、会員の努力だけでは解決のできない問題が多く、各種の制度の充実が必要となっております。

そこで、現状で当連合会会員が強く念願している別添の要望事項について、早期に実現できますよう特段のご配慮をお願いいたします。

平成20年12月17日

〇 〇 大 臣

様

特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

理 事 長 彦 坂 武 功

平成20年度国への要望事項

環境省関係（環境大臣 齊藤 鉄夫）

1. 木材資源のリサイクルを推進するため、現行で一般廃棄物とされている剪定枝及び林地残材並びに事業系木屑など全ての廃木材を産業廃棄物に移行されたい。
2. 「木くず」の不適正処理を防止するため、小規模な「木くず」破砕施設（1日5トン未満）についても廃棄物処理法による設置許可の対象とされたい。
3. 商品として販売される木質チップの保管・積み出し施設について、処理施設とは明確に区分された区域に設置する場合は、廃棄物処理施設から除外されたい。
4. 産業廃棄物処理業者の優良性評価制度の魅力として、業許可更新期間の延長など更なるメリットを検討されたい。

経済産業省関係（経済産業大臣 二階 俊博）

1. 木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付決定にあたっては、燃料需給の混乱を避けるため、地域の木質燃料供給団体に事前に協議されたい。
2. 木質燃料チップの需給安定を図るため、補助対象のバイオマスボイラーのバイオマス利用率を現行の60%から50%に引き下げられたい。
また、ヤシガラなど木質チップ以外の代替燃料も積極的に導入しバイオマスカウントの対象にされたい。
3. 木材資源のマテリアルリサイクルを優先させると共に、リサイクル商品について市場価格等の需給安定策を講じられたい。
4. リサイクル産業の経営安定のため、産業廃棄物最終処分業と同様に中間処理業に対しても石油取引税の免税措置を講じられたい。

国土交通省関係（国土交通大臣 金子 一義）

1. 建設発生木材の再資源化を促進するため、縮減を容認する制度を改善されたい。
併せて、一定の基準に適合した「優良資源化施設」を認定し、モデル施設の普及とリサイクル意識の高揚を図られたい。
2. 建築物の違法解体を防止し、再資源化率を向上させるため、解体工事基準（現行：床面積80m²）を引き下げ解体工事の大部分を届け出の対象とされたい。
また、分別解体及び再資源化等の実施確認のため、追跡調査を強化されたい。

農林水産省関係（農林水産大臣 石破 茂）

1. 未利用木材資源の林地残材を積極的に活用するため、早急に資源化利用できる体制づくりをはじめ、処理加工施設等の整備に必要な新たな助成制度の創設などについて、関係省庁を挙げて施策の充実を図られたい。
2. マツクイムシ等による放置被害木について、処理方法の改善及び有効利用対策を早急に講じられたい。
3. 「森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業」など森林資源活用推進の事業展開にあたり、木材資源リサイクル団体の関与と関連情報の提供について配慮されたい。

連合会定款の抜粋

第4章役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上12名以内
- (2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち理事長1名を定め、その他副理事長2名、専務理事、常務理事各1名を置くことができるものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、専務理事は法人内の業務を掌り、常務理事は法人の対外業務を掌る。

3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、副理事長、専務理事、常務理事がその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人には、事務局長その他の職員を置く。
- 2 事務局長、その他の職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会において定める。

(顧問)

- 第21条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱することとし、通年にわたりこの法人の第5条に掲げる事業の企画、運営に参画し専門アドバイスをを行うことができる。

第5章総会

(種別)

- 第22条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散及び合併
- ③ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ④ 事業報告及び収支決算
- ⑤ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ⑥ 入会金及び会費の額
- ⑦ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条においても同じ。）の他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- ⑧ 事務局の組織及び運営
- ⑨ 解散における残余財産の帰属先
- ⑩ 会員の除名
- ⑪ その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第25条 定時総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第15条第4項4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項1号及び第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第8章 会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計及びその他の事業に係る事業会計の2種とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

認定NPO法人制度とは？

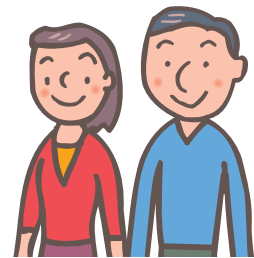
NPO法人への寄附を促す制度です。
その目的は「NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること」です。

※認定NPO法人制度は、税制上の措置として平成13年10月から始まりました。



認定NPO法人になるためには国税庁長官の認定を受ける必要があります。

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けているものをいいます。つまり、NPO法人になるためには、所轄庁(内閣府または都道府県)からの「認証」を受ける必要がありますが、認定NPO法人になるためには、さらに国税庁長官からの「認定」を受ける必要があります。



NPO法人の規模の大小に関わらず、認定を受けることが可能です。小さなNPO法人も実際に認定を受けています。平成20年度税制改正において小規模NPO法人向けの要件が緩和され、認定を受けるチャンスが広がりました。

認定の有効期間は5年間です。

認定の効力を維持するためには、有効期間が終了する前に、次回の認定を受ける必要があります。平成20年4月以後の認定申請からは、認定の有効期間が2年から5年に延長となり、申請のための負担が軽くなりました。



認定NPO法人になることによるメリットとは？

認定NPO法人の税制上の措置は大きく分けて**2**つあります。

1 寄附者に対する税制上の措置

○ 個人が寄附する場合

寄附した個人の所得税の計算において、寄附金控除の対象になります。

○ 法人が寄附する場合

寄附した法人の法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられています。

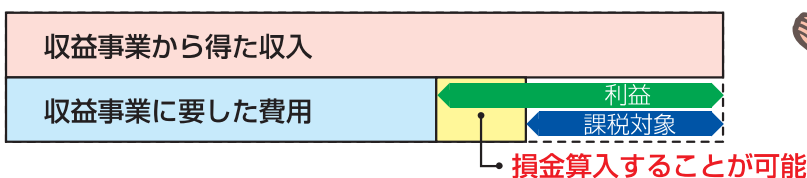
○ 相続又は遺贈により財産を取得した者が相続財産を寄附する場合

寄附した人の相続税の計算において、その寄附した財産の価格は、相続税の課税対象から除かれます。

2 認定NPO法人に対する税制上の措置

○ みなし寄附金制度

収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した場合、この支出を寄附金とみなし、一定の範囲内で**損金算入**できます。



認定NPO法人になると税制上の措置以外にも、以下のような**メリット**があります。

内部管理がしっかりします

認定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。

社会からの信用が高まります

「認定」を受けるために、いっそう進んだ情報公開を行ったり、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。

認定を受けるためには申請書類を整える必要がありますが、得られるメリットもたくさんあります。



認定NPO法人になるための要件とは？

認定NPO法人になるためには、
次の**要件**を満たす必要があります。



1 パブリック・サポート・テストが一定の基準以上であること。

※経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が一定の基準以上であること。

パブリック・サポート・テスト(PST)のイメージ

$$\text{PST} = \frac{\text{寄附金等収入金額}^{(\ast 1)}}{\text{経常収入金額}^{(\ast 2)}} \geq \text{基準値}$$



(※1) 寄附金や社員からの会費

(※2) 総収入金額から国等からの補助金・委託事業費などを除いた金額

2 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。

※共益的な活動とは、会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会などの活動をいいます。

3 運営組織および経理が適切であること。

- 役員に占める役員の親族等の割合が**3分の1**以下であること。
- 役員に占める特定の法人の役員等の割合が**3分の1**以下であること。
- 会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、**帳簿**を保存していること。
- 不適正な経理**を行っていないこと。 等

4 事業活動の内容が適正であること。

- 宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
- 役員、社員または寄附者等に**特別の利益**を与えないこと。
また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
- 総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が**80%**以上であること。
- 受け入れた寄附金の**70%**以上を特定非営利活動に係る事業費に充当していること。等



5 情報公開を適切に行っていること。

6 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

7 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること。

8 所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付を受けていること。



収益事業について(素案)

平成 21 年度事業計画 (案)

B. 収益活動関係

1. 組織活動運営費確保対策事業

各種事業の活動運営資金を確保するため、新たに共同購入や共販事業のほか、研修会や講習会等の有料化、損保や旅行斡旋など実施可能な収益事業に着手する。

本事業は、連合会会費の低減と連合会活動の充実を図るため、必要な事業費を収益事業の実施により一部確保しようとするものである。

1. 本年度から新たに取り組んでいる共同購入事業

- ①本の共同購入 (バイオマス読本 3500 円)
購入者：1 割引 取りまとめ者：1 割還元
- ②その他(軽油の共同購入事業等)

2. 可能性を検討する共販事業

- ①木質チップの共販事業 (案)

目標年間 10 万トン：協会別入札方式／斡旋手数料トン 50 円／総額 500 万円

関東・東海・近畿の各協会／月 2,000t／年 72,000t

北日本・中四国・九州の各協会／月 1,000t／年 36,000 t

- ②その他

3. 研修会・講習会等の有料化

毎年度定例的に連合会事業として実施している時局講演会・先進地視察研修会・シンポジウムのほか、次の講習会等を有料で地域開催する。

- ①安全・衛生・関係法令講習会
- ②経営・経理・人事管理講習会
- ③器械・器具運転技術講習会
- ④その他

4. 損保・旅行斡旋等

- ①自動車損保会社・旅行会社等と提携する。
- ②その他

北海道及び北陸地域の実態について

目的：会員不在県の解消、組織強化等

1. H20 現在の北海道及び北陸地域中間処理業者数（木くず・破砕関係）

北海道 30 社・富山 33 社・石川 29 社・福井 32 社

2. 参考＜北海道・北陸地域の木材破砕施設数及び木材リサイクル量＞

	施設数	リサイクル量	備考（施設数等）
北海道*	78	337 千トン	
北陸 3 県*	28	97 〃	富山 15・石川 8・福井 5
計	106 (21%)	434 〃 (15%)	
全国合計	511(100%)	2812 〃 (100%)	5 協会施設数： 136 (27%) リサイクル量： 2116 (75%)

平成 14 年度国土交通省調査結果（一部未公開）

平成21年視察研修会出席者名簿

	協会	社名	役職	氏名	(部屋割)
1	北日本	有限会社スーパージングル	代表取締役	原 正行	A
2	北日本			原 広美	A
3	東海	フルハシEPO株式会社	副社長	山口昭彦	B
4	中四国	有限会社 片岡久工務店	代表取締役	片岡重治	B
5	中四国	株式会社 高谷建設	代表取締役	高谷耕治	C
6	中四国	有限会社 モトヒロ	専務取締役	元廣雅樹	C
7	中四国	有限会社 小寺建材	代表取締役	小寺智也	D
8	中四国	有限会社 まるふく商事	代表取締役	田中一正	D
9	東海	岐阜代用燃料株式会社	工場長	石田謙治	E
10	北日本	株式会社クリーンシステム		伊藤孝典	E
11	関東	市川燃料チップ株式会社	代表取締役	彦坂武功	F
12		全国木材資源リサイクル協会連合会	専務理事	中川和義	F

A(2):りんどう B(2):なでしこ C(2):やまぶき D(2):ききょう E(2):あじさい F(2):のいちご

視察日程及び視察場所

1.視察内容:「残材50%活用の発電ボイラーと北九州エコタウン視察」

2.視察場所:

第1日目:(株)日田ウッドパワー 代表取締役社長 鳥淵 修

大分県日田市大字東有田字新参2813-10 TEL0973-22-2366

第2日目:北九州・エコタウン及び響灘処分場(福岡県北九州市若松区)

北九州市エコタウンセンター TEL090-752-2881

(株)エコウッド TEL093-751-2424

中山リサイクル産業(株) TEL093-752-6100

ひびき灘開発(株) TEL093-771-6131

3.日 程:平成21年2月19日(木)~20日(金)(1泊2日)

集 合:2月19日13時 JR博多駅筑紫口改札(貸切バスにて移動)

宿 泊:湯布院 心のお宿「風の森」(株)九州環境ネットワーク会員経営旅館)

大分県由布市湯布院町川南下ノ田371-1 TEL0977-84-2510

解 散:2月20日16時30分頃 JR小倉駅または北九州空港

コー ス:2/19JR博多駅(13:30)――(株)日田ウッドパワー(~16:00)

(50%バーク利用実態視察)――湯布院(泊:「風の森」17:00)

2/20湯布院旅館(9:00)――地獄めぐり観光(9:40~10:30)――

昼食:スカイホテル苅田093-475-8844(12:00~12:30)――

北九州・エコタウン及び響灘処分場視察(13:30~15:30)――

JR小倉駅または北九州空港解散(16:30)

4. 会 費:3万5千円/人(旅館宿泊・懇親会代等)

バス会社 (株)ネオ倶楽部 九州貸切バス予約センター (福岡市博多区092-282-1029)

木材チップ燃料需要実態

2007年12月末現在

	地区	~04年	05年	06年	07年	08年予定	備考	
【北海道】	王子製紙 苫小牧工場	北海道	37000					
【北海道】	日本製紙 旭川工場	〃				190000	08年10月予定	
【北海道】	日本製紙 白老工場	〃				74000	08年8月予定	
【北海道】	合計		37000	0	0	0	264000	
	累計		37000	37000	37000	37000	301000	
【東北】	三菱製紙 八戸工場	青森	10000					
【東北】	八戸セメント	〃	6000			12000	ストックヤード拡張による	
【東北】	三菱製紙 北上工場	岩手	バイオマスボイラー(年間120000t程度)を計画					
【東北】	太平洋セメント 大船渡工場	〃	(1500)				セメント助燃材として	
【東北】	新日本製鐵 釜石工場	〃	バイオガス発電(主に間伐材などを利用)を計画					
【東北】	日本大昭和板紙東北	秋田		(1200)	⇒	⇒	33000	08年8月予定、新炉に一本化
【東北】	能代森林資源利用協同組合	〃	54000					
【東北】	秋田プライウッド 向浜工場	〃	75000				バイオマス発電利用分	
【東北】	日本製紙 石巻工場	宮城			150000			
【東北】	セイホク	〃	60000					
【東北】	やまがたグリーンパワー	山形			20000			
【東北】	日本製紙 勿来工場	福島	90000					
【東北】	いわき大王製紙	〃	60000			180000	2008年9月に2基目予定	
【東北】	白河ウッドパワー	〃			100000			
【東北】	カイハツボード	〃				18000	08年8月予定	
【東北】	合計		295000	60000	250000	32000	231000	
	累計		295000	355000	605000	637000	868000	
【関東】	大日本インキ	茨城	30000					
【関東】	北越製紙 関東工場	〃			194000			
【関東】	バイオパワー勝田	〃		55000				
【関東】	高萩大建工業	〃			42000			
【関東】	日本ノボパン工業 つくば工場	〃		24000				
【関東】	日揮	〃					10年予定180000	
【関東】	神之池バイオエネルギー	〃				(150000)	08年4月予定、自社製造端材	
【関東】	高砂製紙	〃				100000	08年5月予定	
【関東】	住友大阪セメント 栃木工場	栃木					09年4月予定100000	
【関東】	王子板紙 日光工場	〃				36000	08年11月予定	
【関東】	吾妻電力	群馬					2010年7月予定140000	
【関東】	太平洋セメント 埼玉工場	埼玉	100000					
【関東】	吉野石膏 草加工場	〃	60000					
【関東】	吉野石膏 千葉工場	千葉	60000					
【関東】	チヨダウーテ 千葉工場	〃	60000					
【関東】	市原グリーン電力	〃			200000			
【関東】	前田道路 東京総合合材工場	東京				50000		
【関東】	合計		310000	79000	394000	92000	136000	
	累計		310000	389000	783000	875000	1011000	
【北陸】	サミット明星パワー	新潟		128000				セメント利用分除く
【北陸】	電化セメント	〃		30000				
【北陸】	北越製紙 新潟工場	〃			75000			
【北陸】	中越パルプ工業 高岡工場	富山			3600			
【北陸】	石原谷発電	〃				16274		
【北陸】	いしかわグリーンパワー	石川				23000	08年3月予定	
【北陸】	合計		0	158000	78600	16274	23000	
	累計		0	158000	236600	252874	275874	
【中部】	日本製紙 富士工場	静岡				194000		
【中部】	日本大昭和板紙吉永	〃				63000	08年4月予定	
【中部】	東海パルプ	〃	48000		72000			
【中部】	大興製紙	〃	24000					
【中部】	東海染工 浜松工場	〃			24000			
【中部】	王子特殊紙 芝川事業所	〃			14000			
【中部】	王子製紙 春日井工場	愛知				120000		
【中部】	ニチハ	〃		24000				
【中部】	ニチハマテックス	〃	24000					
【中部】	東海染工 名古屋事業所	〃	24000					
【中部】	吉野石膏 三河工場	〃	36000					

【中部】	チヨダウーテ 四日市工場	三重	48000			24000		
【中部】	三重中央開発	〃		(35000)				主に自社で調達
【中部】	太平洋セメント 藤原工場	〃	(15000)					セメント助燃材として
【中部】	紀州製紙 紀州工場	〃					30000	08年5月予定
【中部】	大王製紙 可児工場	岐阜	150000					
【中部】	住友大阪セメント 大垣工場	〃		(42000)				
【中部】	岐セン 本社・工場	〃	18000					
【中部】	東海染工 岐阜事業所	〃				24000		
【中部】	川辺バイオマス発電	〃					60000	08年5月予定
【中部】	合計		372000	24000	110000	362000	153000	
	累計		372000	396000	506000	868000	1021000	
【近畿】	林ベニヤ工業	大阪	12000					
【近畿】	日本ノボパン工業 堺工場	〃				72000		
【近畿】	バイオエタノール・ジャパン・関	〃				50000		
【近畿】	チヨダウーテ 貝塚工場	〃	36000					
【近畿】	リバース	〃	12000					
【近畿】	兵庫パルプ工業	兵庫	132000					
【近畿】	コーナンユーティリティ	〃	36000					
【近畿】	住友大阪セメント 赤穂工場	〃	(24000)		(24000)			セメント助燃材として
【近畿】	環境エナジー タクマ事業所	〃	6000					
【近畿】	合計		234000	0	0	122000		
	累計		234000	234000	234000	356000		
【中国】	クラレ玉島	岡山		15600				
【中国】	日本リサイクルマネジメント	〃		19500				
【中国】	岡山大建工業	〃				30000		
【中国】	王子製紙 米子工場	鳥根		36000				
【中国】	帝人テクノプロダクツ 三原製造所	広島				50000		
【中国】	宇部興産 伊佐工場	山口	(40000)					セメント助燃材として
【中国】	ユービーイーパワーセンター	〃		90000				
【中国】	トクヤマ	〃				12000		
【中国】	日本製紙 岩国工場	〃					260000	08年2月予定
【中国】	岩国ウッドパワー	〃				90000		
【中国】	下関三井化学	〃				48000		
【中国】	中国電力	〃				20000		
【中国】	合計		0	161100	188000	50000	260000	
	累計		0	161100	349100	399100	659100	
【四国】	東洋テックス	香川	30000					
【四国】	王子製紙 富岡工場	徳島					180000	08年11月予定
【四国】	住友大阪セメント 須崎工場	高知		39000		61000		破砕機を設置
【四国】	大王製紙 三島工場	愛媛	96000					
【四国】	四国電力	〃		(11000)				製材端材のみを利用
【四国】	住友共同電力	〃		4000				06年度実績
【四国】	合計		126000	43000	0	61000	180000	
	累計		126000	169000	169000	230000	410000	
【九州】	箱崎ユーリティー	福岡	38400					
【九州】	王子製紙 大分工場	大分	12000					
【九州】	太平洋セメント 津久見工場	〃	(15000)					セメント助燃材として
【九州】	日田ウッドパワー	〃				110000		
【九州】	王子製紙 日南工場	宮崎				39600		
【九州】	ウッドエナジー協同組合	〃	21000					
【九州】	合計		71400	0	149600	0	0	
	累計		71400	71400	221000	221000	221000	
	全国年計		1445400	525100	1170200	735274	1247000	
	全国累計		1445400	1970500	3140700	3875974	5122974	

能力の単位:t/年

資料提供:(株)日報アイ・ビー

- ※注1 表のデータは取材、聞き取り調査をもとに本紙が独自にまとめたもの。
 ※注2 建設廃材を中心に木質チップ（一部、製材工程の端材含む）をサーマル利用している施設を掲載した。
 ※注3 () 内の数字は調査段階で廃材の利用状況が明らかになったため、参考として掲載した。
 (試算には含まず)

Daily 環境ニュース

木材利用推進へ、与党が議員立法

2009年02月13日



与党はこのほど、今国会に議員立法の「[地球温暖化](#)の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案」(仮称)を提出する方針を固めた。同法案は[地球温暖化](#)防止を主眼に、木材の利用推進のための基本理念や施策の基本事項を定めたもの。主な柱は、木質[バイオマス](#)の製品利用やエネルギー利用への支援、木材の利用促進を阻んでいる建築基準法の規制撤廃と緩和など。同法案は、自民党の木材等需要拡大プロジェクトチーム(座長・田野瀬良太郎衆院議員)と[循環型社会](#)形成のための木材利用推進議員連盟(会長・宮路和明衆院議員)などが検討を進めてきたもので、同議連が2008年7月にまとめた緊急提言がベースとなっている。

「木質チップの活用は、木材利用の拡大につながる」と、NPO法人全国木材資源リサイクル協会が、12月10日(木)に東京都千代田区で開かれた「木質チップの活用に関するシンポジウム」で、協会の代表者が述べた。

「木質チップの活用は、木材利用の拡大につながる」と、NPO法人全国木材資源リサイクル協会が、12月10日(木)に東京都千代田区で開かれた「木質チップの活用に関するシンポジウム」で、協会の代表者が述べた。

「木質チップの活用は、木材利用の拡大につながる」と、NPO法人全国木材資源リサイクル協会が、12月10日(木)に東京都千代田区で開かれた「木質チップの活用に関するシンポジウム」で、協会の代表者が述べた。



「木質チップの活用に関するシンポジウム」の様子

「木質チップの活用は、木材利用の拡大につながる」と、NPO法人全国木材資源リサイクル協会が、12月10日(木)に東京都千代田区で開かれた「木質チップの活用に関するシンポジウム」で、協会の代表者が述べた。

「木質チップの活用は、木材利用の拡大につながる」と、NPO法人全国木材資源リサイクル協会が、12月10日(木)に東京都千代田区で開かれた「木質チップの活用に関するシンポジウム」で、協会の代表者が述べた。

「木材のCO2削減は、環境対策の重要な一環」と、協会の代表者が述べた。

「木材のCO2削減は、環境対策の重要な一環」と、協会の代表者が述べた。

「木材のCO2削減は、環境対策の重要な一環」と、協会の代表者が述べた。

平成20年度の連合会関係記事紹介ホームページに掲載しております。

需要活発化で供給が混迷

木く字原料利用実績および利用計画

品名	単位	2007年実績	2008年計画	2009年計画
杉	千立米	5000	0	0
ヒノキ	千立米	15000	18000	24000
材	千立米	35000	18000	30000
材	千立米	17	26000	16000
材	千立米	18	26000	16000
材	千立米	17200	0	4500
材	千立米	5000	18000	17000
材	千立米	14000	5000	0
材	千立米	4000	800	11800
材	千立米	123700(98)	70100(17)	100800(16)
材	千立米	15570	18000	24000
材	千立米	14000	2000	3000
材	千立米	14000	2000	3000

「木材のCO2削減は、環境対策の重要な一環」と、協会の代表者が述べた。

「木材のCO2削減は、環境対策の重要な一環」と、協会の代表者が述べた。

「木材のCO2削減は、環境対策の重要な一環」と、協会の代表者が述べた。

循環資源の現状と展望

「木く字編」

「木く字編」

「木く字編」

3月社会

「木質チップの活用は、木材利用の拡大につながる」と、NPO法人全国木材資源リサイクル協会が、12月10日(木)に東京都千代田区で開かれた「木質チップの活用に関するシンポジウム」で、協会の代表者が述べた。

「木質チップの活用は、木材利用の拡大につながる」と、NPO法人全国木材資源リサイクル協会が、12月10日(木)に東京都千代田区で開かれた「木質チップの活用に関するシンポジウム」で、協会の代表者が述べた。



木質チップの活用に関するシンポジウムの様子

未利用材の可能性探る 第2回全国大会を開催

「未利用材の可能性探る 第2回全国大会を開催」

「未利用材の可能性探る 第2回全国大会を開催」

流動化する需要 積極的な確保策も

「流動化する需要 積極的な確保策も」

「流動化する需要 積極的な確保策も」

未利用材と徹底議論

「未利用材と徹底議論」

「未利用材と徹底議論」

表1 廃材の種類

品名	数量
① マテリアル	10
② サーマ	10
③ 木質	10
④ 住宅廃棄(廃材)	10
⑤ 廃材チップ生産者	32

ユージー側が 確保策強化

「ユージー側が 確保策強化」

「ユージー側が 確保策強化」

自ら製造す 事例も

「自ら製造す 事例も」

「自ら製造す 事例も」

循環資源の現状と展望

「循環資源の現状と展望」

「循環資源の現状と展望」

第2部 第6回時局講演会

第1講演

15:00～16:00

「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」

国土交通省総合政策局建設業課

課長補佐 古市 秀徳 様

(ホームページより本講演資料をダウンロードできます)

建設リサイクル制度の施行状況の 評価・検討について とりまとめ

平成21年3月13日
国土交通省総合政策局建設業課
課長補佐 古市 秀徳

Today's Menu

「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討」

1. 評価・検討の概要
2. 建設リサイクル制度の現状と課題
3. 課題解決に向けての基本的方向性
4. 課題解決に向けての具体的な取組
5. 今後の進め方

-2-

1. 評価・検討の概要

-3-

1. 概要

●「建設リサイクル制度」とは？

→建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(建設リサイクル法)

- ・資源の有効利用確保と廃棄物の適正処理を図るため、特定の建設資材について分別解体等及び再資源化等を促進するための措置並びに解体工事業者の登録制度等を規定したもの。
- ・国土交通省と環境省の共管法。
- ・平成12年5月31日制定、平成14年5月30日完全施行。

-4-

1. 概要

●「施行状況の評価・検討」とは？

→建設リサイクル法点検(施行後5年経過に伴う)

- ・建設リサイクル法附則第4条において、
「施行後5年経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」
こととなっている。

-5-

1. 概要

●検討時期・体制

平成19年11月～平成20年12月に、

社会資本整備審議会環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会
[委員長: 嘉門 雅史(高松工業高等専門学校長)]

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
建設リサイクル専門委員会
[委員長: 細田 衛(慶応大学経済学部教授)]

による合同会合を計7回開催。

-6-

1. 概要

● 検討経緯

第1回 (H19.11.6)	建設リサイクル法の概要と施行状況について
第2回 (H20.1.9)	建設リサイクル制度に係る論点について
第3回 (H20.2.5)	建設リサイクル制度に係る論点と今後の方向性について
第4回 (H20.3.19)	今後の方向性と中間的整理(案)について/中間とりまとめ骨子(案)について
第5回 (H20.6.4)	中間とりまとめ(案)について
第6回 (H20.7.3)	中間とりまとめ(案)について
H20.8.8～H20.9.7 「中間とりまとめ」パブリックコメント実施	
第7回 (H20.12.11)	とりまとめ(案)について

-7-

1. 概要

とりまとめ(案)の構成

第1章 建設リサイクル制度の現状と課題

1.建設リサイクル制度の経緯	3.建設リサイクル制度の課題
2.建設リサイクル制度の現状と効果	(1)建設廃棄物の再資源化の促進 (2)建設廃棄物適正処理の徹底等 (3)関係者の意識向上等と循環型社会形成の促進

第2章 課題解決に向けての基本的方向性

1.3Rの推進に向けた横断的取組	2.建設リサイクルの促進	3.建設廃棄物適正処理の徹底
------------------	--------------	----------------

第3章 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組 (1)発生抑制、再利用及び再生資源の利用の推進 (2)建設廃棄物の流れの「見える化」 (3)建設リサイクル市場の育成 (4)分別解体、再資源化の情報提供 (5)建設リサイクル法の周知・啓発の充実 (6)建設リサイクルに関する技術開発等の推進	2.建設リサイクルの促進 (1)分別解体等における取組の推進 -対象規模基準のあり方 -施工方法に関する基準 -分別解体等における有害物質等の取扱い -事前届出・通知 -登録制度のあり方 -工事内容及び費用の明確化 (2)再資源化における取組の推進 -特定建設資材の追加の検討 -完了後の報告のあり方 (3)縮減に関する取組の推進 (建設発生木材の縮減のあり方)	3.建設廃棄物適正処理の徹底 (1)適正処理における取組の推進 -不適正処理の発生メカニズム (2)不適正処理の防止策の実施 -ハトール等の実効性の向上 -現場状況把握の強化 -行政における情報共有等の連携強化
---	---	---

-8-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

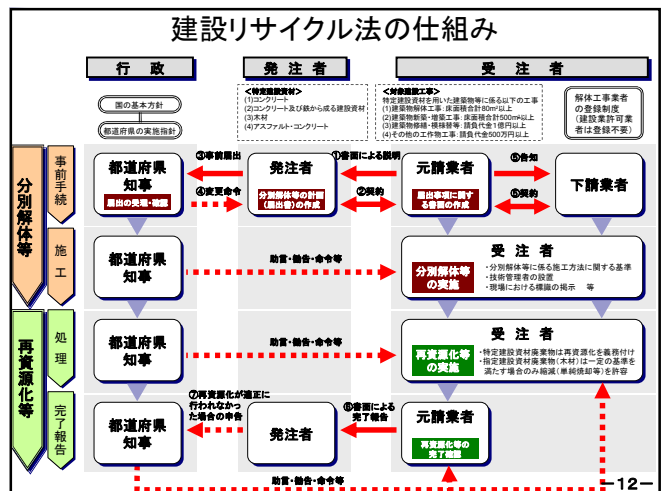
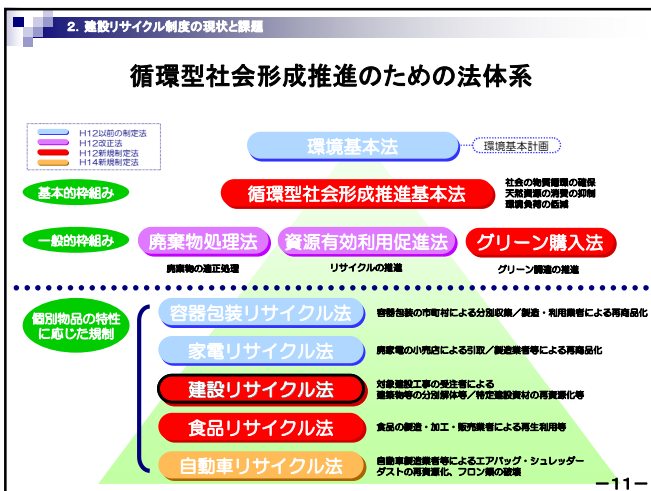
-9-

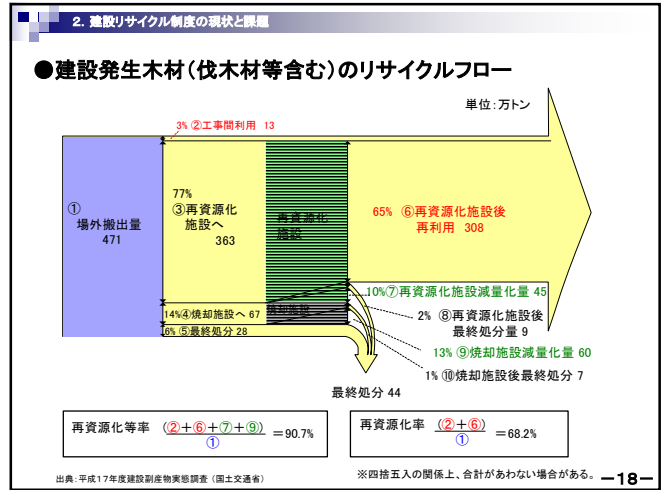
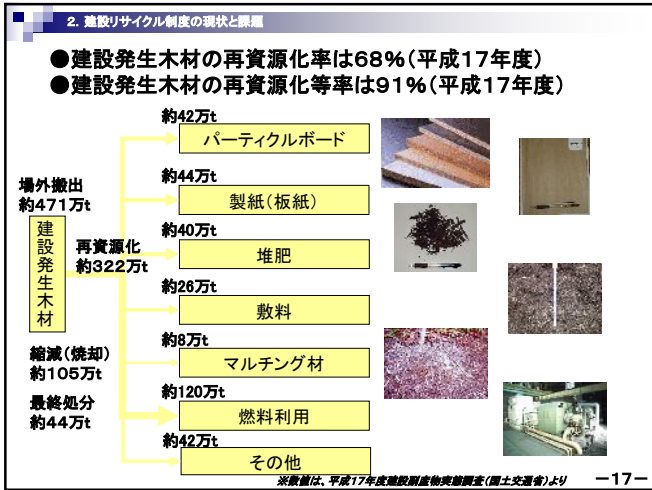
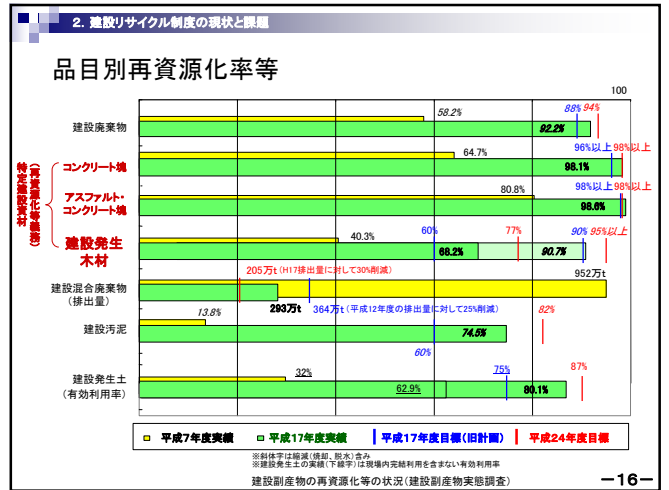
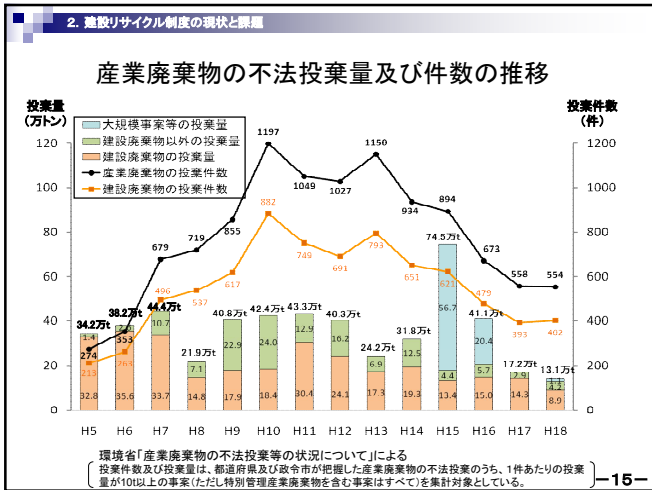
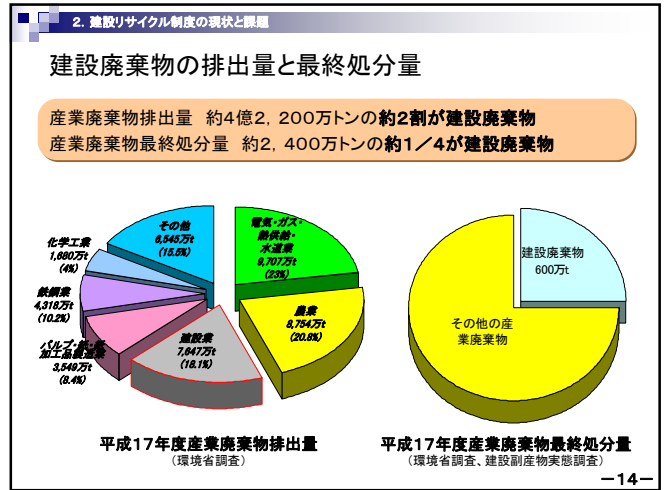
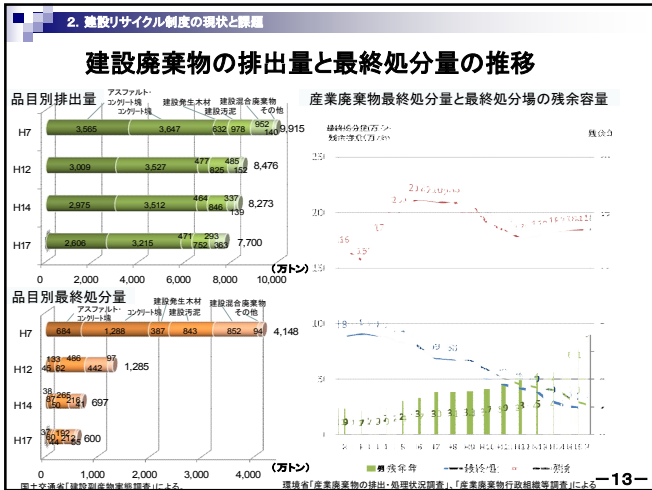
2. 建設リサイクル制度の現状と課題

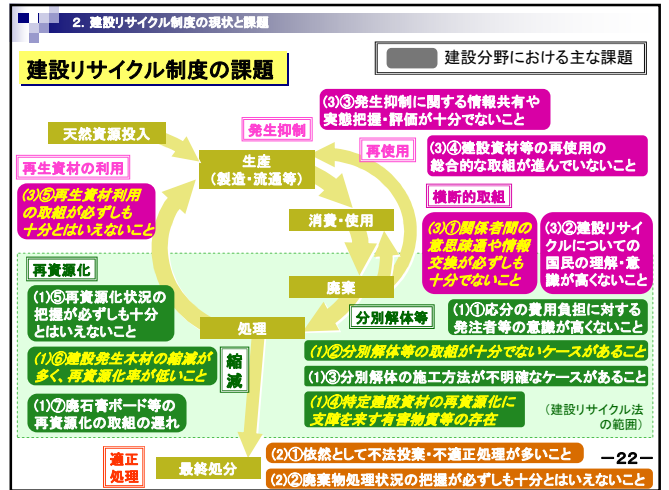
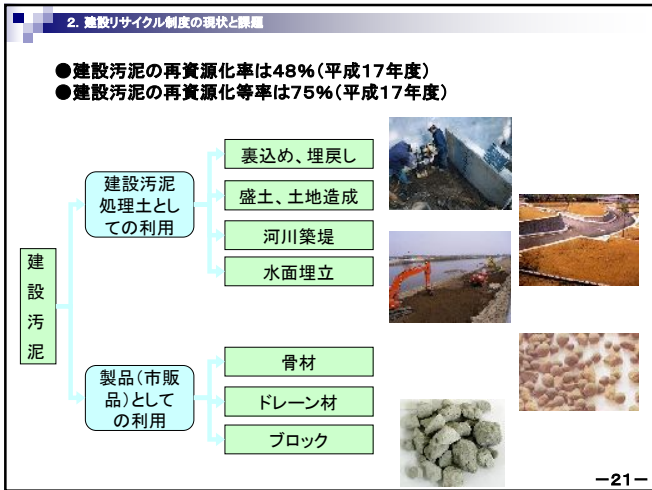
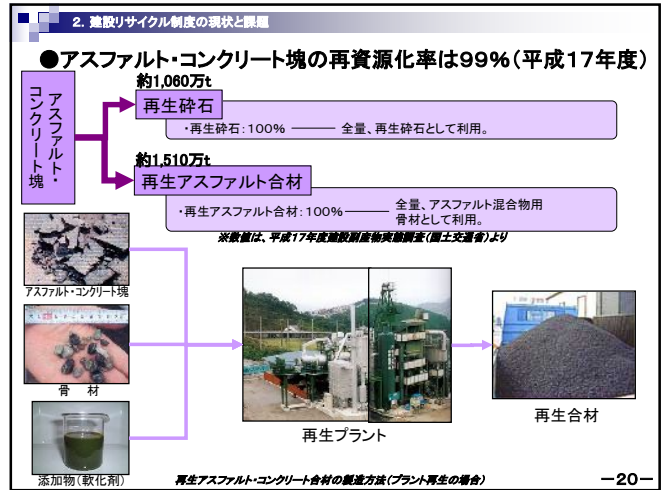
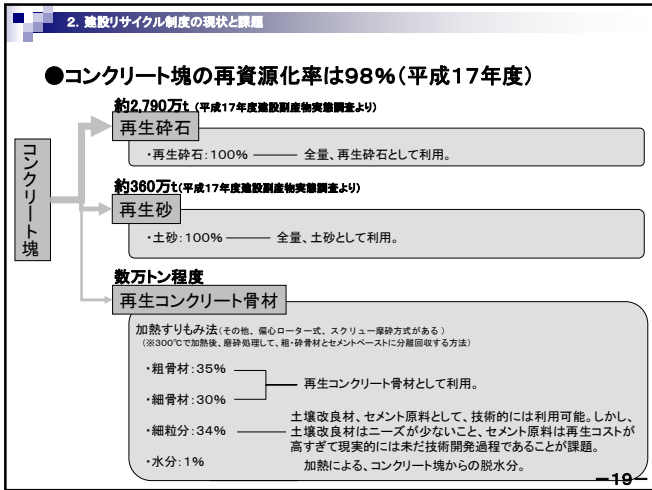
建設リサイクル制度の経緯 建設リサイクル制度の現状と効果

	平成12年	現在
状況	建設廃棄物の最終処分場の逼迫・不適正処理による問題の深刻化	建築物解体廃棄物のリサイクルの取組の遅れ 分別解体等・再資源化等の高いレベルでの進展 →最終処分量、不法投棄の減
制度	・再生資源利用促進法 (H3制定) ・公共工事を主な対象とした規制的手法(リサイクル原則化ルール等)	・建設リサイクル法 (H12制定、H14施行) 民間工事にも規制 ・循環型社会形成推進基本法(H12制定)
再資源化等率	H7年度:58%	H12年度:85% うち 建築系:74% 建設発生木材:38% (再資源化率) H17年度:92% うち 建築系:88% 建設発生木材:68% (再資源化率)

-10-







2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)建設廃棄物の再資源化の促進

—23—

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)① 応分の費用負担に対する発注者等の意識が高くないこと

・ 応分の費用負担に対する便益が把握しづらいことから、適正費用負担について発注者等の理解が得られないまま、処理費用を抑えるために建設廃棄物の不適正処理がなされるおそれがある。

(1)② 分別解体等の取組が十分でないケースがあること

・ 建設リサイクル制度に対する意識の低さから、必要な事前届出等や適切な分別解体等が行われない場合が見られる。

・ 現場分別を徹底すればするほど廃棄物が小口化・多品目化され、廃棄物の収集・運搬が非効率になる。

・ 関係者で情報共有する仕組みが整っていないことから、現場分別したものの、結局再資源化されずに処分される場合がある。

—24—

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)②分別解体等の取組が十分でないケースがあること 対象工事事件数及び届出・通知率の推計

■「固定資産の価格等の概要調査(総務省)」や「建築着工統計(国土交通省)」等をもとに、建設リサイクル法の対象工事事件数を推計。

■対象工事のうち届出・通知がなされているのは、建築物の解体工事で約70%、新築・増築工事及び修繕・模様替工事で約80%(以上平成17年度)、その他工作物工事(土木工事等)で約90%(平成18年度)程度と推定される。

→対象工事の届出・通知率を反映した廃棄物排出量カバー率は、建築物解体工事で3分の2程度。

工種	対象工事事件数(推計値)	届出・通知件数	届出・通知率(推計値)	廃棄物排出量カバー率(届出・通知率100%の場合)	廃棄物排出量カバー率(届出・通知率を反映)	参考データ
建築物解体工事(平成17年度)	約30万件	198,253件	約70%	約94%	約66%	・固定資産の価格等の概要調査(総務省) ・建築着工統計(国土交通省)
建築物新築・増築工事及び修繕・模様替工事(平成17年度)	約3.9万件	29,851件	約80%	約52%	約42%	・建築着工統計(国土交通省) ・増設・改築等調査結果(国土交通省)
その他工作物工事(土木工事等)(平成18年度)	約19万件	162,885件	約90%	約95%	約86%	・建設工事受注動態統計調査(国土交通省)

-25-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)②分別解体等の取組が十分でないケースがあること

全建設廃棄物排出量に占める対象工事カバー率量及び実把握量

■廃棄物排出量の対象工事カバー率(現行の対象規模基準でカバーされる割合の推計値)は全体の87%である。

■実把握量(対象工事カバー率に届出率を乗じた推計値)は、全体の74%である。

<建設廃棄物合計>
排出量:7,700万t
対象工事カバー率量:6,712万t(87.2%)
非カバー率量:988万t(12.8%)
実把握量:5,711万t(74.2%)
非把握量:1,989万t(25.8%)

項目	数量	割合
建設廃棄物合計	7,700万t	100%
対象工事カバー率量	6,712万t	87.2%
非カバー率量	988万t	12.8%
実把握量	5,711万t	74.2%
非把握量	1,989万t	25.8%

-26-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)②分別解体等の取組が十分でないケースがあること 小規模建築物における分別解体・運搬時の課題

■小規模建築物を解体し現場分別する場合、分別ヤードの確保が困難な場合があること、収集運搬の再委託や宅配便の利用等が禁止されていることから、少量の廃棄物を品目毎に分別・運搬することになり、非効率となる。

廃棄物の発生 → 廃棄物の保管 → 廃棄物の収集・運搬

小規模建築物の解体において現場分別する場合
廃棄物は小口化・多品目化される
参考:木造建築物解体工事の廃棄物発生量(延面積50m²)

品目	発生量(m ³)	品目	発生量(m ³)
土砂(土間)	9.00	雑具・量	2.00
木くず	21.00	廃プラ類	1.50
綜合廃棄物	5.00	金属くず	4.00
瓦	2.00	ガラス	0.15
石膏ボード	1.50	クロス	0.10
合計	45.25		

注:木造建築物解体工事から発生する廃棄物の発生量(※:解体工法の異なる(財)経済調査会)より推計。

小規模現場では廃棄物の分別ヤードの確保が困難な場合がある
分別作業が非効率となるとともに少量でも廃棄物を搬出する必要がある

廃棄物収集運搬において動脈物流(商品の物流)で行われている再委託や宅配便の利用等は禁止
小口化・多品目された廃棄物を個別に運搬することになり、非効率である

-27-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)③分別解体の施工方法が不明確なケースがあること

・建設リサイクル法の分別解体の施工方法に関する基準において、手作業によらなければならないものについて、中高層の建築物等においては、機械施工による撤去が効率的なケースがある。(基準において機械併用可能な例外的ケースが明確でない)

(1)④特定建設資材の再資源化に支障を来す有害物質等の存在

・有害物質や有害物質含有資材については、分別解体等において他法令に基づき適正に調査・除去等の処理が行われなければならないが、適正処理が徹底されない場合、建設資材の適正な再資源化を阻害するとともに、現場作業や周辺住民の健康に影響を与えるおそれがある。

-28-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)④特定建設資材の再資源化に支障を来す有害物質等の存在

CCA処理木材

●CCA処理木材は、木材の防腐・防蟻を目的としてCCA(クロム・銅・ヒ素化合物系木材保存剤)を木材内部に加圧注入処理したもの

●昭和40年代初期から家屋の土台や電柱などに使用1963年に日本工業規格(JIS規格)が制定(2003年に削除)。

●現在は、CCAの毒性などから国内ではほとんど生産・使用されていないが、今後建築物の解体によってこれまで使用されていたCCA処理木材が廃棄物として大量に排出されることが予想される。

写真 各種防蟻処理木材の外観

-29-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)④特定建設資材の再資源化に支障を来す有害物質等の存在

CCA処理木材

●CCA処理木材は、木材の防腐・防蟻を目的としてCCA(クロム・銅・ヒ素化合物系木材保存剤)を木材内部に加圧注入処理したもの

●昭和40年代初期から家屋の土台や電柱などに使用1963年に日本工業規格(JIS規格)が制定(2003年に削除)。

●現在は、CCAの毒性などから国内ではほとんど生産・使用されていないが、今後建築物の解体によってこれまで使用されていたCCA処理木材が廃棄物として大量に排出されることが予想される。

建築分野での使用のピークは1975年~
→今後、排出のピークを迎える!!

写真 各種防蟻処理木材の外観

-30-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

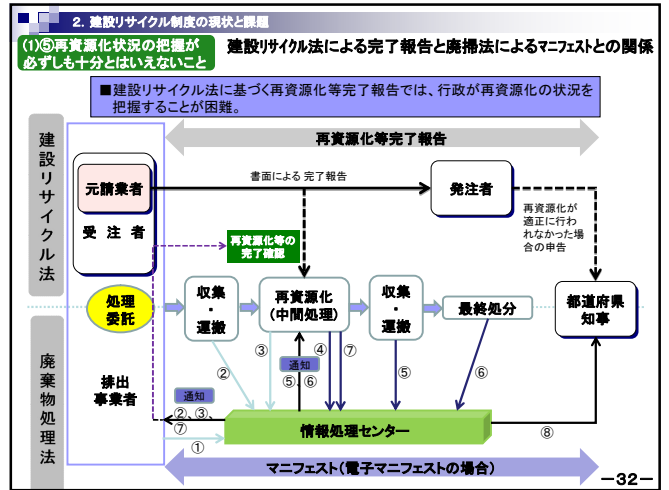
(1)⑤再資源化状況の把握が必ずしも十分とはいえないこと

- 元請業者は再資源化等完了時に発注者へ書面報告し、発注者は適正な再資源化等が行われなかった場合は行政へ申告する仕組みとなっているが、H19年度までの申告実績は1件のみである。
- 申告制度が適切に作用しているとは言えず、行政は不適正な再資源化等の実施状況を必ずしも十分に把握できていない。

(1)⑥建設発生木材の縮減が多く、再資源化率が低いこと

- 建設発生木材は再資源化が大きく進んだが、依然として2割強が縮減(単純焼却)されている(H17年度)。
- 一方、近年のバイオマスエネルギー需要の高まりから、木材チップの需給動向が大きく変化しており、マテリアルリサイクル可能な品質の木材チップの多くが、サーマルリサイクルされる場合がある。

-31-



2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)⑥建設発生木材の縮減が多く、再資源化率が低いこと

建設発生木材の縮減状況

■縮減が認められる場合以外で縮減が行われている可能性がある。
■縮減率が高い自治体では再資源化率が低い等の特徴が見られる。

建設発生木材の縮減が認められる場合

- 再資源化施設までの距離(工事現場から50km以内)に再資源化を行うための施設がない場合
- 地理的条件、交通事情その他の事情での運搬車両が通行する道路が整備されていない場合であって、縮減するために行政に要する費用の額がその再資源化(運搬に該当するものに限る。)に要する費用の額より低い場合

縮減が行われる要因

- 再資源化物の需要が少ない
- 再資源化施設の受入基準が厳しい
- 再資源化施設が50km以内がない
- 再資源化の不確度(安易な縮減、安易な埋立)
- 不適正処理の可能性

建設発生木材の縮減状況(平成17年度)

自治体	削減率	再資源化率	備考
北海道	14.1	75.1	14.1
青森県	14.1	75.1	14.1
岩手県	14.1	75.1	14.1
宮城県	14.1	75.1	14.1
秋田県	14.1	75.1	14.1
山形県	14.1	75.1	14.1
福島県	14.1	75.1	14.1
茨城県	14.1	75.1	14.1
栃木県	14.1	75.1	14.1
群馬県	14.1	75.1	14.1
埼玉県	14.1	75.1	14.1
千葉県	14.1	75.1	14.1
東京都	14.1	75.1	14.1
神奈川県	14.1	75.1	14.1
新潟県	14.1	75.1	14.1
富山県	14.1	75.1	14.1
石川県	14.1	75.1	14.1
福井県	14.1	75.1	14.1
岐阜県	14.1	75.1	14.1
静岡県	14.1	75.1	14.1
愛知県	14.1	75.1	14.1
三重県	14.1	75.1	14.1
滋賀県	14.1	75.1	14.1
京都府	14.1	75.1	14.1
大阪府	14.1	75.1	14.1
兵庫県	14.1	75.1	14.1
奈良県	14.1	75.1	14.1
和歌山県	14.1	75.1	14.1
徳島県	14.1	75.1	14.1
香川県	14.1	75.1	14.1
愛媛県	14.1	75.1	14.1
高知県	14.1	75.1	14.1
福岡県	14.1	75.1	14.1
佐賀県	14.1	75.1	14.1
長門県	14.1	75.1	14.1
熊本県	14.1	75.1	14.1
大分県	14.1	75.1	14.1
鹿児島県	14.1	75.1	14.1
沖縄県	14.1	75.1	14.1
全国平均	22.0%		

【備考】
○再資源化率が低い
○再資源化施設での縮減が多い場合がある
○削減が多い再資源化施設がある
○埋立処分が多い場合がある

-33-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)⑥建設発生木材の縮減が多く、再資源化率が低いこと

バイオマス発電における木材利用量の推移

■大型発電施設の稼働など木質バイオマス発電関連施設は増加傾向にあり、近年、地域によっては木材チップの需給逼迫が懸念されている。

平成17年までの木質バイオマス発電における木質燃料利用量:約230万トン
平成18年以降に新規・増設見込みのバイオマス発電における木質燃料利用計画量合計:約910万トン
→建設発生木材の増産・増産のうち未利用部分(平成17年度)は約150万トン

図1 木質バイオマス発電における木質燃料利用量の推移
出典:「INDUST」2006年10月号「建設副産物のバイオマス活用」(全国木材資源リサイクル協会連合会)より国土交通省作成

図2 全国における建設発生木材のリサイクルフロー
出典:「平成17年度建設副産物実態調査」(国土交通省)

-34-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)⑦廃石膏ボード等の再資源化の取組の遅れ

- 廃石膏ボードは年間百数十万トンが排出され(混合廃棄物に混入したものも含めた推計)、さらに今後、解体系廃石膏ボードを中心に排出量の大幅な増加が見込まれる。
- 石膏ボードは他産業由来のリサイクル品であるが、廃石膏ボード自体のリサイクルの取組が十分に進んでいない(特に解体系)。
- 石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生しうることから、管理型処分場での処分が義務付けられており、管理型処分場の逼迫、不法投棄等が懸念されている。

-35-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1)⑦廃石膏ボード等の再資源化の取組の遅れ

廃石膏ボードのリサイクルにおける現状・課題

- 石膏ボードの出荷量は約500万トン程度
- 石膏ボードの原料のうち回収石膏が占める割合は約5%
- 今後解体系の廃石膏ボード排出量が増加するものと見込まれている。

石膏ボードの原料割合

年度	副産石膏(国産)	天然石膏	回収
平成16年度	63.4%	31.2%	5.4%
平成17年度	64.5%	30.2%	5.3%
平成18年度	60.6%	34.0%	5.4%

石膏ボード排出量の推計(単位:万トン)

注:年間排出量は、8年次の年別総トン数(2005年)と、その年の年別生産量(2005年)の年別総トン数(2005年)とを比較し、増減率を算出。再資源化率(2005年)を乗じて算出。1981年以降の推計による。

((社)石膏ボード工業会資料から作成)

-36-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1) 廃石膏ボード等の再資源化の取組の遅れ

廃石膏ボードのリサイクルにおける現状・課題

- 新築系廃石膏ボードの再資源化率(石膏ボードへの使用)60~70%に対し、解体系廃石膏ボードの再資源化率は2%程度(平成18年度)
- 解体系廃石膏ボードの再資源化率向上が必要。

石膏ボードのマテリアルフロー

廃石膏ボード再資源化の課題

- ・新築系廃石膏ボード
新築系の廃石膏ボードの再資源化率は約60~70%
- ・解体系廃石膏ボード
分別解体を行った場合でも廃石膏ボードは下地材、断熱材、金物、仕上材等が付着している場合が多く、単体として取り出すことは技術的に、経済的に問題点が多い。
しかしながら、一定の条件を満たしたものについては、現在、受け入れを進めている。
再資源化率は2%。
- ・回収した石膏の利用範囲は現状では限られており、石膏ボード用として再生活用する場合は、品質性能の担保及び生産性の面から混入量を10%程度と制約しているが、混入量を増やすことについての調査研究は継続検討中。

(社)石膏ボード工業会資料等から作成

-37-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(1) 廃石膏ボード等の再資源化の取組の遅れ

廃石膏ボードによる特定建設資材への支障

- 廃石膏ボードが現場分別されずに特定建設資材と混合した場合、特定建設資材の再資源化に支障を来す場合がある。

廃石膏ボード

廃石膏ボードを埋め立てた処分場で高濃度硫化水素が発生

管理型最終処分場での処分
(H18.6環境省通達により義務化)

特定建設資材等に廃石膏ボードが付着した場合でも同様に管理型最終処分場での処分が必要

建設資材の再資源化に支障を来す場合がある

-38-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(2) 建設廃棄物の適正処理の徹底と不法投棄・不適正処理の防止

-39-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(2) ①依然として不法投棄・不適正処理が多いこと

- ・自ら処理と称する施設や用地内への不法投棄、有価物と称した不適正保管、リサイクルと称した不適正処分、廃棄物処理業許可を持たない業者への処理委託等による不適正処理事例など、依然として不適正処理が多発している。
- ・建設廃棄物は産業廃棄物の不法投棄量全体の約7割を占めており中でも、無許可業者によるものは約6割、排出事業者の不適正処理と合わせると約7割を占めている。

(2) ②廃棄物処理状況の把握が必ずしも十分とはいえないこと

- ・自ら処理など、行政が情報を把握することが困難な場合がある。
- ・解体工事現場において当該工事が届出済みであるかを行政が容易に判別できる仕組みとなっておらず、パトロールの効率が上がっていない。

-40-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(2) ①依然として不法投棄・不適正処理が多いこと

建設系不法投棄の発生原因

- 投棄量では、無許可業者による投棄量が全体の約56%を占め、排出事業者(自ら処理)と併せて全体の約70%を占めている。
- 投案件数では、排出事業者(自ら処理)が全体の約41%を占め、無許可業者と併せて全体の約57%を占めている。

許可区分別投棄量による建設系廃棄物不法投棄イメージ

許可区分別投案件数による建設系廃棄物不法投棄イメージ

※1 平成18年度産業廃棄物不法投棄等実態調査(平成17年度実績)から作成(イメージのため、矢印の大きさは投棄量、投案件数に比例しない)
 ※2 許可区分別投棄量の合計値及び不明(未開示)を除く。
 ※3 収集・収集運搬業許可業者、中間処理・中間処理業許可業者、最終処分・最終処分業許可業者

-41-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(3) 関係者の意識向上等と循環型社会形成の促進

-42-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(3)①関係者間の意思疎通や情報交換が必ずしも十分でないこと

- 関係者の中で建設リサイクルに関する意思の疎通や情報交換が必ずしも十分に行われていない場合がある。
- ＜例＞資材製造、設計、改修工事等の際に分別解体のしやすさに対する配慮が必ずしも十分でない等

(3)②建設リサイクルについての国民の理解・意識が高くないこと

- 建築工事では全ての国民が発注者になり得るが、建設リサイクル制度について国民の理解・意識は必ずしも高いとは言えず、応分の費用負担がなされず、リサイクルが適切に行われない場合がある。

-43-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(3)①関係者間の意思疎通や情報交換が必ずしも十分でないこと **建設リサイクル法の事務処理を行う自治体について**

- 一部の市区町村では建設リサイクル法の規定に基づき、都道府県等に代わり、分別解体等や再資源化等の実施に係る事務を行っている。
- 一部地域では、分別解体等に係る事務は市区町村、再資源化等に係る事務は県が行っており、自治体間の情報共有が必ずしも十分になされていないケースが見受けられる。

表：建設リサイクル法に関する事務を行う市区町村の比較(埼玉県の場合) (H19.4.1調査)

分別解体等の実施に関する事務を行う市区町村 (建設部長)	再資源化等の実施に関する事務を行う市区町村 (環境部長)
義務的建築主事 埼玉県、川口市、所沢市、越谷市	法令で定める市 (旧後継所設置市)
任意的建築主事 春日部市、狭山市、上尾市、草加市、新座市	さいたま市、川越市
限定的建築主事 熊谷市、行田市、秩父市、寄居町、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蓮田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、横川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ市、日高市、西川市、杉戸町、松伏町	
その他 残り 28 市区町村：県の建設部局	その他 残り 68 市区町村：県の環境部局

※義務的建築主事
建築主事を置かなければならない市

※任意的建築主事
都道府県知事の同意を得て建築主事を置いている市

※限定的建築主事
規模の小さい建築物に関する事務等、一定の事務のみを行う市区町村

＜自治体からの意見(アンケート調査より)＞

- 建設リサイクル法を所管する部局が建設部局と環境部局であり、建設工事の届出から再資源化等までの一連の流れについて、適正な手続き・処理がなされているか確認することが困難。関係局間での情報共有の体制づくりが必要。
- 現行の規定では、行政機関間の情報提供による対応が個人情報取扱いの観点から妨げられることがあり、対象工事への対応に支障がある場合が想定される。

-44-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(3)③発生抑制に関する情報共有や実態把握・評価が十分でないこと

- 3Rの第一に掲げられる発生抑制について、一部で取組が進められているが、発生抑制に関する情報が十分に共有されておらず、その実態把握や評価も十分にこなされておらず、意識が希薄である。

(3)④建設資材等の再使用の総合的な取組が進んでいないこと

- 建設資材等の再使用の概念は総じて希薄であり、総合的な取組が進んでおらず、その可能性についても実態が把握されていない。

(3)⑤再生資材利用の取組が必ずしも十分とはいえないこと

- 再生資材の利用促進に当たり、環境安全性等の品質に対する信頼性確保や、再リサイクルの可能性についての情報が十分でない。
- 用途面に加えて価格面でも再生資材が新材に対して競争力が劣ることが、再生品の利用が進まない原因の一つとなっている。

-45-

2. 建設リサイクル制度の現状と課題

(3)③発生抑制に関する情報共有や実態把握・評価が十分でないこと **発生抑制の取組事例(スケルトン・インフィル(SI)住宅)**

■スケルトン・インフィル(SI)住宅とは、長期間の耐久性を有する構造躯体(スケルトン部分)と、居住者の生活等に対応した可変性を有する内装・設備(インフィル部分)を分離した住宅。

○都市再生機構のSI住宅の事例

- 耐久性の高い構造躯体
コンクリートのモノリス構造を採用し、長期の耐久性を確保する。
- 汎用性
標準約3,000mmとし、内装や水廻り等の可変性を確保する。
- 大規模な内装
小規模な大規模の内装を採用し、平面・断面に制約を少なくすることによって、取組の可変性を確保する。
- 排水再利用
排水再利用して管のメンテナンスや清掃が行われやすくなる。排水処理設備を併設し、手洗い・トイレ排水などで取組の可変性を向上させる。
- 床下収納ボックス
取組の柔軟性に柔軟に対応できるように、電気配線を躯体に埋め込み、二重床内に空間を確保する。
- 床下(二重床内)設備配置
標準設備を標準的な1100mmとし、二重床内に設備、水廻り等を自由に配置することが可能。
- 床下(二重床内)設備配置
標準設備を標準的な1100mmとし、二重床内に設備、水廻り等を自由に配置することが可能。

-46-

3. 課題解決に向けての基本的方向性

-47-

3. 課題解決に向けての基本的方向性

1.3Rの推進に向けた横断的取組

全ての関係者が、3Rの推進に向けて高い意識と理解を持ち、適切な役割分担の下で、十分な意思疎通や情報交換を行いつつ積極的に責務を果たしていくことが必要

2. 建設リサイクルの促進

一般市民を含めた全ての関係者が、分別解体等及び再資源化等の内容及び応分の費用負担について理解を深めることが重要

排出量の8割を占める特定建設資材の取組をより一層徹底すること、地球温暖化防止の観点から建設発生木材を安易に焼却することを防止し有効利用を行うことが重要

その他の建設資材については、リサイクル技術及び体制等の受け皿の整備状況等を踏まえて、リサイクルを進めることが必要

3. 建設廃棄物適正処理の徹底

行政を含む関係者が不適正処理等につながる建設廃棄物の流れを迅速かつ効率的に把握し、行政や市民の連携による不法行為の監視強化や行政対応の迅速化を図ることで、関係者の法令遵守に対する意識を向上させることが重要

-48-

4. 課題解決に向けての具体的な取組

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

- (1) 発生抑制、再使用及び再生資源の利用の推進
- (2) 建設廃棄物の流れの「見える化」
- (3) 建設リサイクル市場の育成
- (4) 分別解体、再資源化の情報提供
- (5) 建設リサイクル法の周知・啓発の充実
- (6) 建設リサイクルに関する技術開発等の推進

2. 建設リサイクルの促進

- (1) 分別解体等における取組の推進
 - ・対規模基準のあり方
 - ・施工方法に関する基準
 - ・分別解体等における有害物質等の取扱い
 - ・事前届出・通知
 - ・登録制度のあり方
 - ・工事内容及び費用の明確化
- (2) 再資源化における取組の推進
 - ・特定建設資材の追加の検討
 - ・完了後の報告のあり方
- (3) 縮減に関する取組の推進
 - ・建設発生木材の縮減のあり方

3. 建設廃棄物適正処理の徹底

- (1) 適正処理における取組の推進
 - ・不適正処理の発生のメカニズム
 - ・不適正処理の防止策の実施
- (2) 取替りにおける取組の推進
 - ・パトロール等の実効性の向上
 - ・現場状況把握の強化
 - ・行政における情報共有等の連携強化

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(1) 発生抑制、再使用及び再生資材の利用の促進

① 発生抑制の取組の推進

課題	一定の取組がなされているものの、関係者間の情報共有や、実態把握・評価が不十分 一関係者の発生抑制に対する意識はリサイクルと比べて希薄 →発生抑制の総合的な取組は緒に就いたばかり
方向性	分別解体等や再資源化等の徹底に加え、発生抑制についても推進する必要がある その際、全ての関係者が、3Rの推進に向けて高い意識と理解を持ち、適切な役割分担の下で、十分な意思疎通や情報交換を行いつつ積極的に責務を果たしていくことが必要
具体的な取組	取組及び効果の実態把握及び設計段階から発生抑制の効果が評価可能な指標等の検討 発生抑制に関する工法や技術等の情報の蓄積、共有及び周知などの積極的展開 構造物の延命化等の戦略的維持管理の実施や、既存ストックの有効活用についての啓発 設計段階におけるライフサイクルを考慮した発生抑制(住宅分野では「200年住宅」の取組) 建設リサイクル法基本方針における発生抑制の基本的方向や具体的方策の検討 建設分野における資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)の推計

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(1) 発生抑制、再使用及び再生資材の利用の促進

② 再使用・再生資材の利用

課題	建設資材等の再使用:用途・需要、品質に関する実態把握・評価が不十分 →総合的な取組が進んでいない 再生資材の利用:品質の信頼性確保や再リサイクルについての情報が不十分 →取組が必ずしも十分とは言えない
方向性	分別解体等や再資源化等の徹底に加え、再使用の取組や他産業に由来するものも含めた再生資材の利用についても推進する必要がある その際、全ての関係者が、3Rの推進に向けて高い意識と理解を持ち、適切な役割分担の下で、十分な意思疎通や情報交換を行いつつ積極的に責務を果たしていくことが必要
具体的な取組	まず、再使用の実績・品質基準について検討し、可能な限りの建設資材等の再使用の促進 再生資材の利用について利用用途に応じた品質基準とその確認手法、再生資源の含有率等に基づいた分類、再生資源の有効利用率に関する指標について検討 他産業由来の再生資材の適用性評価について研究 建設リサイクル法基本方針における再使用・再生資材の基本的方向や具体的方策の検討

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(2) 建設廃棄物の流れの「見える化」

課題	建設廃棄物の不適正処理を防止するためには、マニフェストの徹底等が有効であるが、自ら処理の場合等、廃棄物処理情報を行政が把握することが困難な場合もある →廃棄物処理状況の把握が必ずしも十分とはいえない
方向性	建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、使用されていた建設資材に関する情報や、建設廃棄物の発生から再資源化・適正処理及び製品化までの一連の流れについて建設廃棄物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握する仕組みが有効
具体的な取組	まず、関係者の役割分担や既存システムの連携、自主的取組の促進等の検討の実施 関係者による電子マニフェストの普及促進を図り、普及率を大幅に上昇させる 建設リサイクル法届出やマニフェスト年次報告等の情報の連携・有効活用による情報把握

4. 課題解決に向けての具体的な取組

電子マニフェストの加入・登録情報

1) 電子マニフェスト加入状況の推移

年度	加入者数	加入者数の内訳		区分業者	マニフェスト年間登録件数	普及率
		排出事業者	収集運搬業者			
平成16年度	2,978 (100%)	1,019 (34%)	1,009 (32%)	950 (32%)	1,137,785	2.5%
平成17年度	3,834 (100%)	1,291 (34%)	1,327 (32%)	1,216 (32%)	1,621,975	3.5%
平成18年度	7,784 (100%)	4,083 (52%)	1,921 (23%)	1,780 (23%)	2,388,069	5%
平成19年度	30,705 (100%)	23,164 (76%)	4,300 (14%)	3,241 (14%)	4,076,448	9%

2) 排出事業者業種区分(加入者の構成比)

卸売・小売・飲食業	2%
サービス業	4%
製造業	9%
建設業	6%
医療・福祉	73%
その他	10%

平成19年度 加入排出事業者 23,164事業者

3) 月別電子マニフェスト登録状況

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(3)建設リサイクル市場の育成

課題
建設リサイクルに関する発注者の理解・意識が高くなく、応分の費用負担がなされていない場合がある
再生資材は新材に対して用途面に加え、価格面でも競争力に劣り再生品利用が進まない

基本的方向性
建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、**企業のコンプライアンスの徹底、企業活動の透明性向上が必要**
発注者が**優良な企業の選定について検討できるような環境を整えることが重要**
リサイクル市場構築のためには、**再生資材の需要の確保、価格競争力が必要**

具体的な取組
建設リサイクルに関わる**企業のコンプライアンス体制の確立の促進**
質の高い建設リサイクルを推進している企業が評価される仕組みの検討
需給バランスの均衡に資する情報収集・情報発信のあり方の検討
再生資材が価格競争力を有するための方策の検討

-55-

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(4)分別解体、再資源化に係る情報提供

課題
設計時、工事時に分別解体のしやすさに対する配慮が必ずしも十分でない
資材特性や専門知識が十分に活用されず、建設リサイクルの推進が円滑に進まない
→関係者間での**建設リサイクルに関する意志疎通や情報交換が必ずしも十分でない**

基本的方向性
関係者間で建設リサイクルに関する**意志疎通や情報交換が十分に行われるよう、情報を共有及び活用できるようにすることが重要**

具体的な取組
関係者間の情報共有、連携強化に必要な情報提供方策の検討・実施
・建設リサイクル法に係る離手続や分別解体等に係る施工方法に関する情報
・有害物の取扱いに関する情報
・再資源化に係る施設の情報
・技術及び需要の動向、優良処理業者に関する情報
・設計者や資材製造者が有する**建設資材等**に関する情報

-56-

4. 課題解決に向けての具体的な取組

都道府県等における情報提供の取組

■一部の自治体では、建設廃棄物が適正に再資源化施設に持ち込まれるように、再資源化施設等の情報をインターネット等で提供している。

都道府県 n=39
実施なし 15
実施あり 24

政令で定める市 n=53
実施あり 12
実施なし 41

インターネットによる情報提供
・26自治体
冊子又は文書による情報提供
・4自治体

注：建設廃棄物の中間処理施設をもって再資源化施設の紹介としている自治体が多い。
政令市の一部では、再資源化施設の紹介を県のHPで行っている。

自治体での先進的な取組事例について

- 茨城県
建設工事で排出が予想される30品目について、HP上の茨城県内建設廃棄物受入施設マップ(右図)で紹介
- 横浜市
木くずの再資源化施設の基準を定め、再資源化事業者を登録制度とし、横浜市が発注する建設工事から排出する木くずについて、指定処分を行っている。

環境省 作成 -57-

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(5)建設リサイクル法の周知・啓発の充実

課題
建設リサイクルに関する国民の理解・意識が必ずしも高いとはいえず、その結果応分の負担がなされず、リサイクルが適切に行われない場合がある

基本的方向性
一般市民を含めた全ての関係者が、建設リサイクル及び建設リサイクル制度に対する理解をより一層深め、分別解体等、再資源化及び適正処理並びにそれらに必要な費用負担を行うよう、**より一層、情報提供や啓発を充実させる必要がある**

具体的な取組
より一層の情報提供や啓発に関し、以下の具体的な方策の検討・実施
・建設リサイクル制度に関する**広報活動**
・講習会及び**研修**
・優れた取組に対する**表彰等**

-58-

4. 課題解決に向けての具体的な取組

建設リサイクル法の周知・啓発活動

■建設リサイクル法施行後、各地で講習会、街頭イベント等を実施。

(1)「建設リサイクル講習会」(H14～)

平成14年以降、毎年全国10都市で建設リサイクル講習会を開催。
(注：建設リサイクル法普及推進会議)

年度	受講者数
平成14年度	3,358人
平成15年度	2,122人
平成16年度	2,378人
平成17年度	1,998人
平成18年度	1,331人

(2)建設リサイクル法街頭イベント①(日比谷公園 H14)

主催：国土交通省・環境省・東京都・建設リサイクル法普及推進会議
日：平成14年5月30日(木)、6月1日(土) 11:00～15:00頃
場：日比谷公園(大ホール前)
内容：パネル展示、ポスター展示、リサイクル材の展示、ファッション、風船販売、パネルゲーム、ビデオ等

(3)建設リサイクル法街頭イベント②(東京駅構内 H15)

主催：国土交通省 関東地方整備局東京国道事務所、建設リサイクル法普及推進会議

日時：平成15年5月30日(金)
場所：JR東京駅(構内)1階コンコース「ディラ東京メディアコート・BREAK」
内容：ビデオ放映、パネル・リサイクル品の展示、チラシ等の配布を実施

-59-

4. 課題解決に向けての具体的な取組

1.3Rの推進に向けた横断的取組

(6)建設リサイクルに関する技術開発等の推進

課題
リサイクルの「質」の観点からの技術開発や需要拡大が十分でない
建設リサイクル分野における環境負荷低減効果(CO₂排出削減効果等)が明確でない

基本的方向性
建設リサイクルの一層の促進を図るため、**リサイクルの質を向上させるための技術開発や需要拡大が必要**
低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と相まった建設リサイクルの促進が必要であることから、**建設リサイクルの取組において、CO₂排出量の削減効果**やその他の環境負荷低減効果について簡便に算定するための手法について検討が必要
建設廃棄物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進が必要

具体的な取組
リサイクルのしやすさを考慮した構造や資材についての技術開発
CO₂排出量の削減効果等の、**環境負荷削減効果を簡便に算定する手法の検討**
建設廃棄物が有する潜在的な資源価値を最大限再生利用するための技術開発
技術開発を誘導するための需要拡大の積極的な促進

-60-

4. 課題解決に向けての具体的な取組	
2. 建設リサイクルの促進	
(1) 分別解体等における取組の推進	
① 対象規模基準のあり方	
課題	不適切な分別解体等についての実態が必ずしも十分に把握できておらず、一部に建設リサイクル制度に対する意識の低さから、 必要な事前届出等が行われなかったり、適切な分別解体等が行われない場合が見られる 規模基準を引き下げた場合、届出・通知件数が大幅に増加する一方でカバー率の増加は微小に留まるうえに、 廃棄物が少量である小規模工事で分別解体等や再資源化等を義務付けた場合、分別や収集・運搬における効率性の確保が課題
基本的方向性	適正な分別解体等の取組を徹底するために、 行政はその取組状況について、費・量とも一層の把握に努めることが重要 建設リサイクル法の手続に基づき把握できる 廃棄物量のカバー率の向上が有効
具体的な取組	建築物解体工事で7割程度に留まっていると推測される 現行対象工事の事前届出・通知率の向上を図ることが必須 →まず、現行対象工事の事前届出・通知率向上のため 周知・啓発や行政指導等の強化 対象規模基準の見直しについては、まず、 ・工事規模と不適正処理量との関係の調査・分析 ・廃棄物の少ない小規模工事における効率的な分別、収集・運搬の仕組みの検討を行ったうえで、 改めてその効果と必要性について検討
-61-	

4. 課題解決に向けての具体的な取組	
2. 建設リサイクルの促進	
(1) 分別解体等における取組の推進	
② 分別解体等に係る施工方法に関する基準	
課題	中高層建築物では機械施工による撤去が効率的な場合もある 機械併用の可能な対象工事が必ずしも明確ではない → 適切な施工方法については、主務省令で基準が定められているが、実際の現場に即していない場合も見られる
基本的方向性	適正な分別解体等の取組を徹底するために、行政は技術動向及び課題を踏まえた 適正な施工方法等について明らかにすることが重要
具体的な取組	分別解体に係る将来の施工技術の動向を踏まえ、大型建築物における 機械施工で対応可能なケースについての基準明確化など、施工方法に関する基準の見直し措置の実施 適正な施工方法について、 より一層の情報提供
-62-	

4. 課題解決に向けての具体的な取組	
2. 建設リサイクルの促進	
(1) 分別解体等における取組の推進	
③ 分別解体時における有害物質等の取扱い	
課題	有害物質や当該有害物質が含有された建設資材については、分別解体等において関係法令に基づき、適正に調査・除去等の処理が行われなければならないが、 適正処理が徹底されずに特定建設資材に付着・混入した場合、特定建設資材の適正な再資源化を阻害するとともに、現場作業員や周辺住民の健康に多大なる影響を与えるおそれがある
基本的方向性	分別解体等に際しての有害物質の取扱いが徹底されるよう、 他法令の規定も含め関係者に十分な情報提供を行うことが重要
具体的な取組	建設リサイクル法の目的に照らし、 特定建設資材のリサイクル促進の観点から整理の実施 特定建設資材の再資源化に支障をきたす有害物質の事前除去の徹底、有害物質含有建材等の現場分別の徹底 特定建設資材のリサイクル促進の観点から、有害物質に係る事前届出内容の検証実施 分別解体等における 他法令による規制も含めた、より一層の情報提供
-63-	

4. 課題解決に向けての具体的な取組	
2. 建設リサイクルの促進	
(1) 分別解体等における取組の推進	
④ 対象建設工事の事前届出・通知	
課題	不適切な分別解体等についての実態が必ずしも十分に把握できていない → 行政が状況把握すべき事項について記載される必要がある
基本的方向性	適正な分別解体等の取組を徹底するために、行政はその取組状況について 費・量とも一層の把握に努めることが重要
具体的な取組	関係者の負担増に十分配慮した上で、 届出内容の充実を図るとともに、併せて作業負担軽減のための効率化について検討し、必要な措置を実施 通知様式について情報把握に必要な情報が含まれるよう見直し 事前届出の時期については、まず手続及び審査の効率化について検討 → 手続きの電子化の動向等を踏まえつつ、改めて適切な届出時期について検討
-64-	

4. 課題解決に向けての具体的な取組	
2. 建設リサイクルの促進	
(1) 分別解体等における取組の推進	
⑤ 解体工事業の登録制度	
課題	解体工事業の登録制度について、許可制度への移行や欠格要件の強化などのより強い規制が必要との意見がある。
基本的方向性	解体工事業の登録制度においては、建設業法の許可が不要な軽微な建設工事のみを請け負う業者について、最低限必要とされる技術・資質を担保し、併せて発注者の保護を図ることが必要
具体的な取組	現状では規制強化を行うよりも、 現行制度の遵守をより一層徹底させることで、解体工事業を営む業者の技術・資質の担保と発注者の保護を図る 優良業者育成の観点から、解体工事業業者の技術力、遵法性、環境への取組の情報開示により、解体工事業業者を評価・選択できる仕組みの検討 適正な解体工事に必要な技術の専門性、高度性、資質等の検討 今後の取組状況や解体工事業の実態を踏まえ、規制の在り方について改めて検討
-65-	

4. 課題解決に向けての具体的な取組	
2. 建設リサイクルの促進	
(1) 分別解体等における取組の推進	
⑥ 分別解体等における工事内容及び費用の明確化	
課題	適正な費用負担について発注者等の理解が得られないまま、処理費用を抑えるために建設廃棄物の不適正処理がなされるおそれがある
基本的方向性	建設リサイクルの一層の促進を図るためには、個人住宅の建設等においてその当事者となり得る一般市民を含めた 全ての関係者が、分別解体等及び再資源化等の内容及び対応の費用負担について理解を深めることが重要
具体的な取組	現行制度上での 元請業者から発注者への書面説明・契約書記載についての徹底・充実 発注者を含めた、一般市民の適正費用負担に対する理解向上のため、より一層の情報提供、啓発方法について検討 現行規定に基づく元請業者・下請業者間の告知・契約の適正な実施、適正費用負担に対する理解向上のため、より一層の情報提供、啓発方法について検討 元請業者が対象建設工事の下請業者に再資源化等を請け負わせない場合の元請業者・下請業者間の請負契約書面記載内容について見直しを検討
-66-	

4. 課題解決に向けての具体的な取組

2. 建設リサイクルの促進

(2) 再資源化における取組の推進

① 特定建設資材の指定品目及び再資源化

課題	廃石膏ボード、建設汚泥等の再資源化の取組の遅れ
基本的方向性	建設廃棄物全体の再資源化率の向上には、特定建設資材の取組をより一層徹底し、 その他の建設資材については、リサイクル技術及び体制等の整備状況を踏まえつつリサイクルを進めていく 建設廃棄物全体の再資源化率の向上を図るためには、排出量の8割を占める 特定建設資材の取組をより一層徹底することが重要
具体的な取組	【現行の特定建設資材4品目】品目指定を継続し、再資源化の更なる徹底、再資源化施設の整備、再資源化率及び再資源化等率の目標の見直し実施
	【石膏ボード】 リサイクル体制や技術開発が未確立のため品目追加は見送り、まずは解体時の現場分別徹底についての措置を実施、分別方法の検討、費用負担の情報提供 将来の品目追加を視野に、早急に再資源化促進に向けた必要な取組を実施
	【建設汚泥】 汚泥は建設資材でなく、リサイクル体制等の課題があることから品目追加は見送り、H18.6策定の再生利用ガイドラインに基づき総合的な有効利用方を推進
	【その他の建設資材】 排出量、技術面及びコスト面等の状況から直ちに品目追加できる状況にないが、今後の再資源化における技術開発や施設整備状況を踏まえて検討が必要

4. 課題解決に向けての具体的な取組

建設汚泥のリサイクルにおける現状・課題

■建設汚泥の再資源化率は48%、再資源化等率は75%（平成17年度）

■現状では再資源化後の需要先の確保が困難であり、建設発生土等と競合しない用途の拡大が必要。

■再資源化施設は全国に分布しているが、やや地域的に偏在している。

再生資源化の需要先の確保が困難

建設汚泥の再生品は建設発生土等と競合する上、コストが高い

再生利用を行うに当たっては、再生利用の意欲が低い関係者が多い

再生品の統一的な品質基準がない

再生利用を促進する制度が十分には定まっていない

建設汚泥の再資源化施設整備状況 (H17, 施設から直線50km圏内)

建設汚泥を「リサイクル原則ルール」に位置付け

発注者（排出側）の取組責任の強化

再生利用の手続きの明確化

品質基準の明確化

「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等を策定

-68-

4. 課題解決に向けての具体的な取組

2. 建設リサイクルの促進

(2) 再資源化における取組の推進

② 再資源化等完了後の報告のあり方

課題	完了報告・適正処理されなかった場合の行政への申告を、一般市民たる発注者のみに委ねることは難しい →行政は不適正な再資源化等の状況を必ずしも十分に把握できていない
基本的方向性	建設廃棄物の再資源化及び適正処理の履行確保を図るためには、元請業者から費用の負担者である発注者へ完了報告が確実になされること、また、適正な再資源化等が行われなかった場合は、行政が迅速にその状況を把握できることが重要である
具体的な取組	まず、発注者もしくは元請業者に行政への再資源化等完了報告の実施を行わせることや、廃棄物処理の全体の流れについて、関係者がリアルタイムに把握できる仕組みが必要 →リアルタイムに把握できる仕組みは、電子マネフェスト等の既存の仕組みを最大限利用 →行政への報告方法や必要な情報の整理の検討 電子マネフェストが普及するまでの仕組みの構築の検討
	企業の自主的な取組や優良な処理業者に関する情報提供促進の検討

-69-

4. 課題解決に向けての具体的な取組

2. 建設リサイクルの促進

(3) 縮減に関する取組の推進

① 建設発生木材の縮減のあり方

課題	現行の規定においては、50km圏内に再資源化施設がない場合に限り縮減は認められており、現状の再資源化施設の分布状況から見ると、離島等一部地域を除いて、実質的に認められていないにもかかわらず 建設発生木材は依然として2割強が縮減 されており、 コンクリート塊やアスファルトコンクリート塊と比較して再資源化率が低い 建設発生木材の縮減実施及び木材チップの需給動向の定量的な把握や分析が十分になされていない
基本的方向性	建設発生木材を安易に焼却することを防止し、少なくとも焼却の際に生じる熱を回収し、化石燃料の使用の代替とする等の有効利用を行うことは、地球温暖化防止の観点からも重要
具体的な取組	まずは現行の縮減規定のもと不適正な縮減が行われないよう、関係者に対して 縮減規定の周知徹底 、再資源化の徹底及び不適正縮減の防止に対する 指導強化の検討
	縮減の実態及び木材チップの需要動向について把握と分析を行い、不適正な縮減を抑制するために、 地域における木材チップ需給状況や再資源化施設についての情報提供の充実を図る 縮減状況について把握し、不適正な縮減が行われないように監視できる仕組みの検討

-70-

4. 課題解決に向けての具体的な取組

3. 建設廃棄物適正処理の徹底

(1) 適正処理における取組の推進

① 不適正処理が発生するメカニズム

課題	排出事業者責任のないものが自ら処理と称して、無許可で不適正処理を行っている事例、有償物と称して不適正保管をする事例、リサイクルと称して不適正処分する事例、無許可業者等が見られる →依然として 不適正処理が多発している
基本的方向性	建設廃棄物の再資源化等及び適正処理の履行確保を図るためには、行政を含む関係者が不適正処理等につながる 建設廃棄物の流れを迅速かつ効率的に把握することが重要
具体的な取組	まずは自ら処理について実態把握を行い、建設廃棄物の流れの把握が必要
	自ら処理を含めた、不適正処理等につながる 建設廃棄物の流れを、電子化された情報により的確に把握する仕組みの検討

-71-

4. 課題解決に向けての具体的な取組

建設系不法投棄の発生パターン

木造建設解体廃棄物の不法投棄等の発生パターン

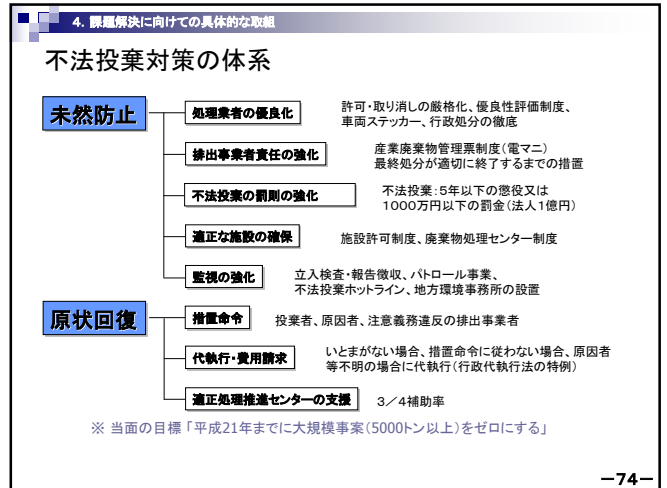
1. 2.2% 不法投棄等の割合
0. 8.0% 不法投棄等の割合
0. 8.0% 不法投棄等の割合
0. 8.0% 不法投棄等の割合
0. 8.0% 不法投棄等の割合
0. 8.0% 不法投棄等の割合

現場A: 解体現場から4tトラックで公道や農地に棄てる。
現場B: 解体現場から自社用地等に搬入し、自社物と称して不適正に大量埋蔵している。
現場C: 解体・保管施設や中間処理施設の用地内に不適正に大量埋蔵している。
現場D: 解体・保管施設等で解体した後、10tトラックで他人の所有地などに不法投棄する。
現場E: 中間処理後の木くずチップを、燃料原料、敷き料、マルチング材等としての利用を目的とした有償物と称して、不適正保管する。

(小口建設株式会社システム構築に関する調査報告書(平成17年3月)から)

-72-

4. 課題解決に向けての具体的な取組	
3. 建設廃棄物適正処理の徹底	
(1) 適正処理における取組の推進	
② 不適正処理の防止策の実施	
課題	建設廃棄物を排出事業者自ら処理する場合など、 廃棄物処理に係る情報を行政が把握することが困難な場合がある
基本的方向性	建築廃棄物の再資源化等及び適正処理の履行確保を図るためには、行政を含む関係者が不適正処理等につながる 建設廃棄物の流れを迅速かつ効率的に把握することが重要
具体的な取組	廃棄物の流れをリアルタイムに把握できる、透明性、効率性の高い仕組みの構築が必要（仕組みの運用については、関係者の負担が過度にならないよう配慮） 環境マネジメントシステムの認証制度を活用した 事業者の自主的な取組の促進や、優良な処理業者等に係る情報提供の方策について検討



4. 課題解決に向けての具体的な取組	
3. 建設廃棄物適正処理の徹底	
(2) 取締まりにおける取組の推進	
① パトロール等の実効性の向上	
課題	工事現場の箇所数が多いことや解体工事現場において当該工事が届出済みであるかをパトロールを実施する行政が容易に判別できる仕組みとなっていない → パトロールの効率が上がっていない
基本的方向性	行政や市民の連携による不法行為の監視強化や行政対応の迅速化を図ることで、関係者の 法令遵守に対する意識を向上させることが重要
具体的な取組	行政パトロール等の充実により 不法事例の摘発を強化するとともに、取組の結果や行政処分の情報公開 することで、関係者の 法令遵守に対する意識向上 を図る

4. 課題解決に向けての具体的な取組	
3. 建設廃棄物適正処理の徹底	
(2) 取締まりにおける取組の推進	
② 現場状況把握の強化	
課題	工事現場の箇所数が多いことや解体工事現場において当該工事が届出済みであるかをパトロールを実施する行政が容易に判別できる仕組みとなっていない → パトロールの効率が上がっていない
基本的方向性	行政や市民の連携による不法行為の監視強化や行政対応の迅速化を図ることで、 関係者の法令遵守に対する意識を向上させることが重要 行政が現場において効率的に分別解体等及び再資源化等の状況把握が必要
具体的な取組	現場標識の掲示の徹底、掲示内容の充実及び標識への届出済みシールの貼付 行政の現場状況把握が容易に図れるような仕組みが必要 届出済みシールの現場標識への貼付について全国展開を図るべき 上記取組等の進展によって、地域住民や発注者を含む 関係者の意識向上が図られ、関係者間で法令が適正に遵守されているかのチェックがなされる ことが期待される

4. 課題解決に向けての具体的な取組	
状況把握の強化について	
◎ 届出・通知者への届出・通知済みシールの交付	
■ 建設リサイクル法第10条に基づく届出（公共工事の場合は第11条に基づく通知）済みであることを確認し、無届出施工を抑制するほか、発注者・受注者・周辺住民等の意識向上等に寄与することを目的に、「届出（通知）済みシール」を交付し、解体工事の現場標識に貼付するよう指導している自治体がある。	
■ 届出（通知）済みシール様式（例：東京都）	
■ 都道府県等における届出・通知済みシールの実施状況（H18.7.10現在）	
実施状況	都道府県数
実施済み	23
一部で実施	7
未実施	17

4. 課題解決に向けての具体的な取組	
3. 建設廃棄物適正処理の徹底	
(2) 取締まりにおける取組の推進	
③ 行政における情報共有等の連携強化	
課題	建設リサイクル制度の届出情報等を関係する行政部局間（建設部局及び環境部局）で共有するなどの連携が十分でないケースが見受けられる
基本的方向性	建築廃棄物の再資源化等及び適正処理の履行確保を図るためには、行政を含む関係者が不適正処理等につながる建設廃棄物の流れを迅速かつ効率的に把握することが必要 届出情報等を関係する行政部局間で共有するなどの連携が重要
具体的な取組	行政間の情報共有等の連携がスムーズになされる方策について検討・実施

5. 今後の進め方

-79-

5. 今後の進め方

(1) 必要な措置を講ずるべきもの

本とりまとめ後、省令改正や運用改善等の必要な措置について、検討に着手し順次実施する。

- ① 分別解体等に係る施工方法に関する基準について機械施工で対応可能なケースについて明確化する等の見直し
- ② 対象建設工事の事前届出・通知における内容の充実及び効率化等の検討・実施
- ③ 元請・下請間の契約書面における再資源化等に係る記載内容の見直し
- ④ 石膏ボードの解体時の現場分別の徹底
- ⑤ 届出済みシールの現場標識貼付の全国展開
- ⑥ 行政間の情報共有等の連携策

-80-

5. 今後の進め方

(2) 調査検討等の結果を踏まえて、改めて検討すべきもの

本とりまとめ後、まずは(3)の調査検討等を行ったうえで、その結果を踏まえ、改めて検討を実施する。

- ⑦ 対象規模基準の見直し
- ⑧ 適切な届出時期の検討
- ⑨ 解体工事業に係る規制の在り方
- ⑩ 特定建設資材の指定品目の見直し
- ⑪ 行政を含む関係者が建設廃棄物の流れを把握するための「見える化」の仕組みの導入の検討

-81-

5. 今後の進め方

(3) 特に優先的に調査検討を行うべきもの

本とりまとめ後、(2)の検討等に資するために、優先的に調査検討等に着手する。

- ⑫ 発生抑制の実態把握
- ⑬ 再使用の実態把握
- ⑭ 行政を含む関係者が建設廃棄物の流れを把握するための「見える化」の仕組みの検討
- ⑮ 対象建設工事の事前届出・通知率の向上策
- ⑯ 工事規模と不適正処理量との関係の調査・分析
- ⑰ 小規模工事における効率的な分別・収集・運搬の仕組みの検討
- ⑱ 事前届出における手続及び審査の効率化の検討
- ⑲ 石膏ボードの再資源化促進に向けた取組
- ⑳ 廃棄物の自ら処理の実態把握

-82-

5. 今後の進め方

(4) その他の取組

本とりまとめ後、順次取組を実施する。

- 発生抑制に関する工法や技術等の情報の積極的な蓄積、共有及び周知等
- 関係者による電子マニフェストの普及促進
- 建設リサイクル制度に係る関係者間の情報共有、連携強化に必要な情報の提供法策についての検討及び実施
- 分別解体等における有害物質等の取扱いに関する、関係法令による規制も含めたより一層の情報提供
- 関係者に対する建設発生木材の縮減規定の周知徹底及び指導強化
- 行政パトロール等の充実による不法事例の摘発の強化 等

-83-

第2講演

16:00～16:45

「3Rに取り組む先進的事例」

3R活動推進フォーラム

事務局長 藤本 正 様

(ホームページより本講演資料をダウンロードできます)

3Rに取り組む先進的事例

～循環型社会形成推進功労者等
環境大臣表彰受賞事例から～

3R活動推進フォーラム

3R活動推進フォーラムについて

沿革～「ごみ減量化から3Rへ」

- ・平成 4年(1992)9月 「ごみ減量化推進国民会議」発足
- ・平成14年(2002)7月 「ごみゼロパートナーシップ会議」に改組
- ・平成16年(2003)6月 G8サミットで3Rイニシアティブ提唱
- ・平成17年(2004)4月 「3Rを通じた循環型社会の構築を国際的に推進するための日本の行動計画」(ゴミゼロ国際化行動計画)を発表
- ・平成18年(2006)1月 「3R活動推進フォーラム」に改組
- ・平成19年(2007)5月 「3R活動推進フォーラム」事務局、(財)廃棄物研究財団に移る

3R活動推進フォーラムについて

組織の概要

組織の概要

■目的 フォーラムは、国民、事業者、行政、研究機関等が一体となって発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rによる循環型社会づくりを推進することを目的とする。

■事業

- (1) 3Rに関する研鑽・啓発
- (2) 3Rに関する先進的事業の実施・支援
- (3) 3Rに関する調査研究の実施・支援
- (4) 3Rに関する国内外の情報の収集、提供

■役員

会長 小宮山宏 東京大学総長
副会長 阪口善雄 大阪府リサイクル社会推進会議会長
(吹田市市長)
副会長 武内和彦 東京大学大学院教授
副会長 杉戸大作 (財)廃棄物研究財団理事長
専任理事 八木美雄 (財)廃棄物研究財団専務理事

■会員 自治体 16 団体・企業 56

3R活動推進フォーラムについて

事業の概要1

平成20年度事業の概要

- 1 3R推進全国大会の開催
平成20年10月23日(木)～26日(日)
山形県山形市で開催。
24日(金) 大会式典開催
3R促進ポスターコンクール・
循環型社会形成推進功労者等を表彰



第3回3R推進全国大会

- 2 3R促進ポスターコンクールの実施
小学生、中学生を対象 応募件数11,246点
小学生低学年、小学生高学年、中学生の各部門ごとに
最優秀賞1点、優秀賞3点、佳作10点を選定
- 3 環境大臣表彰の推薦
(1) 循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰の推薦
・循環型社会の形成に顕著な成果を上げている個人、企業、団体を表彰
・当フォーラム会員から個人5件、企業12件、団体2件、合計19件を推薦
・10月24日の3R推進全国大会式典で49件に表彰
(2) 食品リサイクル推進環境大臣表彰の推薦
当フォーラム会員から9件を推薦

3R活動推進フォーラムについて

事業の概要2

4 全国ごみ不法投棄監視ウィークの国民運動の展開

- (1) 全国ごみ不法投棄監視ウィークシンポジウムの開催
平成20年5月30日(金) TOKYO FM HALL
- (2) 全国ごみ不法投棄撲滅シンボルマーク大臣表彰
不法投棄ゼロの社会を実現するため、国民挙げての運動としてシンボルとなるマークのデザインを公募し最優秀作品1点、優秀作品2点を選考、5月30日の全国ごみ不法投棄監視ウィークシンポジウムで最優秀作品に環境大臣賞を授与

5 3R推進地方大会への後援・参加

環境省地方環境事務所が
全国7ブロックで開催

平成20年11月1日
3R推進岩手大会
(岩手市内)



3R活動推進フォーラムについて

事業の概要3

6 新循環型社会形成推進基本計画に関連した3Rフォーラムの開催

- (1) やまがた環境展会場での3R先進事例発表会
平成20年10月25日10:30～12:00 山形ビッグウイング
- (2) 地域からの循環型社会づくりに関する意見交換会を環境省と開催
平成21年1月28日(水)18:30～21:00 (写真)
東京都渋谷区の環境パートナーシップオフィス(EPO)会議室
- (3) 3Rフォーラム～地域における3Rと資源循環の推進めざして～の開催
平成21年3月26日(木)13:30～16:30
東京都新宿のウェルシティ東京
環境省、石川県立大学教授・高月紘氏の講演と4件の事例発表

7 マイ・バッグ・キャンペーンの実施

内閣府が行う「環境にやさしい買い物
キャンペーン」とともに、10月をマイ・
バッグ・キャンペーン月間として実施、都
道府県報告書のとりまとめ



3R活動推進フォーラムについて 事業の概要4

8 広報普及事業

(1) 2008年次報告書の作成・配布
 (2) 展示会等への出展


①平成20年5月23日(金)～26日(月)
 「環境フェア in KOBE」(神戸市立中央体育館)

②平成20年6月19日(木)～21日(土)
 「北海道洞爺湖サミット記念環境総合展2008」(札幌ドーム)


③平成20年10月24日(金)～26日(日)
 「やまがた環境展」(山形ビッグウイング)

④平成20年12月11日(木)～13日(土)
 「エコプロダクツ2008」(東京ビッグサイト)

(3)「3Rニュース」をメール配信
 (4)ホームページの充実
 (5)クリアファイルの作成・配布
 平成19年度ポスターコンクール最優秀作品を
 エコバッグ、クリアファイルに印刷、配布



エコプロダクツ2008



ポスターコンクール
最優秀作品をアザ
インしたエコバッグ

3R活動推進フォーラムについて 事業の概要5

9 フォーラム会員団体等との共同化推進

会員等の諸事業への後援・参加等を通して、3R推進活動事業の共同化・総合化

①2008建設リサイクル技術発表・技術展示会への後援
 建設副産物リサイクル広報推進会議
 平成20年10月17日 福岡国際 会議場

②環境省が実施する環境衛生週間への協賛

③3R検定への後援
 3R検定実行委員会 3R検定
 平成21年1月11日 東京・京都・大阪の3会場

④市町村のための廃棄物政策力向上セミナーへの後援
 九州地方環境事務所 平成21年2月9日～10日 メルパルク熊本

10 調査研究の実施

我が国の3Rの制度・技術・経験の変遷について調査研究を実施し、特にアジア各国に見合った適切な3R関連情報の提供

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

■目的

本制度は、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収(エネルギーリカバリー)等の適切な推進に顕著な功績の阿多個人、企業、団体又は筑を表彰し、その功績をたたえ、もって循環型社会の形成、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に資する。

■推薦

都道府県、環境省地方環境事務所、3R活動推進フォーラムが行う

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰 循環表彰の概要2

■平成20年度実績

	3R活動推進フォーラムの推薦	全国の推薦総数
個人	5	6
企業	11	28
団体	2	15
合計	18	49

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰 循環表彰の概要3

■表彰式の模様

3R推進全国大会式典(平成20年10月24日、山形市内で開催)で




斉藤環境大臣から授与

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰 循環表彰の概要4

■これまでの実績

	3R活動推進フォーラムの推薦	全国推薦総数
平成18年	2	19
平成19年	16	41
平成20年	18	49

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰受賞事例

株式会社エコリサイクル

使用済み家電、PC、OA機器のリサイクル、冷媒フロン、断熱材フロン適正処理及び断熱材を熱源利用、小型電子電気機器の希少金属再利用等、循環型社会の形成に貢献
(平成19年度表彰)



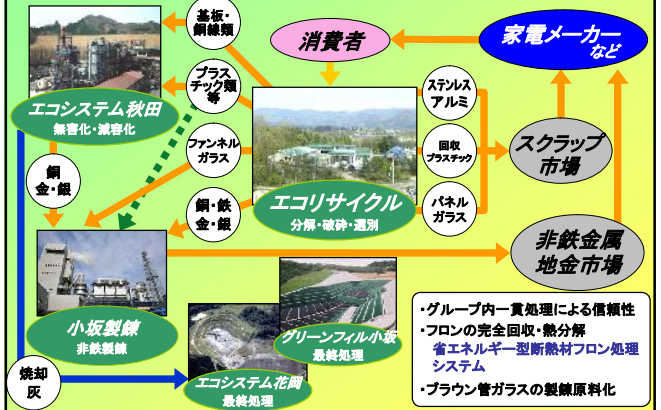
所在地 秋田県大館市花岡町

会社設立 平成11年7月15日
資本金 150百万円
家電メーカー6社
DOWAエコシステム(株)および関係会社6社

循環型社会形成推進功労者等表彰事例 1 エコリサイクル2

リサイクルの流れ

(同社資料より)



- ・グループ内一貫処理による信頼性
- ・フロンの完全回収・熱分解
- ・省エネルギー型断熱材フロン処理システム
- ・ブラウン管ガラスの製錬原料化

循環型社会形成推進功労者等表彰事例 1 エコリサイクル3

■経緯

- 2006年12月 東北大研究者、経済産業省などで作る「RtoS研究会」が大館市などの協力で小型電子機器の回収実験開始(市内21カ所に回収箱設置)
- 3月までに約4700個(6.8トン)の機器を回収
- 2007年12月 経済産業省の2007年度補助事業となり、県北部の自治体に拡大
- 2008年10月 秋田県事業として県下全域で回収開始

循環型社会形成推進功労者等表彰事例 1 エコリサイクル4

ボックス回収と回収物



循環型社会形成推進功労者等表彰事例 1 エコリサイクル5

回収実績 (個数)

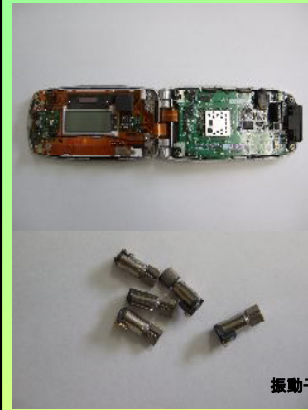
単位:%

	回収ボックス(電池除き)			粗大ごみ			
	2006	2007	2008	2006	2007	2008	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
アダプター	23.7	15.6	14.8	掃除機	6.6	11.5	8.7
電話機・携帯	10.7	10.3	8.7	ビデオデッキ	8.8	8.6	6.6
リモコン	5.3	6.6	4.5	アダプター	5.1	5.6	5.6
回路基板	1.6	2.5	7.4	ラジカセ	6.0	4.3	6.0
ケーブル	0.4	3.9	3.5	扇風機	3.4	5.2	2.8
CD	1.1	0.4	5.6	炊飯器	3.7	4.2	2.5
アダプター・車上ホルダー	6.9	3.7	0.4	プリンター	3.4	3.5	3.5
電話機	3.0	3.2	2.1	リモコン	2.3	3.2	4.1
電卓	3.7	3.1	1.9	電話機	1.9	3.5	3.2
マウス	3.3	3.0	2.1	ゲーム機	3.8	2.5	4.0
ゲーム機	2.4	2.7	2.4	ゲーム機	1.8	2.6	3.8
アダプター・充電器	3.6	2.9	1.1	ワープロ	1.5	2.2	1.1
FD	0.1	0.1	4.8	カセットデッキ	3.4	1.5	1.3
シューバー	1.8	2.3	1.3	電話機・携帯	1.1	1.4	2.9
ラジオ	2.0	1.7	1.1	ステレオアンプ	0.5	1.8	2.1
時計	0.7	1.0	2.1	CDプレーヤー	1.9	1.4	1.5
電話機・子機	0.5	1.2	1.7	CDラジカセ		2.2	1.0
HDドライブ	0.1	2.1	0.6	ステレオコンボ	2.3	1.1	1.3
CDドライブ	0.9	1.4	0.9	キーボード	0.8	1.0	2.4
キーボード	1.6	1.0	0.7	スピーカー	4.4	0.4	0.7
時計・腕	1.8	1.3	0.4	布団乾燥機	1.2	1.2	0.9
カセットプレーヤー	2.1	1.1	0.4	電子レンジ	3.8	0.4	0.1
カメラ・デジタル	0.7	1.2	0.7	回路基板	0.2	0.3	3.5

(同社資料より)

循環型社会形成推進功労者等表彰事例 1 株式会社エコリサイクル6

分解して回収したもの 携帯電話



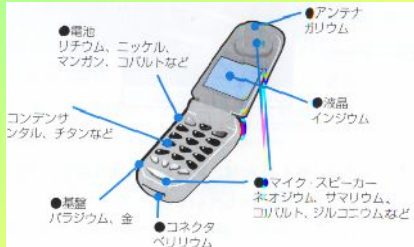
振動子

液晶

携帯電話に使われているレアメタル

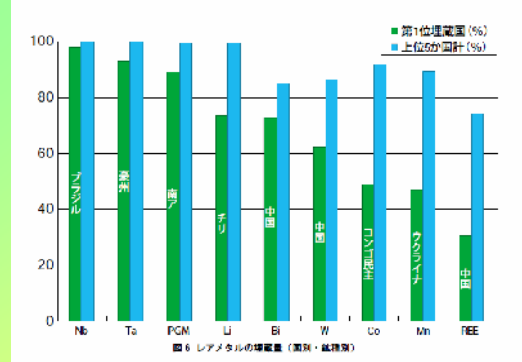
携帯電話1トン(約12,500台)

金300~400g (金鉱石1トンから金4~5g)
 銀1,500~2,300g
 パラジウム50~100g



出典:3R検定公式テキスト

レアメタルの産出国



引用 金属資源レポート

長井市/レインボープラン推進協議会

生ごみを分別・堆肥化、その堆肥で生産した農産物を消費するリサイクルシステムを推進、循環型社会形成に貢献

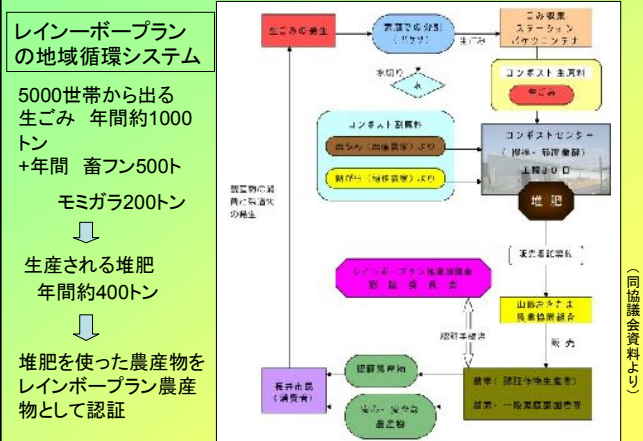
(平成20年度表彰)

■概要

- ・家庭の台所から出される生ごみを土づくりの資源としてとらえることから始まる地域循環システム
- ・市民は家庭の生ごみを分別し、行政は回収とコンポスト化を、農家は有機堆肥を使って農業生産を、というまちの中での有機物の循環を実現
- ・事業着手 平成9年2月
- ・現在、市内(9000世帯)の中央地区約5000世帯から排出される生ごみはほぼ全量、堆肥化されて市内の農地へ戻っており、それらの農地で生産された作物は、市内の家庭の食卓や学校給食で利用され、原則域内で消費

■経緯

- S63(1988).6 レインボープランは、「まちづくりデザイン会議」に端を発し、市民と農家と行政とが全て関わりあう仕組みとして発展台所と農業をつながない計画調査委員会(レインボープランの前身)設置
- H8(1996).11 長井市レインボープランコンポストセンター竣工(農林水産省補助事業)
- H10(1998).11 山形県環境顕彰「地球賞」受賞
- H12(2000).2 自治体環境グランプリ
「エッソン最小化部門賞」受賞
- H12(2000).3 環境保全型農業推進コンクール
「大賞(農林水産大臣賞)」受賞
- H13(2001).11 環境貢献賞((財)ソロプチミスト日本財団理事長)



生ごみは各家庭で分別し水気を切って70リットルのコンテナバケツのある収集所(約230ヶ所)へ

生ごみは、行政から委託された業者が市営コンポストセンターへ運搬

生ごみに籾殻と畜ふんを混ぜ約80日の発酵を経て堆肥を生産

レインボープラン農産物として認証される

堆肥は農協を通じて市内の生産者へ販売。ほぼ全量市内の農地へ

循環型社会形成推進功労者等表彰事例2 長井市/レインボープラン推進協議会5



認証を受けると認証シールが貼られる。生産された作物は、市内の家庭の食卓や学校給食で利用されるなど、原則域内で消費されている。

循環型社会形成推進功労者等表彰事例2 長井市/レインボープラン推進協議会6

- 堆肥価格 1トン4,200円、10キログラム袋で242円
- H17年の春の段階で約50軒の農家が挑戦
- 農産物の販売
 - 学校給食やNPO法人レインボープラン市民市場「虹の駅」、
 - NPO法人レインボープラン市民農場、JA直売所「愛菜館」、
 - 常設店(「長井村塾」、レインボープラン農産物取扱店)
 - などを通して市民の食卓へ

■結果

- 生活系可燃ごみ
 - 事業開始前の平成8年と平成9年度を比較して33%減量
 - (最近では37%)
- そのほかの効果
 - ・環境負荷の軽減(ダイオキシン、地球温暖化抑制)にも寄与
 - ・レインボープラン農産物を活用した商品開発
 - ・視察・観光客の受け入れによる交流人口の増加
 - ・子どもたちの学びの場提供

循環型社会形成推進功労者等表彰事例3

ドンカメ

有限会社ドンカメ

生ごみの堆肥化や農家と連携した学校給食への農作物の供給等、町独自の食の循環システムの確立に貢献 (平成20年度表彰)

- 概要 地域の身近な資源(生ゴミや畜ふんなど)を堆肥化し、その堆肥で地力の衰えた農地の再生に取り組み、安全で健康な農産物を収穫し、地産地消の学校給食など消費者に戻す循環型農業のシステム構築に取り組む。
- 経緯
 - 1995年 栃木県芳賀町に資源全循環システムの構築を農家として提案
 - 農事組合法人ドンカメ設立
 - 1997年 商工会の飲食店の生ゴミ回収をボランティアで開始
 - 2001年 町に事業が認められ、「芳賀町公共施設生ゴミ堆肥化による資源循環事業」を町から受託
 - 2003年 有限会社ドンカメに変更登記 新プラント建設開始
 - 2005年 新ドンカメ堆肥センター完成

循環型社会形成推進功労者等表彰事例3

ドンカメ2

■事業及び施設の概要

- ・施設名称 ドンカメ堆肥化センター
- ・所在地 栃木県芳賀町大字稲毛田2066-3
- ・敷地面積 4,998㎡
- ・構造 発酵プラント1棟 鉄骨造平屋建コンクリート
- 堆肥舎 1棟 鉄骨造平屋建コンクリート
- 脱臭施設 1
- ・補助事業 平成15年度 資源リサイクル畜産環境整備事業
- 平成17年度 資源循環型モデル等確立普及対策事業

循環型社会形成推進功労者等表彰事例3

ドンカメ3



(同社資料より)

循環型社会形成推進功労者等表彰事例3

ドンカメ4

■「環の町はが」参加状況

- ・公共施設: 小学校・中学校・保育園など給食の残渣をはじめとする生ゴミ(11施設)
- ・商工会: 飲食店・鮮魚店・旅館など商業施設から出る生ゴミ(40店舗)
- ・一般家庭: 住宅団地・集合住宅など一般家庭の台所から出る生ゴミ(350戸)(5ヶ年1,000戸)
- ・芳賀工業団地企業: 大手自動車メーカーなどの社員食堂から出る生ゴミ(5社)(ホンダ など 15,000~20,000食)
- ・畜産農家: 酪農家・養鶏農家などから出る畜ふん(4戸)
- ・公園緑地: 公園などから出る、草・落ち葉・街路樹等の剪定枝など
- ・たい肥購入農家(イチゴ、トマト、ナシ、人参、大根、水稻・・・)

■資源化実績

年間3,600tの循環資源を堆肥化、1,500tの堆肥を製造



生ごみ、食品残渣に畜糞、おがくず、剪定枝チップなどを混ぜ、水分調整する



レーンでは投入して1か月半かけて移動
このあとふるい機にかけて異物を除去、さらに熟成させる。
製品まで4ヶ月かける。



■製品



原料取得法に基づく表示	
肥料の名称	ドンカメ 堆肥堆肥 堆肥 堆肥
肥料の種類	堆肥
製造した原料の種類	畜糞 剪定チップ
肥料の成分表示	窒素含有率 10% リン含有率 10% カリ含有率 10%
製造した原料	堆肥
肥料	堆肥
主成分	堆肥
副成分	堆肥
製造工場	堆肥



肥料取得法に基づく表示	
肥料の名称	ドンカメ 堆肥堆肥 堆肥 堆肥
肥料の種類	堆肥
製造した原料の種類	畜糞 剪定チップ
肥料の成分表示	窒素含有率 10% リン含有率 10% カリ含有率 10%
製造した原料	堆肥
肥料	堆肥
主成分	堆肥
副成分	堆肥
製造工場	堆肥



(同社資料より)

■効果

- 学校給食の地産率(H18):53.3%(年間wt%) 毎日が地産地消の学校給食となった。
- 学校給食では毎日、給食委員の児童・生徒が今日の地産野菜の生産者をすべて発表してから、「皆さん手を合わせて下さい。いただきます」の挨拶をする。(小中学校全校で取り組む)
- 生ごみの堆肥化や地産地消の学校給食により子供達にとって食育や環境教育が身近になった
- 堆肥(有機肥料)を使う土作りを基本とした循環型農業が活性化した。たい肥利用者補助制度(価格はトン2,500円、半額を町が助成)。
- 農業・工業・商業・行政・住民参加型の地域連携事業ゆえ、ごみに対する意識の変容と様々なパートナーシップが生まれた。
- 地域での、肥料の自給と食糧の自給率のアップにつながっている。



有限会社 山陰クリエート

発泡スチロールの油化還元、廃プラスチックの固形燃料化など、3R推進に貢献 (平成20年度表彰)

■会社概要

発泡スチロールの油化還元
廃プラスチック類の建材・梱包資材“エコウッド”製造
固形燃料(RPF)製造

資本金3,600万円
本社産廃部・化成品事業部 鳥取県米子市和田町2162-1

■沿革

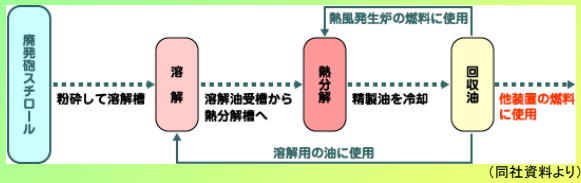
- 1983年7月 設立
- 1990年9月 米子市夜見町に発泡スチロール油化処理工場
- 1996年10月 本社を米子市和田町に移転
- 1998年3月 廃プラスチック類、リサイクル工場稼働(エコウッド)
- 2003年9月 廃プラスチック類、再生機及びエコウッド製造ラインを和田工場に新設。

■事業内容

1 発泡スチロールの油化還元

- 家電・OA機器の梱包用緩衝剤、魚箱、青果箱、食品トレーなど、身近に利用されている発泡スチロールは、その重量に比べて容積が大きく、処分方法は減容してインゴットにするのが主流
- 現状は、一般的に発泡スチロールをリサイクルする場合、白色のものに限定される場合が多く、印刷等で色付けされたものの殆どは廃棄処分されている。
- 山陰クリエートは平成2年9月、「発泡スチロール油化還元装置」を開発し、減容ではなく油化還元することで色付きの発泡スチロールであってもリサイクル油として燃料化させ、自社の保有する他施設の熱源燃料である灯油又は軽油の代替品として使用。
- 平成6年3月には、栃木県宇都宮市にある中央卸売市場に装置を納入、市場内で発生する発泡スチロール(魚箱・青果箱)を処理し、ボイラー等の燃料として使用。

発泡スチロールの油化工程と回収油の利用



100kgの廃発泡スチロールから約104リットルの燃料油が精製できる。
 精製段階でそのうち40%を本設備熱源として消費し、残りの60%が燃料油として、焼却炉・暖房用のボイラー・冷蔵庫などの吸収冷房用燃料の他、様々な装置に利用できる。

発泡スチロール油化還元装置と油化の状況



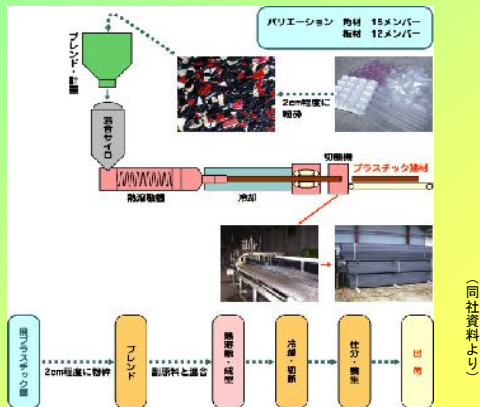
2 廃プラスチック類の建材・梱包資材“エコマウッド”

- ・年間1千万トン近く発生する廃プラスチック類のリサイクル率はまだまだ低く、一般廃棄物ではその殆どが焼却・埋立処分されている。
- ・この廃棄されたプラスチックのうち、ポリプロピレン(PP)を主成分とした「エコマウッド」を平成10年3月より製造を開始し、従来の鉄、非鉄、木製品の代替素材として梱包資材や、“腐りにくい・軽い・加工が簡単”といった特性を生かした水上施設や陸上施設など利用されている。
- ・主原料となるポリプロピレン(PP)は、乗用車のバンパーや家電製品、ペットボトルのキャップを使用。製品の製造・加工時に発生した端材や使用済みの製品を粉碎することで再び原料として使用している「完全リサイクル」な製品。
- ・最近では、地元の自治体や学校などの協力を得てペットボトルのキャップ回収に力を入れている。

廃プラから製品に



廃プラスチック類の建材・梱包資材“エコマウッドの製造工程



3 固形燃料(RPF)

- ・廃棄物のリサイクル率をより一層高めるために平成17年5月よりRPF製造工場を稼働。
- ・RPFとは『Refuse Plastics&Paper Fuel(リフェーズ・プラスチック&ペーパー・フューエル)』すなわち『プラスチックと紙から得られる燃料』の略。今まで処分場等で埋立や焼却していたリサイクルが困難な古紙や廃プラスチックを混ぜて製造される固形燃料のことで、産業廃棄物を主体に特定の事業所から排出された、プラスチック類と紙くず、木くず等を原料として『破碎→圧縮固化』したもの。
- ・同社は、混合比プラスチック類50%、木・紙等50%で製造しており、地元にある製紙会社のボイラー用燃料として供給している。
- ・施設の能力としては84.6トン/日で、月産平均800トンで操業。

循環型社会形成推進功労者等表彰事例4 山陰クリエイト9



RPF製造施設 原料投入とRPF

循環型社会形成推進功労者等表彰事例5 西濃建設

西濃建設株式会社

本社 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪
 創業 昭和8年4月
 設立 昭和21年12月
 資本金 1億円
 沿革 昭和57年 アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊のリサイクルの研究を開始
 平成元年 再生骨材の製造を開始
 平成2年 軽量気泡コンクリート(ALC) 廃材を再生して軟弱地盤工事の軽量盛土材にする工法開発
 平成9年 下水汚泥を資源としてリサイクルするRUSシステムを立ち上げ
 平成16年 太陽光発電システムをグループ会社に設置
 平成18年 建設発生度改良プラント建設

建設廃棄物リサイクル事業、下水汚泥リサイクル技術開発の積極的取組と使用を通して循環型社会形成に貢献
(平成20年度表彰)

循環型社会形成推進功労者等表彰事例5 西濃建設2

再生骨材の利用

- 平成元年からアスファルト・コンクリート塊から再生骨材の製造開始
- 平成2年には、軽量気泡コンクリート(ALC) 廃材を再生して、軟弱地盤工事の軽量盛土材とする工法を開発した。
- 再生骨材の使用状況は、再生アスファルト合材に平均30%の使用率で過去10年平均、25,000t/年、再生路盤材として過去10年平均、32,000t/年となる。





アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊のリサイクル 軽量気泡コンクリート廃材による軽量盛土

(同社資料より)

循環型社会形成推進功労者等表彰事例5 西濃建設3

RUS (ラス) システム

- 平成9年、RUSシステムを立ち上げ
- 従来は埋め立て、焼却・溶融処分するしかなかった下水汚泥を資源としてリサイクル可能にし、土質固化材料として完全リサイクル
- 下水汚泥を取り扱っている「りゅういき」(R) 焼成技術のある「上田石灰製造」(U) 販売・施工実績のある「西濃建設」(S)
- 3社が高反応な特性をもち速硬効果・早期強度発現効果・圧密増大効果・作業性向上効果等に優れた特性を発揮する石灰「ラスカル(高反応石灰)」が開発。これを地盤安定材「タフロックスーパーR」として住友大阪セメント(株)と共同開発。岐阜県リサイクル製品 第1号に認定
- 下水汚泥に特殊石灰を添加、熟成、造粒後、ロータリーキルンで焼成し、焼成品をセメント等と混合して土質改良材。
- 現在、年間14,000t程度製造し、公共工事を中心に多くの現場で使用




RUSシステムによるリサイクル土質固化材「タフロックスーパーR」

循環型社会形成推進功労者等表彰事例5 西濃建設4

土のリサイクル

- 土に関する専門会社を23年前に設立し、土の3R(発生抑制・再利用・再生利用)に適正処分を加えた事業を展開している。(約600万m³/年)
- 土の有効利用に欠かせない固化材・施工機械・工法の開発研究を推し進め、前記の「タフロックスーパーR」をはじめ粉塵抑制固化材「タフロックNS」を国内で始めて開発、商品化した。
- 現在粉塵抑制固化材では第3世代となろう「MC工法」を開発・実用化した。
- 更に固化材を使用しないで軟弱不良土の粒度調整による土質改良工法も十数年前に提案し、現在広く公共工事に採用されるようになっていく。(過去平均約20万m³/年)




粉塵抑制固化材の第3世代「MC工法」

循環型社会形成推進功労者等表彰事例6 21世紀の森林づくり


特定非営利活動法人 21世紀の森林づくり

スギの間伐材等の低位利用材を活用した「オール木質材パレット」を開発し、3R推進に貢献
(平成20年度表彰)

福岡県森林林業技術センター及び福岡県リサイクル総合研究センターとのオール木質スギパレット共同開発(H16~18)

■背景

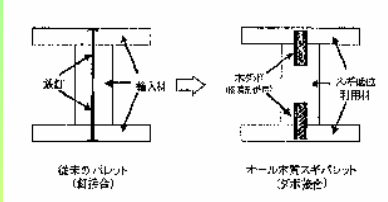
木材価格の著しい低迷等により、間伐材の多くは搬出されず山に放置されており、供給が不安な外材に代わる国産材の安定供給体制づくりが進められている。



物流に用いる木製パレットは、国内で毎年5000万枚(原木換算500万m³)が生産されていて、その多くは外材が使用されている。

■オール木質スギパレット

- 1 原木に間伐から得られたスギ大曲がり材を使用
- 2 従来の釘打ちの代わりに、家具等で使われる木製ダボで組み立てている



21世紀の森づくり資料より



スギ大曲がり材



木製ダボ

■パレットの特徴

- ①スギは外材に比べたわみやすく、釘の利きが甘いですが、木製ダボで強固に組み立てることにより、従来の外材釘打ちパレットと同等以上の強度をもつ
- ②釘の浮き上がりがなく、肥料袋等の積載商品を傷つけにくい
- ③釘(鉄)を使用しないため、廃棄が比較的容易である
- ④パレットは長さ1m程度の部材からなるため、丸太を短く切ることで、曲がり大きな丸太も十分利用可能



■製材ラインの開発

スギ原木の買取価格8千円を目標に、加工コストを下げるため、短尺丸太用の効率的な製材ライン(写真)やダボ穴開け装置の開発も行っている。



■効果と今後の取組

- ・パレットに利用することは、間伐材の総合的な利用を可能とし、林業者の収益向上、健全な森林を育成
- ・バイオマスエネルギー利用の面でも供給コストの圧縮に大きく貢献できる
- ・パレットの製造販売をH19年4月から開始。パレットは全国各地で消費されており、各地域で製造を希望する事業者を併せて募集中

株式会社リーテム (Recycle Technology & Management)

長く資源循環の規範的な取り組みを行い、3R推進・普及活動を展開、業界のリーダー的存在として循環型社会形成に貢献 (平成20年度表彰)

■会社概要

- ・本社 東京都千代田区外神田3-6-10
- ・代表取締役 中島彰良
- ・資本金 3,600万円

■事業概要

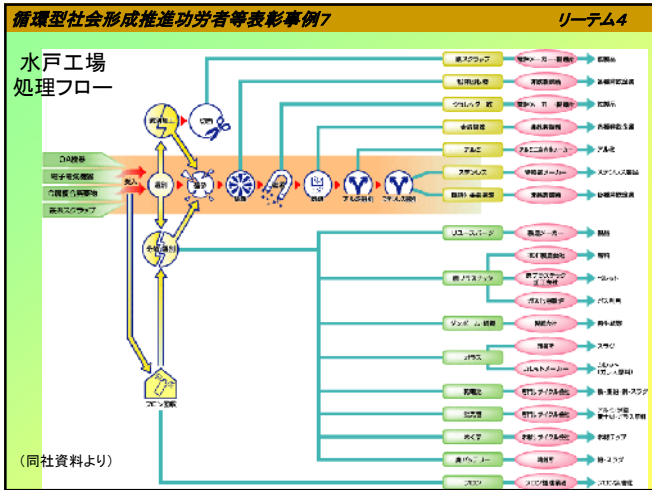
- ・廃棄品の再資源化を行うリユース・リサイクル事業
- ・企業の環境対応や法規制対応をサポートする環境コンサルティング事業
- ・社会貢献事業
 - 各地での講演
 - 環境教育、小学生から社会人までの工場見学の受け入れ
 - 環境問題を主題とした自治体主催の見学対応

■沿革

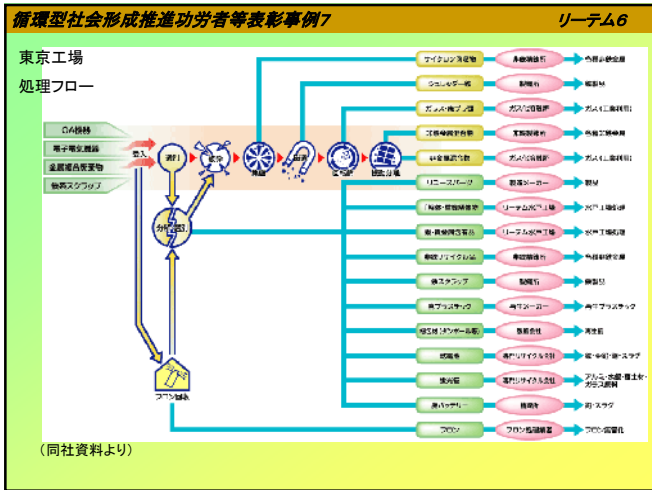
- 明治42年(1909年) 水戸で創業
- 昭和26年(1951年) 6月株式会社中島商店に改組
- 昭和27年(1951年)4月 千代田区外神田に東京支店を開設
- 昭和45年(1970年)10月 現・水戸工場を茨城県茨城町に建設
- 平成5年(1993年)9月 リーテム・リサイクルシステム(プロセスI)導入
- 平成9年(1997年)4月 株式会社リーテムに社名変更、(財)CJTの実証プラント/リーテム・リサイクルシステム(プロセスII)稼動
- 平成9年(1997年)10月 本社を東京都千代田区の東京支店住所に移転
- 平成10年(1998年)7月 リサイクルの全国ネットワークJ・RICを組織化
- 平成13年(2001年)1月 環境マネージメント国際規格ISO14001認証取得
- 平成14年(2002年)7月 東京都の「スーパーエコタウン事業」に選定される
- 平成17年(2005年)5月 東京工場竣工
- 平成17年(2005年)11月 情報セキュリティのBS7799/ISMS認証取得
- 平成18年(2006年)11月 情報セキュリティマネジメントシステムをISO 27001へ移行
- 平成19年(2007年)11月 環境大臣が東京工場視察
- 平成20年(2008年)7月 天皇陛下が東京工場ご視察

■水戸工場

- ・水戸工場は鉄のリサイクル、金属複合材のリサイクルと手解体ライン(複写機、パチスロ、PC等)で構成
- ・今日の業務の中心となるものは93年に導入された特殊シュレッダー(リーテムプロセスI)による素材の分離回収システム
- ・この機械の特徴はリサイクルの原料として敬遠されがちな金属とプラスチックの複合物を一度に大量処理できることであり、これらリサイクル処理することでゼロエミッション型の再資源化を実現
- ・リーテムプロセス(破碎処理施設) 37.8t/日
- ・ギロチンシャー(切断機) 80t/日
- ・処理実績
 - 2006年度 産業廃棄物処理量: 13,501t/年
 - 有価物処理量: 11,825t/年
 - (うち、東京工場からの搬入量: 2,567t/年)



- 循環型社会形成推進功労者等表彰事例7 リーテム5
- ### 東京工場
- 東京工場は東京都より「東京スーパーエコタウン事業」に選定され2005年9月に本格稼動
 - 自治体では処理が困難な金属系粗大ごみも独自のノウハウにより高効率なリサイクルを実現
 - 電子電気機器類・情報機器は水戸工場と連携してゼロエミッション処理を実現
 - 処理能力
 - 廃プラスチック類432t/日
 - 混合物864t/日
 - 処理能力2006年度
 - 産業廃棄物処理量: 4,775t/年
 - 有価物処理量: 4,897t/年 (うち、水戸工場からの搬入量: 2,468t/年)



循環型社会形成推進功労者等表彰事例7 リーテム8

リーテム総合マネジメントシステム

RISM(リズム)とは・・・

リーテム統合マネジメントシステム (Re-Tem Integrated System of Management)の略称。環境保全情報セキュリティレベルの維持・向上、法令順守、労働安全衛生管理を含む、企業活動における様々な側面で、リスク発生の予防と低減を実現する活動体制です。

EMS

環境マネジメントシステム (ISO14001)

地産地消促進、環境リスク管理等の推進

ISMS

情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001)

顧客・社員の情報資産の保護

RMS

リスクマネジメントシステム (ISO31000)

法令順守、労働安全衛生水準の向上、業務計画向上、発生リスクの低減

RISM組織図

(同社資料より)

